

2021年8月

発行登録追補目論見書
(契約締結前交付書面及び)
(無登録格付に関する説明書を含む)



バークレイズ・バンク・ピーエルシー

バークレイズ・バンク・ピーエルシー 2026年9月29日満期
トルコ・リラ建ゼロクーポン社債

— 売出人 —

エイチ・エス証券株式会社

(注) 発行会社は、令和3年8月3日付で「バークレイズ・バンク・ピーエルシー 2026年9月3日満期 バークレイズ米国株式・機動配分指数連動円建て社債」の売出しについて、令和3年8月6日付で「バークレイズ・バンク・ピーエルシー 2031年9月8日満期 期限前償還条項・円償還条項付 円/米ドル デュアル・カレンシー社債」の売出しについて、令和3年8月20日付で「バークレイズ・バンク・ピーエルシー 2024年9月20日満期 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500 複数株価指数連動デジタルクーポン 円建社債 ノックイン期間限定型」の売出しについて、また令和3年8月27日付で「バークレイズ・バンク・ピーエルシー 2031年9月30日満期 期限前償還条項・円償還条項付 円/米ドル デュアル・カレンシー社債」の売出しについて、それぞれ訂正発行登録書を関東財務局長に提出しております。当該各社債の売出しに係る目論見書は、この発行登録追補目論見書とは別に作成及び交付されませんので、当該各社債の内容はこの発行登録追補目論見書には記載されておられません。

1. 本社債に係る外国会社報告書、外国会社半期報告書、外国会社臨時報告書及びその訂正に係る書類は、英語により記載されます。
2. 本社債は、1933年合衆国証券法（その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もありません。合衆国証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国内において、又は米国人に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはなりません。本段落において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有しております。

The Notes have not been and will not be registered under the United States Securities Act of 1933, as amended (the “Securities Act”), and may not be offered or sold within the United States or to, or for the account or benefit of, U.S. persons except in certain transactions exempt from the registration requirements of the Securities Act. Terms used in this paragraph have the meanings given to them by Regulation S under the Securities Act.

3. 本社債の元利金はトルコ・リラで支払われますので、外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。
4. この特記事項の直後に挿入される本社債に関する契約締結前交付書面及び「無登録格付に関する説明書」と題する書面は、本社債の売出人であるエイチ・エス証券株式会社の作成に係るものであり、目論見書の一部を構成するものではありません。

外貨建て債券の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、外貨建て債券のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

○外貨建て債券のお取引は、主に募集・売出し等や当社が直接の相手方となる等の方法により行います。

○外貨建て債券は、金利水準、為替相場の変化や発行者の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生ずるおそれがありますのでご注意ください。

手数料など諸費用について

- 外貨建て債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いただきます。
- 外貨建て債券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生ずるおそれがあります

- 外貨建て債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇することになります。したがって、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生ずる場合があります。また、市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却することができない可能性があります。
- 金利水準は、各国の中央銀行が決定する政策金利、市場金利の水準（例えば、既に発行されている債券の流通利回り）や金融機関の貸出金利等の変化に対応して変動します。
- 外貨建て債券は、為替相場（円貨と外貨の交換比率）が変化することにより、為替相場が円高になる過程では外貨建て債券を円貨換算した価値は下落し、逆に円安になる過程では外貨建て債券を円貨換算した価値は上昇することになります。したがって、売却時あるいは償還時の為替相場の状況によっては為替差損が生ずるおそれがあります。
- 通貨の交換に制限が付されている場合は、元利金を円貨へ交換することや送金ができない場合があります。

債券の発行者または元利金の支払の保証者の業務または財産の状況の変化などによって損失が生ずるおそれがあります

- 外貨建て債券の発行者や、外貨建て債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況に変化が生じた場合、市場価格が変動することによって売却損が生ずる場合があります。
- 外貨建て債券の発行者や、外貨建て債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いの停滞若しくは支払不能の発生又は特約による元本の削減等がなされるリスクがあります。

なお、金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合などには、発行者の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行者の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。

- 外貨建て債券のうち、主要な格付機関により「投機的要素が強い」とされる格付がなされているものについては、当該発行者等の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生ずるリスクの程度はより高いと言えます。

債券の発行者等または当該通貨等の帰属する国や地域の政治および経済状況の変化、法令・規制の変更などによって損失が生じるおそれがあります

- 外貨建て債券の発行者、保証会社もしくは当該通貨等の帰属する国や地域、または取引市場の帰属する国や地域の政治・経済・社会情勢の変化および法令・規制等の変更やそれらに関する外部評価の変化、天変地異等により、外貨建て債券の価格が変動することによって損失が生じるおそれや、売買や受渡が制限される、あるいは不能になるおそれがあります。また、通貨不安等により大幅な為替変動が起こり、円貨への交換が制限される、あるいはできなくなるおそれがあります。
- 一般に、新興国については、先進国に比べて上記のリスクの程度はより高いと言えます。

外貨建て債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- 外貨建て債券のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

○その他留意事項

日本証券業協会のホームページ (<http://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html>) に掲載している外国の発行者が発行する債券のうち国内で募集・売出しが行われた債券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されています。

外貨建て債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における外貨建て債券のお取引については、以下によります。

- 外貨建て債券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- 当社が自己で直接の相手方となる売買
- 外貨建て債券の売買の媒介、取次ぎ又は代理

外貨建て債券に関する租税の概要

個人のお客様に対する外貨建て債券（一部を除く。）の課税は、原則として以下によります。

- 外貨建て債券の利子（為替損益がある場合は為替損益を含みます。）については、利子所得として申告分離課税の対象となります。外国源泉税が課されている場合は、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収されます。この場合には、確定申告により外国税額控除の適用を受けることができます。
- 外貨建て債券の譲渡益及び償還益（それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。）は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- 外貨建て債券の利子、譲渡損益及び償還損益は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。
- 割引債の償還益は、償還時に源泉徴収されることがあります。

法人のお客様に対する外貨建て債券の課税は、原則として以下によります。

- 外貨建て債券の利子、譲渡益、償還益（それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。）については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。なお、お客様が一般社団法人又は一般財団法人など一定の法人の場合は、割引債の償還益は、償還時に源泉徴収が行われます。
- 国外で発行される外貨建て債券（一部を除く。）の利子に現地源泉税が課税された場合には、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収され、申告により外国税額控除の適用を受けることができます。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。
詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

譲渡の制限

- 振替債（我が国の振替制度に基づき管理されるペーパーレス化された債券をいいます。）である外貨建て債券は、その償還日又は利子支払日の前営業日を受渡日とするお取引はできません。また、国外で発行される外貨建て債券についても、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において外貨建て債券のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- 国外で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。また、国内で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、保護預り口座又は振替決済口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部又は一部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示しただけなかったときは、お取引ができない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合があります。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます。）。

当社の概要

商号等 エイチ・エス証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第35号
本店所在地 〒163-6027 東京都新宿区西新宿6-8-1 住友不動産新宿オークタワー27階
加入協会 日本証券業協会
指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金 30億円
主な事業 金融商品取引業
設立年月 2006年9月
連絡先 03-4560-0233(コンプライアンス統括部)又はお取引のある支店にご連絡ください。

以上

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住所：〒163-6027 東京都新宿区西新宿6-8-1 住友不動産新宿オークタワー27階

電話番号：03-4560-0233（コンプライアンス統括部）

受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く） 8時20分～17時20分

金融ADR制度のご案内

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)」を利用することができます。

住所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005

（FINMACは公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）

受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く） 9時00分～17時00分

無登録格付に関する説明書 (ムーディーズ・インベスターズ・サービス)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス
グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：ムーディーズ・ジャパン株式会社
(金融庁長官(格付)第2号)

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ(https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx))の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ)にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・インベスターズ・サービス(以下、「ムーディーズ」という。)の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、2020年6月23日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

以 上

無登録格付に関する説明書 (S&P グローバル・レーティング)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：S&P グローバル・レーティング

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社
(金融庁長官(格付)第5号)

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ

(<http://www.standardandpoors.co.jp>)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」

(<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>)に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

S&P グローバル・レーティングの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&P グローバル・レーティングは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&P グローバル・レーティングは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デュー・デリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

この情報は、2020年6月23日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記 S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

以 上

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 3-外1-3

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和3年8月27日

【会社名】 バークレイズ・バンク・ピーエルシー
(Barclays Bank PLC)

【代表者の役職氏名】 最高財務責任者
(Chief Financial Officer)
スティーブン・ユワート
(Steven Ewart)

【本店の所在の場所】 英国 ロンドン市 E14 5HP チャーチル・プレイス 1
(1 Churchill Place, London E14 5HP, United Kingdom)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 樋口 航

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 溝口 圭紀
同 瓜生 和也
同 津江 紘輝
同 前田 圭一朗

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

**【発行登録の対象とした
売出有価証券の種類】** 社債

【今回の売出金額】 14,523,500 トルコ・リラ (円貨換算額 189,967,380 円)

(上記円貨換算額は1トルコ・リラ=13.08円の換算率(2021年8月25日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値)による。)

【発行登録書の内容】

提出日	令和3年8月2日
効力発生日	令和3年8月13日
有効期限	令和5年8月12日
発行登録番号	3-外1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 10,000億円

【これまでの売出実績】
 (発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
3-外1-1	令和3年8月25日	306,000,000円	該当なし。	
3-外1-2	令和3年8月26日	420,000,000円		
実績合計額		726,000,000円	減額総額	0円

【残額】 999,274,000,000円
 (発行予定額－実績合計額－減額総額)

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当なし。						
実績合計額		該当なし。	償還総額	該当なし。	減額総額	該当なし。

【残高】 該当なし。
 (発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額)

【安定操作に関する事項】 該当なし。

【縦覧に供する場所】 該当なし。

目 次

	頁
第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
第2 売出要項	1
1 売出有価証券	1
2 売出しの条件	2
第3 第三者割当の場合の特記事項	18
第二部 公開買付けに関する情報	19
第三部 参照情報	20
第1 参照書類	20
1 有価証券報告書及びその添付書類	20
2 四半期報告書又は半期報告書	20
3 臨時報告書	20
4 外国会社報告書及びその補足書類	20
5 外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類	20
6 外国会社臨時報告書	20
7 訂正報告書	20
第2 参照書類の補完情報	20
第3 参照書類を縦覧に供している場所	20
第四部 保証会社等の情報	21
「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	22
有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面	23
事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	86

注) 本書において、別段の記載がある場合を除き、下記の用語は下記の意味を有する。

「発行会社」、「当行」又は	
「計算代理人」	バークレイズ・バンク・ピーエルシー
「バークレイズ・グループ」	バークレイズ・ピーエルシー及びその子会社
「英国」又は「連合王国」	グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国
「円」又は「円貨」	日本の法定通貨
「トルコ・リラ」又は「クルシュ」	トルコ共和国の法定通貨

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

該当なし。

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

銘 柄	パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2026年9月29日満期 トルコ・リラ建ゼロクーポン社債（以下「本社債」という。）（注1）		
売出券面額の総額又は 売出振替社債の総額	31,000,000トルコ・リラ	売出価額の総額	14,523,500トルコ・リラ
記名・無記名の別	無記名式	各社債の金額	10,000トルコ・リラ
償還期限（満期日）	2026年9月29日（ロンドン時間）（以下「満期日」という。）（「修正翌営業日調整」（以下に定義される。）により調整される。かかる満期日の調整に関し、発行会社により利息その他の追加額が支払われることはない。）		
利 率	該当なし		
売出しに係る社債 の所有者の住所及び 氏名又は名称	エイチ・エス証券株式会社 （以下「売出人」という。）	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号 住友不動産新宿オークタワー27階	
摘 要	<p>(1) 信用格付 本社債に関し、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、又は閲覧に供される信用格付はない。</p> <p>(2) その他 その他の本社債の条件については、「2 売出しの条件」を参照のこと。</p>		

(注1) 本社債は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーにより、発行会社の2019年6月20日付グローバル・ストラクチャード・セキュリティーズ・プログラム及び下記（注2）に記載のマスター代理人契約に基づき、2021年9月28日に発行される予定である。本社債が証券取引所に上場される予定はない。

(注2) 本社債は、発行会社、計算代理人兼フレンチ・クリアードIPAとしてのパークレイズ・バンク・ピーエルシー、発行・支払代理人兼名義書換代理人兼交換代理人としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（発行・支払代理人兼名義書換代理人兼交換代理人としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンを以下「発行・支払代理人」、「名義書換代理人」又は「交換代理人」といい、文脈上必要な場合は、ルクセンブルク代理人（以下に定義される。）、フランクフルト代理人（以下に定義される。）及び発行会社により任命されることのある追加の支払代理人と併せて「支払代理人」といい、また文脈上必要な場合は、ニューヨーク代理人（以下に定義される。）及び発行会社により任命されることのある追加の名義書換代理人と併せて「名義書換代理人」という。）、ニューヨークにおける登録機関（以下「ニューヨーク登録機関」という。）兼ニューヨーク市における代理人（以下「ニューヨーク代理人」という。）としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン、フランクフルトにおける代理人（以下「フランクフルト代理人」という。）としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン、ルクセンブルクにおける代理人（以下「ルクセンブルク代理人」という。）兼ルクセンブルクにおける登録機関（以下「ルクセンブルク登録機関」といい、ニューヨーク登録機関と併せて、また個別に「登録機関」という。）としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・エヌイー/エヌブイ（ルクセンブルク支店）、計算代理人としてのパークレイズ・キャピタル・セキュリティーズ・リミテッド、フランスIPAとしてのビーエヌピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ、スイスIPAとしてのビーエヌピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ、パリ、スキュルサル・ド・チューリッヒ、スウェーデンIPAとしてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケンAB（publ）、フィンランドIPAとしてのスカ

ンディナビスカ・エンスキルダ・バンケンAB (publ)、ノルウェーIPAとしてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケンAB (publ)、デンマークIPAとしてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケンAB (publ)、並びにCREST代理人としてのコンピューターシェア・インベスター・サービスズ・ピーエルシーの間において2021年6月18日付で締結されたマスター代理人契約（以下「マスター代理人契約」という。この用語には、随時補足及び／又は変更及び／又は修正再表示及び／又は置換されるマスター代理人契約を含む。）に従い、マスター代理人契約の利益を享受して発行される社債券（以下「本社債券」又は「本社債」といい、この用語は、(i)包括形式により表章される本社債券（以下「包括社債券」又は「包括社債」という。）に関して、当該本社債券の指定通貨における最低の指定券面額の単位（適用ある条件決定補足書に規定する。）、(ii)包括社債券との交換（又は一部交換）により発行される確定社債券、及び(iii)包括社債券を意味する。）のシリーズの1つである。

本社債券の所持人（以下「本社債権者」という。）及び利付無記名式確定社債券に付された利息の支払のための利札（以下「利札」という。）の所持人（以下「利札所持人」という。）は、マスター代理人契約及び適用ある条件決定補足書の諸条項の全てについて通知を受けているものとみなされ、それらの利益を享受し、それらに拘束されるものである。下記「2 売出しの条件、社債の要項の概要」における記載の一部は、マスター代理人契約の詳細な条項の概要であり、その詳細な条項に基づくものである。

本社債権者及び利札所持人は、2021年6月18日付で発行会社により発行された約款（Deed of Covenant）（本社債の発行日までになされた補足及び／又は変更及び／又は修正再表示及び／又は置換を含む。）の利益を享受する権利を有する。

「修正翌営業日調整」とは、当該日が営業日でない場合に、翌営業日が当該日となる（但し、それにより翌暦月にずれ込む場合には、当該日は直前の営業日に繰り上げられる。）調整方法をいう。

「営業日」とは、(a)ロンドン、ニューヨーク、東京及びイスタンブールにおいて商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務（外国為替及び外貨預金取引を含む。）を営んでいる日及び(b)関連決済システムに係る決済システム営業日をいう。

「決済システム営業日」とは、関連決済システムが決済指図の受理及び執行のために営業している日（又は、受渡障害事由が発生していなければそのように営業していたと思われる日）をいう。

「関連決済システム」とは、ユーロクリア・バンク・エスユー／エヌプイ及びその承継人、並びにクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム及びその承継人をいう。

2【売出しの条件】

売出価格	額面金額の46.85% (注1)	申込期間	2021年8月30日から 2021年9月24日まで
申込単位	額面20,000トルコ・リラ以上 額面10,000トルコ・リラ単位	申込証拠金	なし
申込受付場所	売出人の日本における 本店及び所定の営業所（注2）	受渡期日	2021年9月29日 (日本時間)
売出しの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称	該当なし	売出しの委託契約の内容	該当なし

(注1) 本社債の申込人は、受渡期日に売出価格をトルコ・リラ又は相当する円貨額にて支払う。

(注2) 本社債の申込み及び払込みは、売出人の定める「外国証券取引口座約款」（以下「約款」という。）に従ってなされる。各申込人は、売出人からあらかじめ約款の交付を受け、約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨記載した申込書を提出する必要がある。売出人との間に開設した外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。

(注3) 本社債は、1933年合衆国証券法（その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」という。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。本社債は、合衆国税法の適用を受ける。合衆国証券法の登録義務を免除された一定の取

引による場合を除き、合衆国内において、又は米国人 (U. S. Person) に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはならない。この (注3) において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

(注4) 本社債は、欧州経済領域 (EEA) 又は英国のリテール投資家に対し、募集、売出し、販売又はその他の方法で入手可能にすることが意図されたものではなく、また、募集、売出し、販売又はその他の方法で入手可能にされてはならない。ここでいう「リテール投資家」とは、(i) 指令2014/65/EU (その後の改正を含む。以下「MiFID II」という。) 第4(1) 条(11)に定義されたリテール顧客、(ii) 指令 (EU) 2016/97 (保険販売業務指令) の定義に該当する顧客 (ただし、MiFID II 第4(1) 条(10)に定義されたプロフェッショナル顧客としての資格を有しないものをいう。) 又は(iii) 規制2017/1129/EUで定義された適格投資家に当たらない者のいずれか (又はその複数) に該当する者をいう。このため、リテール投資家に対して、本社債を募集、売出し、販売又はその他の方法で入手可能にする際に規制 (EU) No 1286/2014 (その後の改正を含む。以下「PRIIPs規制」という。) 上要求される重要情報書類は作成されておらず、リテール投資家に対する本社債の募集、売出し、販売又はその他の方法により入手可能にすることは、PRIIPs規制違反となる可能性がある。

社債の要項の概要

1. 利息

本社債には利息は付されない。

2. 償還及び買入れ

(1) 満期償還

後記の規定に従い期限前に償還、買入れ又は消却される場合を除き、本社債は、発行会社によって、満期日に、その額面金額でトルコ・リラにより償還される。

(2) 発行会社課税事由、通貨障害事由、法の変更及び異常な市場障害の発生後の期限前償還及び/又は調整
発行会社は、「発行会社課税事由」 (以下に定義される。) 及び/又は「通貨障害事由」 (以下に定義される。) 及び/又は「法の変更」 (以下に定義される。) 及び/又は「異常な市場障害」 (以下に定義される。) (以下「追加障害事由」という。) が発生した場合には、以下の規定に従う。

(i) 発行会社は、計算代理人に、かかる追加障害事由が本社債に及ぼす経済的効果であって商業上合理的な結果をもたらすものを考慮するため、また当該本社債を保有することによる社債権者に対する経済的効果を実質的に維持するために本要項及び/又は本社債に関連するその他の規定に対して適当な調整を行うことの可否を判断するよう要請することができる。計算代理人が、適当な調整が可能であると判断した場合、発行会社はかかる調整の発効日を決定し、かかる調整について本社債権者に通知し、かかる調整を実施するために必要な手続をとる。計算代理人が、商業上合理的な結果をもたらす、かつ当該本社債を保有することによる社債権者に対する経済的効果を実質的に維持することができるような調整を行うことが不可能と判断した場合には、計算代理人はその旨発行会社に通知し、いかなる調整も行われぬ。

(ii) 発行会社は、本社債権者に対し10営業日前までに (かかる通知期間を以下「期限前償還通知期間」という。) 取消不能の通知 (かかる通知を以下「追加障害事由償還通知」という。) を行った上で、期限前償還通知期間の最終日 (かかる日を以下「期限前現金償還日」という。) において当該シリーズの本社債の全てを償還し、各本社債権者に対し、当該本社債権者の保有する各本社債について、当該期限前現金償還日において期限前償還額 (以下に定義される。) に相当する金額を支払うことができる (この場合、発行会社は、かかる償還に先立って、(本社債の償還と併せて考えた場合に) かかる追加障害事由が本社債に及ぼす効果を考慮する上で適当と思われる調整を、本要項又は本社債に関連するその他の規定に対して行うこともできる。)

「通貨障害事由」とは、任意のシリーズに関して、一つ又は複数の通貨に影響を及ぼす事象の発生又はかかる事象の公的な宣言で、決済通貨に関する義務を履行し又はその他の方法でかかるシリーズの支払・決済又はヘッジを行う発行会社の能力が著しく阻害され又は損なわれると発行会社がその裁量により判断するものをいう。

「法の変更」とは、本社債の約定日（2021年8月18日）以降、①適用される法律、規則、規程、命令、判決若しくは手続（税法、並びに適用ある規制当局、税務当局及び／又は取引所の規則、規程、命令、判決又は手続を含むがこれらに限らない。）の採択若しくは公布若しくは変更、又は②正当な管轄権を有する裁判所、法廷若しくは規制当局（米国商品先物取引委員会又は関連する取引所若しくは取引施設を含むがこれらに限らない。）による適用される法律若しくは規則の公式又は非公式の解釈の公表、変更若しくは公示（税務当局が講じたあらゆる措置を含む。）により、発行会社が、(a)約定日において関連するヘッジ当事者が想定していた方法での発行会社及び／若しくはその関連会社による本社債に関連するヘッジ・ポジション、若しくは本社債に係る証券、オプション、先物、デリバティブ若しくは外国為替に関する契約の保有、取得、取引、若しくは処分が、違法となるか、若しくは違法となることが相当程度見込まれるか、若しくは違法となったか、又は(b)発行会社若しくはそのいずれかの関連会社が(x)本社債に基づく自身の義務の履行において（租税債務の増加、税制上の優遇措置の減少、その他の当該会社の課税状況に対する不利な影響による場合を含むがこれらに限らない。）、若しくは(y)本社債に関連するヘッジ・ポジション、若しくは本社債に係る証券、オプション、先物、デリバティブ若しくは外国為替に関する契約の取得、設定、再設定、代替、維持、解約若しくは処分において、負担する費用が著しく増加することになると判断した場合をいう。

「期限前償還額」とは、本社債の期限前償還又は消却に関して、期限前償還又は消却を発生させた事由の発生後の本社債の市場価値の比例按分額として計算代理人により決定される、決済通貨建ての額面金額（適用ある場合、発生した利息額を含む。）をいう。かかる金額は、本社債の期限前償還又は消却を発生させた事由の発生後、合理的に可能な限り早期に、計算代理人が適当と判断する要素を参照して計算代理人により決定される。かかる要素には、①当該時点における、参照資産の市場価格又は価値及びその他の関連する経済変数（金利、また適用ある場合には外国為替レート等）、②本社債が予定満期日若しくは失効日及び／又は予定早期償還日若しくは行使日まで償還されなかったと仮定した場合の本社債の残存期間、③本社債が予定満期日若しくは失効日及び／又は予定早期償還日若しくは行使日まで償還されなければ支払われるべきであったと思われる、当該時点における最低の償還額又は消却額、④内部の価格決定モデル、並びに⑤その他の市場参加者が本社債と同様の証券の買値として提示しうる価格が含まれるが、これらに限らない。計算代理人は、上記の市場価値を決定する際、ヘッジ・ポジション及び／又は関連する資金調達関連の取決めの解約に関連して発行会社又はその関連会社が負担し又は負担することとなる、一切の費用、料金、手数料、発生額、損失、源泉徴収額及び経費に関する控除を反映するために当該金額を調整することができる。

「ヘッジ・ポジション」とは、発行会社又はその関連会社が個別に又はポートフォリオ・ベースで本社債に関する発行会社の義務をヘッジするために購入、売却、加入又は継続する一つ又はそれ以上の①証券、オプション、先物、デリバティブ若しくは外国為替に関するポジション若しくは契約、②株式貸借契約、又は③その他の商品若しくは合意をいう。

「異常な市場障害」とは、約定日（2021年8月18日）以降における、本社債に基づく発行会社の義務の全部又は一部の履行を妨げたと発行会社が決定する、異常な事象又は状況（（国内外の）法律の制定、（国内外の）公共機関の介入、自然災害、戦争、ストライキ、封鎖、ボイコット又はロックアウトその他同様の事象又は状況を含むがこれらに限らない。）をいう。

「関連会社」とは、ある法人（以下「当該法人」という。）に関して、当該法人によって直接的若しくは間接的に支配されている法人、当該法人を直接的若しくは間接的に支配している法人又は当該法人と直接的若しくは間接的に共通の支配下にある法人をいう。「支配」とは、ある法人の議決権の過半数を保有することをいう。

「発行会社課税事由」とは、英国（又は英国の、若しくは英国内に所在する、課税権限を有する当局若しくは行政下部機関）における法律若しくは規則の変更若しくは改正、又はかかる法律若しくは規則の適用若しくは公的解釈に関する変更、又は課税当局による決定、確認若しくは勧告であつて、約定日（2021年8月18日）以降に効力が生じるものにより、発行会社が本要項第5項に基づき追加額の支払を義務付けられるか、又はかかる支払を義務付けられることが相当程度見込まれることをいう。

(3) 買入れ及び消却

発行会社又はそのいずれかの子会社は随時、公開市場その他において、いかなる価格においても本社債（但し、当該社債に関する満期が到来していない一切の利札が当該社債券に添付されており、又は当該社債券とともに提出されることを条件とする。）を買入れることができる。

前記のとおり発行会社若しくはそのいずれかの子会社により又は発行会社若しくはそのいずれかの子会社に代わって買入れが行われた本社債は全て、これを満期が到来していない一切の利札とともに発行・支払代理人に提出することにより消却のために提出することができ（但し、これは義務ではない。）、そのように提出された場合、発行会社により償還された全ての本社債とともに、直ちに（当該社債券に添付された、又は当該社債券とともに提出された、満期が到来していない一切の利札とともに）消却される。前記のとおり消却のために提出されたあらゆる社債は、再発行又は再販売することはできず、かかる社債に関する発行会社の義務は免除される。

(4) 違法性及び実行不能性

発行会社が、誠実に、かつ合理的な方法で、(i)財政的、政治的若しくは経済的状況の変化、若しくは為替レートの変動の結果、又は(ii)発行会社若しくは関連する子会社若しくは関連会社が、政府、行政若しくは司法関係の当局若しくは権限を有する機関の適用する現行若しくは将来の法律、規程、規則、判決、命令若しくは指令若しくはそれらの解釈を誠実に遵守した結果として、本社債に基づく発行会社の義務の全部又は一部の履行が、違法若しくは実行不能となったか又は違法若しくは実行不能となることが相当程度見込まれると判断した場合には、発行会社はその裁量により、社債権者に通知した上で、本社債を償還又は消却することができる。

発行会社が本項(4)に従って本社債を償還又は消却することを決定した場合、各本社債は期限前償還額にて支払期日が到来する。支払は本要項に従い、社債権者に通知される方法で行われる。

3. 支払

本社債に関する元利金の支払は、以下の規定に従い、米国外に所在する支払代理人の指定事務取扱店舗において（元本の支払の場合及び償還後の利息の場合には）関連する社債券又は（償還後の利息以外の利息の場合には）関連する利札（適宜）を呈示及び提出すること（又は、支払われるべき金額若しくは受領可能資産の一部の支払若しくは交付の場合には、それらに裏書すること）と引き換えに、また決済条件に従うことを条件として行われ、(a)支払の場合は、（該当する場合には、非米国実質所有の証明を行うことを条件として）口座開設銀行宛てに振り出される、関連通貨で支払われる小切手により、又は（所持人の選択により）口座開設銀行における当該通貨建ての口座（日本の非居住者に対する日本円での支払の場合、非居住者口座とする。）への振込みにより、また(b)交付の場合には、社債権者に通知される方法により行われる。

無記名式の本社債の所持人は、本項に従ってなされる振込みが支払期日後に当該所持人の口座に到達したことによりかかる社債につき支払われるべき金額の受領が遅れたことについて、利息その他の支払を受ける権利を有さない。

本社債券には、発行・支払代理人により又は発行・支払代理人に代わって、当該社債券についてなされた各支払及び交付が記録され、かかる記録はその支払又は交付がなされたことの明白な証拠となる。

無記名式確定社債券への交換が不当に留保又は拒否された場合を除いて、いかなる無記名式包括社債券に関しても、交換日後に期限が到来する支払又は交付は、なされないものとする。

本社債又は利札に関して特定の金額が支払われるべきものと明示されている、又はその他の方法で支払われるべきものと決定されているその日が、(i)営業日、且つ(ii)（確定社債券の場合に限り）社債券又は利札の呈示場所において、商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務（外国為替及び外貨預金取引を含む。）を営んでいる土日以外の日でない場合には、その支払は(i)営業日、且つ(ii)（確定社債の場合に限り）社債券又は利札の呈示場所において、商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務（外国為替及び外貨預金取引を含む。）を営んでいる土日以外の日に該当する直後の日まで行われず、かかる社債券又は利札の所持人は、かかる支払遅延について追加の支払を受ける権利を有さない。

本要項において、「交換日」とは、交換を要求する通知がなされた日から60暦日以上経過した日で、発行・支払代理人の指定事務取扱店舗が所在する都市及び（該当する場合には）関連決済システムが所在する都市において銀行が営業している日をいう。

なお、当初の発行・支払代理人の名称及びその指定事務取扱店舗は以下に記載するとおりである。

発行・支払代理人

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン
(The Bank of New York Mellon)
英国 ロンドン E14 5AL ワン・カナダ・スクエア
(One Canada Square, London E14 5AL, United Kingdom)

4. 本社債の地位

本社債及びそれに関する利札は発行会社の無担保かつ非劣後の債務を構成し、本社債間において同順位である。本社債及びそれに関する利札に基づく発行会社の支払義務は、発行会社のその他の現在及び将来の無担保・非劣後の債務（強制的かつ一般的に適用される法律の規定により優先権が認められる債務を除く。）と同順位である。本社債は、発行会社の預金を証明するものではなく、いかなる政府又は政府機関によっても保証されていない。

5. 課税

発行会社が租税に関する源泉徴収又は控除を行うことが法律により要求される場合その他本要項に開示されている場合を除き、社債権者は、利息の支払、利息額、若しくは本社債の所有、譲渡、売却、償還、権利執行若しくは消却、又は決済金額及び／若しくは本社債に関するその他の支払（適宜）に起因し、或いはそれらに関連して支払われるべき一切の租税を支払わなければならない。発行会社は、社債権者が負担するかかる租税について責任を負わず、その他の方法でかかる租税に関する金額を支払う義務を負わない。

本社債に関する支払は全て、英国（又は英国の、若しくは英国内に所在する、課税権限を有する当局若しくは行政下部機関（それぞれを「税務当局」という。））により賦課、徴収、回収、源泉徴収又は査定されるあらゆる性質の現在又は将来の租税に関する源泉徴収又は控除のない状態で、かかる源泉徴収又は控除を行うことなく、支払われる。但し、かかる源泉徴収又は控除が法律上要求される場合はこの限りではない。

英国（若しくは税務当局）により又は英国内で賦課、徴収、回収、源泉徴収又は査定されるあらゆる性質の現在又は将来の租税に関する源泉徴収又は控除が法律上要求される場合でも、本社債に関する支払から源泉徴収又は控除することが要求される租税、賦課課税又は公課を填補するために発行会社が社債権者に対して追加額を支払うことはない。

本要項において(I)「元本」は本社債に関して支払われるべきあらゆるプレミアム、決済金額、及び本要項第2項に従って支払われるべき元本の性質を有するその他一切の金額を含むものとみなされ、(II)「利

息)は一切の利息額及び本要項第2項(又はこれに対する変更若しくは補足)に従って支払われるべきその他一切の金額を含むものとみなされ、(Ⅲ)「元本」及び/又は「利息」は本項に基づいて支払われるべきあらゆる追加額を含むものとみなされる。

6. 債務不履行事由

以下のいずれかの事由(それぞれを「債務不履行事由」という。)が発生し継続している場合、発行・支払代理人又は発行会社(適宜)が本社債権者からの下記の通知を受領する前に、当該債務不履行事由が発行会社によって是正されるか又は本社債権者によって宥恕されない限り、本社債権者は、かかる社債が期限前償還額にて償還されるべき旨を発行会社及び発行・支払代理人に対して通知することができ、かかる社債は全ての場合において直ちに償還期限が到来する。

- (a) 発行会社が期限前償還額、満期償還額又は本社債に関するその他の支払額(利息を除く。)を支払期日までに支払わず、かかる不履行が30暦日にわたり継続した場合。
- (b) 発行会社が本社債のその他の条項に違反した場合で、かかる違反が本社債権者の利益を実質的に損なう方法によるものであり、且つ当該違反が、発行済みの本社債の額面金額又は数(適宜)の少なくとも4分の1を保有し、違反の治癒を要請する本社債権者から発行会社が違反の通知を受領してから30暦日以内に治癒されない場合。
- (c) 発行会社を清算する旨の命令がなされた場合又はその旨の有効な決議が可決された場合(再建、合併又は吸収合併の計画に関連する場合を除く。)

債務不履行事由の発生後のいずれかの時点で期限前償還額を計算する際、計算代理人は、かかる債務不履行事由が本社債の時価に及ぼす影響を無視するものとする。

7. 時効

発行会社に対する、本社債及び/又は利札(本項においては利札引換券は含まれない。)にかかる支払に関する請求は、それらについての適切な支払日から10年(元本の場合)又は5年(利息の場合)以内に行われなければならない限り、時効消滅し、無効となる。

8. 社債券の交換

社債券又は利札が紛失、盗失、毀損、汚損又は破損した場合、かかる社債券又は利札は、適用される一切の法令及び関連証券取引所又はその他の関連当局の規制要件に従って、発行・支払代理人、又は発行会社が随時かかる目的のために指定し、その指定につき社債権者に通知するその他の支払代理人若しくは名義書換代理人の指定事務取扱店舗において、交換に関して発生する料金、経費及び租税を請求者が支払った上で、また発行会社が要求する証拠、担保及び補償その他の条件に従って、交換することができる。本社債券又は利札が毀損又は汚損した場合には、代替りの社債券又は利札が発行される前に当該社債券又は利札を提出しなければならない。

9. 追加の発行

発行会社は随時その自由裁量で、社債権者又は利札所持人の同意を得ることなく、本社債と同様の条件が適用されるあらゆるシリーズの追加の社債を設定及び発行することができ、かかる社債は当該シリーズの社債に統合され、それらとともに一つのシリーズを構成する。

10. 通知

(1) 社債権者に対する通知

社債権者に対するあらゆる通知は、以下のいずれかに従ってなされた場合に、適式になされ効力を有するものとみなされる。

- (a) 英国で一般に刊行されている日刊新聞(「フィナンシャル・タイムズ」となる予定)において公告された場合。この場合、最初に公告された日において通知がなされたものとみなされる。

(b) (本社債が関連証券取引所に上場されており、又は関連当局により取引を認められている場合は) 当該証券取引所又はその他の関連当局の規則及び規制に従って通知がなされた場合。この場合、かかる規則及び規制に従って最初に送信又は公告がなされた日に通知がなされたものとみなされる。

(c) 上記で要求されている公告又は郵送に代えて、社債権者に対する通知を関連決済システムに対して送付することができるが、適用ある場合には、前(b)に従って要求される公告その他の要件も遵守することを条件とする。この場合、(その後の公告又は郵送にかかわらず、) 該当する関連決済システムに転送されるよう発行・支払代理人に対して最初に送信された日において通知がなされたものとみなされる。

前(a)又は(b)に従って要求される公告を行うことができない場合、通知は、欧州で刊行されているその他の主要な英文の日刊新聞において公告された場合に、その最初の公告日において有効に行われたものとみなされる。

利札の所持人は、あらゆる目的上、本項に従って社債権者に送付された通知の内容について通知を受けたものとみなされる。

(2) 発行会社及び代理人に対する通知

あらゆるシリーズについて、発行会社及び／又は代理人に対する一切の通知は、マスター代理人契約に規定された住所に宛てて、又は本項に従って社債権者に送付される通知により発行会社及び／又は代理人が指定するその他の者又は場所に宛てて送付されるものとする。

(3) 通知の有効性

いずれかの通知が有効であり又は適式に完成され、適切な様式でなされているか否かについての判断は、発行会社及び関連決済システムにより、発行・支払代理人と相談の上でなされ、かかる判断は発行会社、諸代理人及び社債権者に対して決定的かつ拘束力を有するものである。

無効、不完全及び／又は適切な様式でないと判断された通知は、発行会社及び関連決済システム(該当する場合)がそれぞれ別途合意しない限り、無効となる。本規定は、新たな又は訂正された通知を交付するために通知を交付する者の権利を損なうものではない。

発行会社、支払代理人、登録機関又は名義書換代理人は、かかる通知が無効、不完全及び／又は適切な様式でないと判断された場合には、当該通知を提出した社債権者に迅速にその旨を通知するべく、一切の合理的な努力を尽くす。自身の側に過失又は故意の不正行為がない場合には、発行会社、関連決済システム又は代理人(適宜)のいずれも、通知が無効、不完全若しくは適切な様式でない旨の社債権者に対する通知又は判断に関連して自身が行った行為又は不作為につきいかなる者に対しても責任を負わない。

本要項の他の規定にかかわらず、本要項に従うことを条件として、発行会社又は計算代理人が本要項により必要とされる通知を行わないことは、発行会社又は計算代理人が本要項に基づき行う行為(本要項の調整又は本社債の期限前償還若しくは消却を含む。)の有効性又は拘束力に影響を与えない。

11. 変更及び集会

(1) 本要項の変更

発行会社は、社債権者の同意を得ることなく、本要項に対して、発行会社の単独の意見において社債権者の利益を実質的に損なわない変更、或いは形式的、軽微若しくは技術的な性質の変更、又は明白な誤りを訂正するため若しくは発行会社が設立された法域における強制的な法律の規定を遵守するため若しくは本要項中に含まれる瑕疵ある規定を是正、訂正若しくは補足するための変更を行うことができる。

かかる変更の一切は社債権者に対して拘束力を有し、かかる変更の一切は、その後可及的速やかに社債権者に通知される。かかる通知を送付しなかった或いはかかる通知を受領しなかったとしても、それらはかかる変更の有効性に影響しない。

(2) 社債権者集会

マスター代理人契約には、特別決議（マスター代理人契約に定義される。）による本要項又はマスター代理人契約の変更の承認を含め、社債権者の利益に影響する事項を審議するための社債権者の集会の招集に関する規定が含まれている。社債権者には、少なくとも21暦日（通知が送付された日及び集会が開催されることとなっている日を除く。）前に、集会の日時及び場所を明記した通知が送付される。

かかる集会は、発行会社又は当該時点において発行済みの本社債の額面金額の10%以上を保有する社債権者により、招集することができる。社債権者集会の定足数（特別決議（以下に定義される。）を可決するための集会の場合を除く。）は、本社債の過半数（保有又は代表される本社債の額面金額又は数量を基準として）を保有又は代表する2名以上の者とする。但し、かかる集会の議事に（とりわけ）下記(i)乃至(vii)の議案の審議が含まれる場合には、定足数は当該時点において発行済みの本社債の額面金額の75%以上又は（延会の場合は）25%以上を保有又は代表する2名以上の者とする。(i)本社債の満期日若しくは償還日、本社債の行使日若しくは失効日、或いは本社債に関する利息若しくは利息額の支払日を変更すること、(ii)本社債の額面金額若しくは本社債の償還若しくは行使につき支払われるべきプレミアムを減額若しくは消却すること、(iii)本社債に関する利率を引き下げ、若しくは本社債に関する利率若しくは利息の金額を算定する方法若しくは基準、若しくは本社債に関する利息額を算定する基準を変更すること、(iv)条件決定補足書に、利率の上限及び／若しくは下限、若しくは取引可能金額若しくは受領可能資産の上限及び／若しくは下限が定められている場合には、かかる上限及び／若しくは下限を引き下げること、(v)決済金額若しくは受領可能資産を算定する方法若しくは基準を変更すること（要項に定められている変更を除く。）(vi)本社債の支払通貨若しくは表示通貨を変更すること、又は(vii)社債権者集会に必要な定足数若しくは特別決議の可決に必要な過半数に関する規定を変更すること。マスター代理人契約には、発行済みの本社債の額面金額の90%以上を保有する所持人により、又はかかる所持人に代わって署名された書面による決議は、あらゆる目的上、適式に招集及び開催された社債権者集会において可決された特別決議と同様に効力を有するものとみなされる旨規定されている。かかる書面による決議は一つの文書として作成することも、同じ形式の複数の文書として作成することもでき、各文書は1名又は複数名の社債権者により又はかかる社債権者に代わって署名されるものとする。

マスター代理人契約の条件に従い適式に招集及び開催された集会において、かかる集会で投じられた票の75%以上の過半数により可決された決議を特別決議とする。かかる集会において適式に可決された特別決議は、自身が集会に出席していたか否かにかかわらず、全ての社債権者に対して拘束力を有する。

12. 諸代理人

(1) 諸代理人の任命

発行・支払代理人、支払代理人、登録機関、名義書換代理人及び計算代理人は、発行会社の代理人としてのみ行為するものであり、社債権者（又は所持人）に対していかなる義務も負わず、また社債権者（又は所持人）のために或いは社債権者（又は所持人）との間で、代理人又は信託の関係を有さない。発行・支払代理人、支払代理人、登録機関、名義書換代理人、計算代理人又は発行会社のいずれも、発行・支払代理人、支払代理人、登録機関、名義書換代理人、計算代理人又は発行会社としての自身の義務及び職務につき、社債権者（又は所持人）の受託者又は顧問として行為するものではない。発行会社は随時、既に任命した発行・支払代理人、その他の支払代理人、登録機関、名義書換代理人又は計算代理人を変更又は解任し、追加の又は別の支払代理人又は名義書換代理人を任命する権利を有する。但し、発行会社が常に、(a)発行・支払代理人1名、(b)（記名式社債券に関しては）登録機関1名、(c)（記名式社債券に関しては）名義書換代理人1名、(d)（本要項により要求される場合には）1名又は複数の計算代理人、(e)欧州の主要都市2つ以上に指定事務取扱店舗を有する支払代理人、及び(f)本社債が上場されるその他の証券取引所により要求されるその他の代理人を擁していることを条件とする。代理人の解任及び代理人の指定事務取扱店舗の変更に関する通知は、社債権者に送付される。

(2) マスター代理人契約の変更

発行会社は、それが社債権者の利益を実質的に損なうものでないと発行会社が判断した場合、又はかかる変更が形式的、軽微若しくは技術的な性質のものであるか、明白な誤りを訂正するため、適用法の強制的な規定を遵守するため、或いはマスター代理人契約に含まれる瑕疵ある規定を是正、訂正若しくは補足するために変更が行われる場合に限り、マスター代理人契約の変更を認め、又は同契約に対する違反若しくは違反の予定、若しくは同契約の不遵守を宥恕若しくは承認することができる。

かかる変更は社債権者に対して拘束力を有し、変更後可及的速やかに社債権者に通知される。但し、かかる通知が送付されなかった又は社債権者により受領されなかった場合でも、かかる変更の有効性又は拘束力に影響を及ぼすものではない。

(3) 発行会社及び諸代理人の責任

発行会社又は諸代理人のいずれも、(国内外の)法律の制定、(国内外の)公共機関の介入、戦争、ストライキ、封鎖、ボイコット又はロックアウトその他同様の事象又は状況に起因する損失又は損害につき、責任を負わない。ストライキ、封鎖、ボイコット及びロックアウトに関する責任の制限は、当事者のいずれかがかかる措置を講じた場合又はそれらの対象となった場合にも適用されるものとする。発行会社又は諸代理人のいずれかが、かかる事由の発生により支払又は交付の実施を妨げられる場合、当該事象又は状況が解消されるまでの間、かかる支払又は交付を延期できるものとし、この場合、かかる延期につき追加額の支払又は交付を行う義務は生じない。

(4) 計算代理人による決定

別段の定めのない限り、本要項における決定、検討、判断、選択及び計算は全て、計算代理人が行う。かかる決定、検討、判断、選択及び計算のそれぞれに、本項(4)が適用される。かかる決定、検討、判断、選択及び計算に際し、計算代理人は、発行会社によるヘッジ契約の影響を考慮に入れる。全ての場合において、計算代理人は誠実に、また商業上合理的な方法でその裁量を行使し、かかる決定及び計算を行うものとし、(明白な又は証明された誤謬がある場合を除いて)かかる決定及び計算は、最終的なものであり、発行会社、諸代理人及び社債権者に対して法的拘束力を有する。

(5) 発行会社による決定

発行会社は、本要項に従ってその裁量を行使し、一定の決定、検討、判断、選択及び計算を行うことを要求される場合がある。全ての場合において、発行会社は誠実に、また商業上合理的な方法でその裁量を行使し、かかる決定及び計算を行うものとし、(明白な又は証明された誤謬がある場合を除いて)かかる決定及び計算は、最終的なものであり、諸代理人及び社債権者に対して法的拘束力を有する。

13. 1999年(第三者の権利に関する)契約法

いかなる者も、1999年(第三者の権利に関する)契約法に基づいて本社債の条件を実施する権利を有さない。

14. 準拠法及び管轄

- (a) 本要項に従うことを条件として、本社債、利札及びマスター代理人契約、並びにそれらに起因又は関連して生じる一切の契約外の義務は、イングランド法に準拠し、同法に従って解釈される。
- (b) 本要項に従うことを条件として、本社債、利札及び/又はマスター代理人契約に起因又は関連して生じる一切の紛争については、イングランドの裁判所がその専属的管轄権を有し、したがってそれらに起因又は関連して生じるあらゆる訴訟又は法的手続はかかる裁判所に提起される。

15. 様式、額面、所有権及び譲渡

(1) 様式、額面

本社債は、各本社債の額面10,000トルコ・リラの無記名式で発行され、記名式社債券に交換することはできない。

本社債は当初、包括様式により発行され、特定の事由が生じた場合に限り確定様式の本社債券に交換することができ、包括様式の社債券は当該包括社債券の要項に従って確定社債券に交換される。かかる事由が生じた場合、発行会社は迅速に社債権者に通知する。

(2) 所有権

社債券及び利札の所有権はマスター代理人契約の規定に従って交付により移転する。

発行会社及び関連する諸代理人は、（法律により別途要求されるか、又は正当な管轄権を有する裁判所により別途命令を受けた場合を除き）あらゆる無記名式社債券又は利札の所持人（以下に定義される。）を、あらゆる目的上（かかる社債券の支払期日超過の有無を問わず、また所有権、信託若しくはかかる社債券に対する持分に関する通知、かかる社債券面上（又はそれを表章する包括社債券面上）の書き込み、又はかかる社債券の盗失若しくは紛失にかかわらず）その完全な所有者とみなし、そのように扱い、いかなる者も所持人をそのように扱うことにつき責任を負わない。

本要項において、「社債権者」とは、無記名式社債券の持参人又は記名式社債券がその名義において登録されている者をいい、「所持人」とは、無記名式社債券又は利札に関しては当該無記名式社債券又は利札の持参人をいい、記名式社債券に関しては記名式社債券がその名義において登録されている者をいう。

(3) 無記名式社債券の譲渡

前記の規定に従うことを条件として、無記名式本社債券及び利札の所有権は、交付により移転する。

課税上の取扱い

課税一般について

以下に記載された情報は、現在本社債について適用される税法及び慣行の完全な要約ではない。本社債に関する取引（購入、譲渡及び／又は償還を含む）、本社債に対する金利又はプレミアムの発生又は受領及び本社債の所持人の死亡は、投資家に税務上の影響を与える可能性がある。税務上の影響は、とりわけ見込み投資家の税務上の居住地及び／又は地位によって異なりうる。それゆえ投資家は、本社債に関する取引により生ずる税務上の取扱い、又は各自が税務上居住者とされる、若しくは納税の義務を負っている法域における税法上の影響について、各自の税務顧問に助言を求めるべきである。とりわけ、関係課税当局が本社債に基づく支払をどのように特徴付けるかについては、いかなる表明もなされない。

本社債の買主及び／又は売主は、本社債の発行価格又は購入価格（異なる場合）に加えて、印紙税及びその他の税の支払を要求される可能性がある。

以下に定義される用語は、関連する項目のみを目的として定義される。

1. 英国の租税

以下は、英国の現行の税法及び英国歳入税関庁の公表済みの実務に基づく一般的な記載であり、英国の課税に関する特定の側面のみに関連して、発行会社が英国の現行の法律及び実務につき理解している事項を要約したものである。下記は、全ての事項を網羅したものではない。また、本社債の実質的所有者のみに関するものであり、特別規則の適用対象となる、特定のクラスの納税者（本社債の取引を業とする者、特定のプロ投資家及び発行会社と関係を有する者）に対しては適用されない。

投資家で、英国以外の法域で課税される可能性のある者又は課税状況について確信が持てない者は、各自で専門家の助言を受けるべきである。

(1) 源泉徴収税

(a) 発行会社のみによる利息の支払

発行会社は、発行会社が2007年所得税法（以下「本件法」という。）の第991条に定義される銀行である限り、かつ、本社債に対する利息が本件法第878条に定義される通常の業務過程において支払われる限り、英国の租税に関して源泉徴収又は控除を行うことなく利息を支払うことができる。

(b) 特定の本社債権者への利息の支払

本社債の利息は、その支払が行われる時点において発行会社が以下のいずれかに該当すると合理的に確信できる場合にも、英国の租税に関して源泉徴収又は控除を行うことなくこれを支払うことができる。

(i) 本社債につき支払われる利息を実質的に受ける権利を有する者が、かかる利息の支払に関して英国法人税の課税対象となっていること。

(ii) 支払が本件法第936条に記載の課税が免除される団体又は者の区分の一つに対してなされること。

但し、英国歳入税関庁が、(かかる利息の支払が、支払が行われる時点において「除外される支払」に該当しないと同庁が確信する合理的な根拠を有する場合において) 税金を控除した上で利息を支払うよう指示した場合はこの限りではない。

(c) 適格私募

さらに、非上場の本社債の一定の所持人は、当該非上場本社債につき支払われる利息に関して英国の租税が一切源泉徴収されないことを確保するための、英国の適格私募に関する制度による恩恵を受けることができる可能性がある(但し、関連する全ての条件を満たしていることを前提とする。)

(d) その他の源泉徴収

その他の場合には、他の非課税規定(上記の非課税規定とは異なるもの)若しくは免除規定を利用できる場合、又はかかる免除について適用される二重課税防止条約により英国歳入税関庁から別途の指示を受けた場合を除いて、基準税率により、本社債の利息の支払から英国の所得税に関して一定の額の源泉徴収を行うことを要する場合がある。

さらに、他の非課税若しくは免除規定を利用できる場合、又はかかる免除について適用される二重課税防止条約により英国歳入税関庁から別途の指示を受けた場合を除いて、英国の課税上、かかる支払が利息に該当しないものの、年次の支払又は(現物決済が可能な社債券の場合は)「マニユファクチャード・ペイメント」のいずれかに該当する場合には、基準税率により、本社債の支払から英国の所得税に関して一定の額の源泉徴収を行うことを要する場合がある。

(e) 解釈

上記において言及される「利息」とは、英国の税法上の「利息」をいい、特に、プレミアム付きで償還される本社債の償還額のプレミアム要素は、上述した源泉徴収税に関する規定の対象となる利息の支払を構成する場合がある。特定の場合においては、本社債が割引で発行される際の割引額についても同様である。なお、上記の内容は、他の法律上有効であるか、又は本社債若しくはその関連文書の条件により設けられることのある、「利息」又は「元本」の別段の定義を考慮していない。

(2) 英国の印紙税及び印紙税保留税

(a) 発行

一般に、本社債の発行に対して英国の印紙税又は印紙税保留税(以下「SDRT」という。)は課されない。但し、下記(i)、(ii)及び(iii)の全ての条件が満たされる場合には、本社債の預託証券システム又はクリアランス・サービス(又はそれらのノミニエー)に対する発行に対して1.5%の税率によるSDRTが課される場合がある。

(i) 本社債が「免除される借入資本」(下記参照)に該当しないこと。

(ii) 本社債が、資本税指令(理事会指令2008/7/EC)第5条(2)の範囲に含まれていないこと。

(iii) 現物決済の規定が存在すること。

預託証券システム又はクリアランス・サービス（又はそれらのノミニー）以外での発行に対しては、さらに1.5%を上限とする税率による印紙税が課される場合がある。本社債は、それが「借入資本」（1986年財政法第78条に定義）に該当し、かつ、下記の4つの権利のうちいずれも付されていない（また、下記(ii)乃至(iv)の場合には、いずれも付されたことがない）場合に、「免除される借入資本」に該当することとなる。

(i) 有価証券の所持人のための、有価証券を株式若しくはその他の有価証券に転換することを選択する権利、又は株式若しくはその他の有価証券（同じ内容の借入資本を含む。）を取得する権利。

(ii) その金額が、資本の名目金額に対する合理的な商業リターンを上回る利息に対する権利。

(iii) その金額が、程度を問わず、事業若しくはその一部の業績、又はいずれかの資産の価値を参照して決定されるものであり又はそのように決定されることとなった、利息に対する権利。

(iv) 払戻しに関して、資本の名目金額を上回り、かつロンドン証券取引所のオフィシャル・リストに掲載されている借入資本の発行条件に基づいて一般的に（同等の資本の名目金額に対して）払い戻される金額に合理的に相当しない金額に対する権利。

(b) 本社債の譲渡

クリアランス・サービスを介して保有される本社債に対する権利の譲渡は、第97条Aに基づく選択を行っていない限り、英国の印紙税又はSDRTを発生させるものではない。

本社債が、免除される借入資本に該当せず、かつクリアランス・サービスを介して保有されていない場合には、以下が適用される。

(i) かかる本社債を譲渡する合意がなされた場合、課税対象となる対価に対して0.5%の税率でSDRTが課される可能性がある。

(ii) また、かかる本社債を譲渡するためのあらゆる書類について、0.5%の印紙税が課される可能性がある。

但し、印紙税に関する債務が、SDRTに関する債務が発生してから6年以内に支払われた場合には、SDRTに関する債務は取り消され、又は（場合によっては）払い戻される。

(c) 本社債の償還又は決済

本社債について現物決済が可能な場合、特定の場合においては、本社債の現物決済に対して0.5%の印紙税又はSDRTが課される可能性がある。かかる印紙税又はSDRTが課される場合において、決済が預託証券システム又はクリアランス・サービスに対する関連資産の移転によって行われる場合には、印紙税は1.5%とより高い税率で課される可能性がある。

(d) クリアランス・サービス

前記において、ユーロクリア・バンク及びクリアストリーム・ルクセンブルクが運営する決済システムは「クリアランス・サービス」に該当するが、ユーロクリア・ユーケー・アンド・アイルランドが運営するCRESTシステムは「クリアランス・サービス」に該当しない。

2. 日本国の租税

以下は本社債に関する日本国の租税上の取扱いの概略を述べたにすぎず、本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

日本国の租税に関する現行法令（以下「日本の税法」という。）上、本社債は公社債として取り扱われるべきものと考えられるが、その取扱いが確定しているわけではない。仮に日本の税法上、本社債が公社債として取り扱われなかった場合には、本社債に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

- (i) 本社債は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (ii) 本社債の譲渡又は償還による損益のうち、日本国の居住者に帰属する譲渡益又は償還差益は、20.315%（所得税、復興特別所得税及び地方税の合計）の税率による申告分離課税の対象となる。但し、特定口座のうち当該口座内で生じる所得に対する源泉徴収を日本国の居住者が選択したもの（源泉徴収選択口座）における本社債の譲渡又は償還による所得は、確定申告を不要とすることができ、その場合の源泉徴収税率は、申告分離課税における税率と同じである。また、内国法人に帰属する譲渡損益又は償還差損益は当該法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成する。
- (iii) 日本国の居住者は、本社債の譲渡損益及び償還差損益について、一定の条件で、他の社債や上場株式等の譲渡所得、利子所得及び配当所得と損益通算及び繰越控除を行うことができる。
- (iv) 外国法人の発行する社債から生ずる償還差益は、日本国に源泉のある所得として取り扱われない。したがって、本社債に係る償還差益で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者及び外国法人に帰属するものは、通常日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本社債の譲渡により生ずる所得で日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者及び外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

本社債に関するリスク要因

本社債への投資には一定のリスクが伴う。各投資家は、本社債へ投資することが適切か否か判断するにあたり、以下に記載されるリスク要因及びその他のリスク要因を検討すべきである。但し、以下の記載は本社債に関連する全てのリスクを完全に網羅することを意図したものではない。

本社債につき支払われる金額

本社債の元金はトルコ・リラにより支払われる。かかる支払額の日本円相当額は、支払日に有効な日本円・トルコ・リラ間の為替レートにより異なる。そのため、元金の支払額の日本円建での相当価値は変動する場合があります。日本円により投資を行った者は、本社債に対する日本円による投資額を全額回収することができない場合がある。トルコ・リラは米ドル、ユーロ等の主要通貨と比べ、外国為替レートの変動幅が大きく、円で換算した場合の支払額も、米ドル、ユーロ等の主要通貨の場合と比べ、より大きく変動する可能性が高いといえる。したがって、日本円・トルコ・リラ間の為替レートなど外国為替レートの変動に関連したリスクを理解し、かつかかるリスクに耐えることができ、さらにかかる変動が本社債の価値にどのような影響を及ぼしうるかを理解する投資家に限り、本社債の購入を検討すべきである。

日本円・トルコ・リラ間の為替レート

上述のとおり、日本円・トルコ・リラ間の為替レートの変動は、トルコ・リラによる元金支払額の日本円相当額に影響を及ぼし、したがって、償還期限前の本社債の価値にも影響を及ぼす。通常の場合のもとでは、本社債の日本円建での相当価値は、トルコ・リラが日本円に対し強くなる場合には上昇し、逆の場合には下落することが予想される。

発行会社の格付、財務状況及び業績

発行会社の信用格付、財務状況若しくは業績が実際に変化した場合又はその変化が予想される場合、本社債の市場価値に影響を及ぼすことがある。

信用リスク

本社債の償還の確実性は、発行会社の信用力に依拠する。発行会社の信用状況が損なわれた場合、本社債を購入した投資家に投資元本割れ等の損失が生じる可能性がある。

カントリーリスク

トルコ共和国における、政治・経済・社会情勢の変動や天変地異等により、途中売却やトルコ・リラの日本円への交換が制限される、あるいはできなくなる可能性がある。

流動性及び市場性

本社債についてその流通性や市場性は必ずしも保証されるものではなく、償還前の売却が困難になった場合、そのことが売却価格に悪影響を及ぼすおそれがある。

時価評価

償還前の本社債の価格は、金利の変動、発行会社の経営・財務状況の変化及びそれに伴う外部信用評価の変化（例えば格付機関による格付の変更）等により上下するため、時価評価の対象とされている場合、本社債の時価が投資元本を下回る場合には償還前においても損失を被り、また、実際に償還前に売却する場合、売却金額が投資元本を割り込むことがある。

発行会社の格付け

一般的に発行会社の格上げが行われると本社債の価格は上昇し、格下げが行われると本社債の価格は下落すると予想される。

税制

将来において、本社債についての課税上の取扱いが変更される可能性がある。よって、本社債を保有しようとする者は、本社債の購入、所有若しくは売却に関する税金面での取扱いにつき、必要に応じて税務顧問の助言を受けることが望ましい。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

パークレイズ・グループの銀行又は投資会社が破綻する又はその可能性がある場合における規制措置（破綻処理当局による各種法定の破綻処理権限の行使を含む。）が、本社債の価値に重大な悪影響を与える可能性がある。

当行及びパークレイズ・グループは、*実質的な破綻処理権限に服する。*

2009年銀行法（その後の改正を含む。）（「銀行法」）に基づき、イングランド銀行（又は一定の状況においては英国財務省）には、PRA、FCA及び英国財務省と適宜協議の上、特別破綻処理制度（「SRR」）の一環として、実質的な権限が付与されている。これらの権限により、イングランド銀行（又はその承継人若しくは後任者及び／又は英国ペイルイン権限（以下に定義される。））を行使することができる英国のその他の機関（「破綻処理当局」）は、英国の銀行又は投資会社及びこれらの一定の関連会社（本書の日付現在、当行も含まれている。）（それぞれを「該当する事業体」という。）に関して、破綻処

理の条件が満たされると破綻処理当局が確信する状況において、様々な破綻処理措置及び安定化に関するオプション（ベイルイン・ツールを含むがこれに限定されない。）を実行することができる。

SRRは、5つの安定化オプション、すなわち (a) 該当する事業体の事業又は株式の全部又は一部の民間部門における譲渡、(b) 該当する事業体の事業の全部又は一部のイングランド銀行が設立した「ブリッジバンク」への譲渡、(c) 英国財務省又はイングランド銀行が完全に又は部分的に所有する資産管理ビークルへの譲渡、(d) ベイルイン・ツール（以下に記載される。）、及び (e) 一時的な公有（国有化）により構成される。

銀行法はまた、関連する事業体のための追加的な破産手続及び行政手続、並びに一定の状況において契約上の取決めを修正する権限（これには本社債の条件の変更が含まれる場合がある。）、支払の一時停止を課す権限、破綻処理権限の行使により生じうる執行権限又は終了権限を停止する権限、及び銀行法に基づく諸権限を効果的に行使できるよう英国の法令を（場合により遡及的効力をもって）適用除外又は修正する破綻処理当局の権限をはじめとする一定の付随的権限を定めている。

本社債の保有者においては、破綻処理が行われる場合、該当する事業体への公的財政支援は、関連する破綻処理当局によってベイルイン・ツールを含む破綻処理ツールが可能な限り最大限検討され、利用された後に、最後の手段としてのみ利用可能となるものと捉えるべきである。

当行及び／又は本社債に関してベイルイン・ツールが行使された場合、本社債について支払われるべき元本、利息若しくはその他の金額の全部若しくは一部が取り消され、及び／又は本社債が発行会社若しくはその他の者の株式、その他の社債若しくはその他の債務に転換され、又は本社債の条件に対してその他の修正若しくは変更が行われる可能性がある。

破綻処理権限が行使された場合、又は行使することが示唆された場合、いかなる本社債の価値にも重大な悪影響が及び、本社債の保有者が本社債に対する投資の価値の一部又は全額を失うことにつながる可能性がある。

「英国ベイルイン権限」とは、英国において有効に設立された銀行、銀行グループ会社、信用機関及び／又は投資機関の破綻に関連し、また、英国において発行会社又はその子会社に適用される法令、規則、規定又は要件（①信用機関及び投資会社の再建及び破綻処理の枠組みを策定した欧州議会及び理事会の2014年5月15日付EU指令2014/59/EU（その後の改正を含む。また、「移行期間終了日」（2020年EU離脱協定法に定義され、英国がEUを脱退した日に続くEU法における移行期間の終了日を指す。）以降イングランド法のために施行され、差し替えられ、採択され、制定され、維持されるものを含む。）に関連して、並びに／又は②銀行法に基づく英国破綻処理制度等に関連して、施行され、採択され若しくは制定される法令、規則、規定若しくは要件も含むが、これらに限らない。）に基づき随時認められる、法定の償却及び／又は転換権限（これらに基づいて、銀行、銀行グループ会社、信用機関若しくは投資機関又はその関連会社の債務が、削減され、取り消され、及び／若しくは発行会社又はその他の者の株式、その他の有価証券又は債務に転換される可能性がある。）をいう。

破産手続前の段階で発動された破綻処理権限は、予測することができない可能性があり、不服を申し立てる保有者の権利は、制限される可能性がある。

SRRにより付与された破綻処理権限は、該当する事業体に関する破産手続が開始される前の段階で行使されることが想定されたものである。破綻処理権限の目的は、該当する事業体の事業の全部又は一部が幅広い公共の利益に関して懸念を生じさせるような財政難に陥る又はその可能性が高い場合において、かかる状況に対応することにある。

銀行法は破綻処理権限の行使に関して特定の条件を設けているが、破綻処理当局が、当行及び／又はパークレイズ・グループのその他のメンバーに影響を及ぼす破産手続前の特定の状況において、また破綻処理権限を行使するか否かを決定するにあたって、かかる条件についていかにして判断するかは、不明確である。

破綻処理当局はまた、破綻処理権限の行使の決定について、本社債の保有者に事前に通知する義務を負わない。そのため本社債の保有者は、かかる権限の潜在的行使について、またその行使の結果、当行、パークレイズ・グループ及び本社債に及ぶ潜在的影響について予測できない可能性がある。

さらに、本社債の保有者は、破綻処理当局が破綻処理権限（ペイルイン・ツールを含む。）を行使することを決定した場合に、その決定に対し、不服を申し立てる権利、停止を求める権利又は司法手続若しくは行政手続等による見直しを求める権利を非常に制限される可能性がある。

保証された預金はペイルイン・ツールの対象から除外されており、その他優先預金（及び保証された預金）は、当行が発行する社債よりも優先順位が高いため、かかる社債は、当行の（その他優先預金のような）その他の一定の非劣後債務よりもペイルインの対象となる可能性が高い。

英国の関連法令（1986年英国倒産法を含む。）は、特定の預金に係る破産手続における優先順位に関して法定の序列を定めている。第一に、英国金融サービス補償機構に基づき保証されている預金（「保証された預金」）は、「通常の」優先債権として既存の優先債権と同順位とし、第二に、英国の銀行における個人及び零細企業、中小企業のその他すべての預金（「その他優先預金」）は、「通常の」優先債権の次の「第2順位」の優先債権とする。また、英国におけるEU預金保険指令の実施は、法人預金（預金者が公共部門機関又は金融機関である場合を除く。）や一時的な大口預金を含めて広い範囲の預金を対象とするため、2015年7月から保証された預金の種類及び額を拡大した。これらの変更によって、優先債権者の種類の規模が拡大されることとなる。これらの優先預金は、本社債の保有者を含む当行のその他の無担保優先債権者よりも破産手続における優先順位が高い。さらに、保証された預金は、ペイルイン・ツールの対象から除外される。その結果、ペイルイン・ツールが破綻処理当局によって行使された場合、本社債は、当行のその他優先預金等のその他の非劣後債務と比較して、ペイルインの対象となる可能性が高くなる。

本社債の条件に基づいて、本社債の保有者は、破綻処理当局による英国ペイルイン権限の行使に拘束されることに同意した。

当行は、本リスク要因のために、英国以外の法域の法律に基づく社債を発行することができる。当該社債の条件には、英国ペイルイン権限の行使に係る同意及び承諾に関する規定を含むものとする。

そのため、英国ペイルイン権限は、本社債の保有者が、本社債に対する投資の価値の全部若しくは一部を失い、又は本社債の価値を大きく下回り、通常債券に与えられる保護よりもはるかに小さい保護しか受けられない可能性のある異なる担保を本社債から受ける方法で行使され得る。さらに、関連する破綻処理当局は、本社債の保有者に事前通知を行うことなく又は本社債の保有者の同意を得ることなく、英国ペイルイン権限を行使し得る。

また、本社債の条件に基づいて、本社債に関する関連する破綻処理当局による英国ペイルイン権限の行使は、債務不履行事由（本社債の条件に定義される。）には該当しない。投資を予定する者は、より詳しい情報について本社債の条件を参照されたい。

信用格付機関による当行の信用格付の引き下げは、本社債の流動性又は時価に悪影響を及ぼす可能性がある。信用格付の引き下げは、とりわけ、信用格付機関が使用する格付方法の変更を要因として生じうる。

当行に付与された格付は、信用格付機関が格付の根拠に関する状況によって正当化されると判断した場合には、信用格付機関により完全に撤回され、保留され、又は引き下げられる可能性がある。格付は時間と共に変化しうる数多くの要因の影響を受けうるものである。かかる要因には、当行の戦略及び経営能力、当行の財務状態（資本、資金調達及び流動性に関するものを含む。）、当行の主要市場における競争及び経済の状況、当行が事業を営む業界への政治的支援の水準、並びに発行者の法的構造、事業活動及び債権者の権利に影響を及ぼす法律上及び規制上の枠組みのそれぞれに対する信用格付機関の評価が含まれる。信用格付機関は特定の業界又は政治的若しくは経済的地域に属する発行者に適用する

格付方法を修正する可能性もある。発行者の信用格付に影響を及ぼす要因が悪化（適用する格付方法の変更による場合を含む。）したと信用格付機関が判断する場合、信用格付機関は発行者及び／又は発行者の証券に付与された格付を引き下げ、保留し、又は撤回する可能性がある。将来、信用格付機関による格付方法の修正及び当行の格付に対するアクションが発生する可能性がある。

当行が1つ又は複数の格付を維持しないと決定した場合、或いは信用格付機関が当行の信用格付を撤回し、保留し、又は引き下げた場合、或いはかかる撤回、保留又は引き下げが見込まれる場合（或いは信用格付機関が引き下げ、保留又は撤回を意図して当行の信用格付を「クレジット・ウォッチ」に指定した場合）、かかる事由は、上記の要因の結果として発生したかその他により発生したかにかかわらず（また、かかる事由に先立って本社債が格付を付与されていたか否かにかかわらず）、本社債の流動性又は時価に悪影響を及ぼしうる。

さらに、規制（EC）第1060/2009号（その後の改正を含む。）（「EU CRA規制」）により、本社債の格付を付与する格付機関の状況に変化が生じた場合又は格付がEU CRA規制に基づく登録信用格付機関によって承認されない場合には、欧州の規制対象投資家は、規制上の目的において当該格付を利用することができなくなる可能性がある。同様に、2018年EU離脱法に基づき英国国内法の一部を構成する規制（EC）第1060/2009号（その後の改正を含む。）（「英国CRA規制」）により、本社債の格付を付与する格付機関の状況に変化が生じた場合又は格付が英国CRA規制に基づく登録信用格付機関によって承認されない場合には、英国の規制対象投資家は、規制上の目的において当該格付を利用することができなくなる可能性がある。いずれの場合も、かかる変更により、本社債の規制上の取扱いが変化する可能性がある。その結果、場合によっては欧州の規制対象投資家又は英国の規制対象投資家が本社債を売却する可能性があり、ひいては本社債の価値及び流通市場に影響が及ぶ可能性がある。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当なし。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当なし。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

該当なし。

2【四半期報告書又は半期報告書】

該当なし。

3【臨時報告書】

該当なし。

4【外国会社報告書及びその補足書類】

事業年度 2020年度（自令和2年1月1日 至令和2年12月31日）
令和3年4月28日 EDINETにより関東財務局長に提出

5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当なし。

6【外国会社臨時報告書】

該当なし。

7【訂正報告書】

該当なし。

第2【参照書類の補完情報】

該当なし。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当なし。

第四部【保証会社等の情報】

該当なし。

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名 パークレイズ・バンク・ピーエルシー
代表者の役職氏名 最高財務責任者
スティーブン・ユワート

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- 2 当社は、本邦において発行登録書の提出日（令和3年8月2日）以前5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が100億円以上であります。

（参考）

（令和3年2月3日（受渡期日）の売出し）

パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2024年2月2日満期 期限前償還条項（トリガーステップダウン）ノックイン条項 ボーナスクーポン条項付 2 指数（日経平均株価・S&P500 指数）連動 円建社債
券面総額又は振替社債の総額 100 億円

有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面

パークレイズ・バンク・ピーエルシーは有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面として、次の各書面を添付します。

- ・ パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2021 年度中間決算報告書
- ・ パークレイズ・バンク・ピーエルシー、パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループ
およびパークレイズ・グループ

Barclays Bank PLC

Interim Results Announcement

バークレイズ・バンク・ピーエルシー
中間決算報告書

2021年6月30日

目次

決算報告書	ページ
注	1
財務レビュー	2
リスク管理	
・ リスク管理および主要リスク	5
・ 信用リスク	7
・ 市場リスク	21
・ 財務および資本リスク	22
取締役の責任に関する声明	25
パークレイズ・バンク・ピーエルシーに対する独立監査人のレビュー報告書	26
要約連結財務書類	28
財務書類に対する注記	34
その他の情報	59

BARCLAYS BANK PLC, 1 CHURCHILL PLACE, LONDON, E14 5HP, UNITED KINGDOM. TELEPHONE: +44 (0) 20 7116 1000. COMPANY NO. 1026167.

パークレイズ・バンク・ピーエルシーはパークレイズ・ピーエルシーの完全子会社です。本文書の「パークレイズ・バンク・グループ」は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその子会社を表します。本文書の「パークレイズ・グループ」または「パークレイズ」は、パークレイズ・ピーエルシーおよびその子会社を表します。別途記載のない限り、損益計算書の分析では 2021 年 6 月 30 日に終了した 6 か月間の数値と 2020 年 6 月 30 日に終了した 6 か月間の比較数値を、貸借対照表の分析では 2021 年 6 月 30 日現在の数値と 2020 年 12 月 31 日現在の比較数値を記載しています。英語原文の「£m」および「£bn」はそれぞれ百万ポンドおよび十億ポンド、英語原文の「\$m」および「\$bn」はそれぞれ百万米ドルおよび十億米ドル、ならびに英語原文の「€m」および「€bn」はそれぞれ百万ユーロおよび十億ユーロを表します。

モデルに基づく、あるいは継続的な調整や修正の対象となる減損の計算など、判断を要する主要な分野がいくつかあります。報告数値は、特定の時点の最善の見積りおよび判断を反映したものです。

本書で使用している用語のうち、該当する規制当局の指針または国際財務報告基準(IFRS)で定義されていない用語は、「Glossary」で説明しており、home.barclays/investor-relations/reports-and-events/latest-financial-results からご確認いただけます。

2021 年 7 月 27 日に取締役会に承認された本書中の情報は、2006 年会社法第 434 条の意義の範囲内における法定財務書類を構成するものではありません。2020 年 12 月 31 日終了事業年度の法定財務書類は、2006 年会社法第 495 条に基づく無限定適正意見の監査報告書を含んでいます(2006 年会社法第 498 条に基づく記載は含まれません)。当該財務書類は、2006 年会社法第 441 条に準拠して英国会社登記所に提出されています。

これらの業績は、公表後、実務上可能な限り速やかに米国証券取引所(SEC)に様式 6-K として提出されます。SEC への提出後、様式 6-K のコピーは SEC のウェブサイト www.sec.gov から入手可能となります。

パークレイズ・バンク・グループは債券発行市場において頻繁に債券を発行しており、正式な投資家向け説明会やその他の臨時会合を通じて定期的に投資家の皆様とお会いしています。これまでと同様に、パークレイズ・バンク・グループは、次の半期においても全世界の投資家の皆様とパークレイズ・バンク・グループの業績やその他の問題について協議する機会を設ける所存です。

将来に関する記述

本書には、1934 年米国証券取引所法第 21E 条(改正)および 1933 年米国証券法第 27A 条(改正)の意義の範囲内における、パークレイズ・バンク・グループの将来に関する記述が含まれています。将来に関する記述は将来の業績を保証するものではなく、実際の業績もしくはその他の財政状態や経営成績に関する指標は将来に関する記述に含まれるものと大幅に異なる可能性がありますので、読者の皆様はご注意ください。これらの将来に関する記述は、過去または現在の実事のみに関連するものではないという特徴があります。将来に関する記述では、「可能性がある」、「予定である」、「目指す」、「継続する」、「努める」、「予期する」、「目標とする」、「予測する」、「期待する」、「見積もる」、「意図する」、「計画する」、「ゴール」、「考える」、「達成する」、または他の同様の意味をもつ表現を使用することがあります。本書に関連して、将来に関する記述は文書による場合もあれば、パークレイズ・バンク・グループの経営陣が口頭で行う場合もあります(財務アナリスト向けの経営陣によるプレゼンテーションを含みますが、この限りではありません)。将来に関する記述の例としては、特に、パークレイズ・バンク・グループの将来の財政状態、収益増加、資産、減損費用、引当金、事業戦略、資本、レバレッジおよびその他の規制上の比率、資本分配(配当性向および予測支払戦略を含みます)、バンキング・金融市場において予想される成長の水準、予想される費用または費用削減、コミットメントおよび目標、資本支出の見積り、将来の業務に関する計画および目標、IFRS の影響に関する、または関連する記述または予測、ならびに過去の実事ではないその他の記述等があります。将来に関する記述は、将来の事象および状況に関連するものであるため、その性質上、リスクおよび不確実性を伴います。将来に関する記述は、あくまで当該記述がなされた日現在のものです。将来に関する記述は、法律の改正、IFRS に基づく基準および解釈指針の進展(会計上・規制上の基準の解釈および適用に関して進展する実務を含みます)、現在および将来の法的手続ならびに規制上の調査の結果、将来における特定行為に係る引当金の水準、政府および規制当局の方針および行動、政府およびその他の利害関係者とともに気候変動の影響を効果的に測定、管理および緩和するパークレイズ・バンク・グループの能力、地政学的リスクならびに競争の影響によって左右される可能性があります。さらに、以下を含みますが、これらに限らない要因が影響を及ぼすおそれがあります。かかる要因としては、過去、現在および将来の期間に適用される自己資本、レバレッジおよびその他の規制上の規則、英国、米国、ユーロ圏および全世界のマクロ経済および景気、クレジット市場におけるボラティリティの影響、金利および外国為替レートの変動等の市場関連リスク、クレジット市場エクスポージャーの評価の変更の影響、発行済証券の評価の変更、資本市場のボラティリティ、パークレイズ・バンク・グループ内の事業体または当該事業体が発行した証券の信用格付の変更、コロナウィルス(COVID-19)のパンデミックによる直接的および間接的影響、英国の欧州連合(EU)からの離脱により生じる不安定さ、EU と英国の貿易協力の影響、およびそれによりその後起こりうる英国内および世界的な混乱、パークレイズ・バンク・グループの評判、事業または業務におけるサイバー攻撃、情報漏洩またはセキュリティ侵害、もしくは技術障害のリスク、ならびに将来の事業買収、売却およびその他の戦略的な取引の成功が挙げられます。これらの様々な影響および要因は、パークレイズ・バンク・グループの制御が及ばないものです。したがって、パークレイズ・バンク・グループの実際の財政状態、将来の業績、資本分配、ならびに自己資本、レバレッジもしくはその他の規制上の比率、または財務・非財務指標もしくはパフォーマンス指標は、パークレイズ・バンク・グループの将来に関する記述に記載された記述または指針とは大きく異なる可能性があります。パークレイズ・バンク・グループの将来の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性のあるその他のリスクおよび要因は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの SEC への提出物(パークレイズ・バンク・ピーエルシーの 2020 年 12 月 31 日終了事業年度の様式 20-F に係る年次報告書および 2021 年 6 月 30 日に終了した 6 か月間の様式 6-K に係る中間決算報告書を含みますが、これに限りません)に記載されており、SEC のウェブサイト www.sec.gov からご確認いただけます。

開示および進行中の事項に関する情報に関して各管轄地域(英国や米国が含まれますが、この限りではありません)に適用される法律および規則に基づいたパークレイズ・バンク・ピーエルシーの義務がありますが、それ以外には、当グループは、新しい情報や将来の事象等により、またはそれ以外の理由により、将来に関する記述のアップデートを公表したり改訂したりする義務を負いません。

バークレイズ・バンク・グループの業績(半期)

	2021年 6月30日現在 (百万ポンド)	2020年 6月30日現在 (百万ポンド)	増減率(%)
収益合計	8,189	8,637	(5)
信用に係る減損戻入/(費用)	288	(2,674)	
営業収益純額	8,477	5,963	42
営業費用	(5,059)	(4,548)	(11)
訴訟および特定行為	(87)	(19)	
営業費用合計	(5,146)	(4,567)	(13)
その他の収益純額	3	127	
税引前利益	3,334	1,523	
税金費用	(611)	(230)	
税引後利益	2,723	1,293	
その他の持分商品保有者	(303)	(333)	9
株主帰属利益	2,420	960	

貸借対照表関連の情報

	2021年 6月30日現在 (億ポンド)	2020年 12月31日現在 (億ポンド)
現金および中央銀行預け金	1,638	1,559
現金担保および決済残高(資産)	1,085	976
貸付金(償却原価ベース)	1,338	1,343
トレーディング・ポートフォリオ資産	1,471	1,277
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産	1,911	1,718
デリバティブ金融資産	2,561	3,027
その他の資産	639	697
資産合計	10,643	10,597
預り金(償却原価ベース)	2,497	2,447
現金担保および決済残高(負債)	1,010	855
公正価値で測定すると指定された金融負債	2,639	2,496
デリバティブ金融負債	2,470	3,006

資本および流動性メトリックス

	2021年 6月30日現在 (億ポンド)	2020年 12月31日現在 (億ポンド)
普通株式 Tier1 (CET1) 比率 ^{1,2}	13.9%	14.2%
バークレイズ・バンク・ピーエルシーの DoL サブグループにおける流動性カバレッジ比率	131%	145%
バークレイズ・バンク・グループの余剰流動性	2,110	2,060

1 バークレイズ・バンク・ピーエルシーは現在、単独連結ベースにてブルーデンス(健全性)規制機構(PRA)の規制を受けています。上記の開示は、単独連結ベースのバークレイズ・バンク・ピーエルシーの資本メトリックスを示しています。詳細については、英語原文 20 ページの「財務および資本リスク」をご参照ください。

2 CET1 資本比率は、自己資本要求規制(CRR)(報告日時点で適用される自己資本要求規制 II(CRR II)による改正を含みます)の IFRS 第 9 号経過措置ルールに基づくアレンジメントを適用して算出されています。英国における CRR と CRR II の適用に関する詳細については、英語原文 20 ページの「財務および資本リスク」をご参照ください。

バークレイズ・バンク・グループ概要

バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、バークレイズ・グループ内のノン・リングフェンス銀行です。バークレイズ・バンク・グループには、コーポレート・アンド・インベストメント・バンク(CIB)およびコンシューマー、カードおよび決済(CC&P)の各事業から構成される、バークレイズ・グループのバークレイズ・インターナショナル部門の大部分が含まれます。バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、コンシューマー・バンキングとホールセール・バンキングにまたがる幅広い商品やサービスを顧客とクライアントに提供しています。

バークレイズ・バンク・グループの業績

損益計算書 - 2021 年度上半期と 2020 年度上半期の比較

2020 年度上半期と比較して、2021 年度上半期のパークレイズ・バンク・グループの利益は、2021 年度第 2 四半期におけるシナリオの更新で使用されたマクロ経済の見通しの改善を含む減損の戻入を反映して増加しました。この増加は、収益の減少、不動産の見直しに伴う構造的なコスト活動に係る費用を含む営業費用の増加、ならびに業績の改善を反映した変動費の増加により一部相殺されました。

税引前利益は、本社の損失が 4 億 500 万ポンド(2020 年度上半期:1 億 7,700 万ポンドの損失)に増加したことにより一部相殺されたものの、CIB が 32 億 7,600 万ポンド(2020 年度上半期:22 億 300 万ポンド)、CC&P が 4 億 6,300 万ポンド(2020 年度上半期:5 億 300 万ポンドの損失)まで増加したことにより、33 億 3,400 万ポンド(2020 年度上半期:15 億 2,300 万ポンド)に増加しました。

- 収益合計は 5%減少し、81 億 8,900 万ポンドとなりました。
 - スプレッドの縮小とクライアントの取引活動が 2020 年度上半期の水準に満たなかったことを反映したグローバル市場の 17%の減少により、CIB の収益は 5%減少し、66 億 3,200 万ポンドとなりました。この減少は手数料プールとパークレイズのシェアの拡大によりインベストメント・バンキングの手数料が 29%増加したことにより一部相殺されました。コーポレートの収益は、貸付に関連するヘッジポジションの時価評価損が発生しなかったことにより 4%増加しましたが、当年度のシングル・ネームの償却により一部相殺されました。
 - CC&P の収益はカード残高の減少を反映して 5%減少し 16 億 4,900 万ポンドとなりました。これは、加盟店の支払手数料に関する 2020 年度第 2 四半期の最高裁判所の判決の結果により生じたパークレイズのビザ・インク優先株式の評価損約 1 億ポンドが当期は発生しなかったことにより一部相殺されています。
 - 本社の収益は、正味費用 9,200 万ポンド(2020 年度上半期:正味費用 7,800 万ポンド)で、主に旧来の資本性商品に係るヘッジ会計および資金調達費用によるものです。
- 信用に係る正味減損は 2 億 8,800 万ポンドの戻入(2020 年度上半期:26 億 7,400 万ポンドの費用)で、2021 年度第 2 四半期におけるシナリオの更新で使用されたマクロ経済の見通しが改善されたことによるものです。政府の支援スキームの縮小が始まるにつれて、潜在的に脆弱であると考えられる顧客やクライアントに関する経営陣の判断が維持され、精緻化されてきました。
 - CIB の信用に係る正味減損は、良好な信用リスク環境と限定的なシングル・ネームのホールセール貸付の減損費用を反映して、2 億 6,000 万ポンドの戻入(2020 年度上半期:13 億 2,000 万ポンドの費用)でした。
 - CC&P の信用に係る正味減損は、延滞の減少と顧客の返済に一部起因して、2,200 万ポンドの戻入(2020 年度上半期:12 億 9,900 万ポンドの費用)でした。
 - 本社の信用に係る減損戻入は 600 万ポンド(2020 年度上半期:5,500 万ポンドの費用)でした。
- 営業費用合計は 13%増加して 51 億 4,600 万ポンドとなりました。
 - CIB の営業費用合計は、業績の改善を反映した費用の増加により 5%増加して 36 億 1,900 万ポンドとなりました。
 - CC&P の営業費用合計は、マーケティングを含む投資に係る支出の増加と従来ポートフォリオに関連する顧客改善費用の影響により、14%増加して 12 億 800 万ポンドとなりました。
 - 本社の営業費用合計 3 億 1,900 万ポンド(2020 年度上半期:4,400 万ポンド)には、不動産の見直しに伴う構造的なコスト活動に関連する費用 2 億 6,600 万ポンドが含まれます。
- その他の収益純額は 1 億 2,400 万ポンドから 300 万ポンドに減少しました。これは、パークレイズ・グループ内の複数の子会社の売却に伴う売却益が当期は発生しなかったことによるものです。
- 実効税率は 18.3%でした(2020 年度上半期:15.1%)。これは、2023 年 4 月 1 日からの英国法人税率の 19%から 25%への引き上げに伴うパークレイズ・バンク・グループの英国における繰延税金資産の再測定により 1 億 3,700 万ポンドの税務ベネフィットを繰延税金資産として認識したことによるものです。

貸借対照表、資本および流動性

2021年6月30日と2020年12月31日の比較

- 現金担保および決済残高(資産)および現金担保および決済残高(負債)は、クライアント取引活動の増加を受けて、それぞれ109億ポンド増の1,085億ポンド、155億ポンド増の1,010億ポンドとなりました。
- トレーディング・ポートフォリオ資産は取引活動が増加したことを受け、194億ポンド増の1,471億ポンドとなりました。
- 損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産は、担保付貸付の増加を受けて、193億ポンド増の1,911億ポンドとなりました。
- デリバティブ金融資産およびデリバティブ金融負債はそれぞれ466億ポンド減の2,561億ポンド、536億ポンド減の2,470億ポンドとなりました。これは、主要金利カーブの上昇を受けています。
- 預り金(償却原価ベース)はクライアントの流動性拡大を受けて50億ポンド増の2,497億ポンドとなりました。
- 公正価値で測定すると指定された金融負債は、担保付貸付の増加を受けて、143億ポンド増の2,639億ポンドとなりました。
- 2021年6月30日現在の単独連結ベースのパークレイズ・バンク・ピーエルシーのCET1資本比率は13.9%であり、規制上の最低自己資本要件を上回っています。
- パークレイズ・バンク・グループの余剰流動性は、預金の継続的な増加と、短期ホールセール資金調達の季節的な増加を受けて、2,110億ポンド(2020年12月:2,060億ポンド)に増加しました。この増加は、事業資金の消費の増加により一部相殺されました。パークレイズ・バンク・ピーエルシーのDoLサブグループにおける流動性カバレッジ比率(LCR)は、規制上の要件である100%を大幅に上回る131%(2020年12月:145%)を維持しており、年度末時点のポジションと比べてストレス時の純流出額が高いことを反映しています。

¹ データ出所: Dealogic。対象期間は2021年1月1日から6月30日。

リスク管理および主要リスク

バークレイズ・バンク・グループのリスク管理における事業グループの役割と責任、リスクおよび法令順守は全社リスク管理フレームワークで定義されています。フレームワークの目的はバークレイズ・バンク・グループの主要リスクや、事業活動におけるリスク選好度を決定するバークレイズ・バンク・グループのプロセス、およびその結果として関連するリスク・テイクングに関して設定する上限を特定することです。

フレームワークは信用リスク、市場リスク、財務および資本リスク、オペレーショナル・リスク、モデル・リスク、コンダクト・リスク、レピュテーション・リスクおよび法的リスクの8つの主要リスクを特定しています。これらリスクの詳細ならびに管理手法については、バークレイズ・バンク・ピーエルシーの2020年度の英文年次報告書(英語原文「リスク・レビュー」の35ページから57ページ)をご覧ください。home.barclays/annualreportでも公開されています。

重大な既存リスクおよび新興リスク

当期において、これらの主要リスクおよび以前に特定された既存のまたは新たな重要リスクに大きな変化はありませんが、指標改革の進展に伴い金利指標改革がバークレイズ・バンク・グループに及ぼす影響に関連して更新されたリスクについて、以下に記載しています。

金利指標改革がバークレイズ・バンク・グループに及ぼす影響

数年前から、各国の規制当局や中央銀行は、ロンドン銀行間取引金利(LIBOR)などの主要な金利指標や指数の改革に向けた国際的な取り組みを推進してきました。このような主要な金利指標や指数は、幅広い取引において支払金額を算定するために使用され、この取り組みにより、支払金額はより信頼性のある健全なものになります。これにより、特定のベンチマークや指数に関する手法や運用方法、代替的な「リスク・フリー」参照金利(RFR)の採用、特定の参照金利(LIBOR など)の廃止案に著しい変更が生じ、フォールバック RFR への移行や追加が困難な「タフ・レガシー(tough legacy)」契約に対応するための英国、EU および米国の法的措置といったさらなる変更も予想されています。改革の結果は予測不可能であり、これらのベンチマーク金利に関連づけられた、またはこれらを参照する金融商品に不利な影響を及ぼす可能性があります。

このような潜在的な変更の性質に伴う不確実性、代替的な RFR の利用可能性および/または適合性、顧客や第三者の市場参加者の移行プロセスへの参加およびそれに関連する文書化の変更から生じる課題、ならびにその他の改革は、これらの参照金利および指数を使用する広範な取引(LIBOR を使用して、バークレイズ・バンク・グループの金融資産・負債に含まれる利息支払額を算定する証券、貸付金、デリバティブなど)に不利な影響を及ぼす可能性があり、また、バークレイズ・バンク・グループは以下のような多くのリスクにさらされる可能性があります。

- **コンダクト・リスク:** 特定の参照金利(LIBOR など)の使用から新たな代替的 RFR への移行に伴う措置を講じる際、バークレイズ・バンク・グループはコンダクト・リスクに直面します。これらは、バークレイズ・バンク・グループが(とりわけ)、(i)操作的な市場活動、または虚偽や誤解を招く印象を生み出す市場活動を行っていると考えられる場合、(ii)機密性の高い情報を誤用したり、利益相反を特定しない、適切に管理しないまたは緩和しない場合、(iii)顧客に不適切な助言、誤解を招く情報、不適当な商品や許容できないサービスを提供する場合、(iv)顧客に対する改善に対して一貫した手法を取らない場合、(v)クライアント・エクスポージャーに関連してコミュニケーションや移行活動を遅らせ、準備期間を十分に確保しない、または、(vi)競合他社と情報の談合または不適切な共有を行う場合、顧客の苦情、規制上の制裁や評判に影響を及ぼす可能性があります。
- **訴訟リスク:** バークレイズ・バンク・グループのメンバーは(とりわけ)、(i)上記で特定されたコンダクト・リスク、(ii)LIBOR ベースの契約の規定の解釈および強制力、(iii)LIBOR の代替的 RFR への置き換えに対するバークレイズ・バンク・グループの備えや準備に関連して、規制上の調査および/またはその他の訴訟もしくは法的手続きに直面する可能性があります。
- **金融リスク:** バークレイズ・バンク・グループの特定の金融資産・負債の評価額は変動する可能性があります。さらに、代替的 RFR への移行により、バークレイズ・バンク・グループのメンバーが特定の金融資産に対する受取額を算定しモデル化する能力や、特定の金融負債(バークレイズ・バンク・グループの発行債券など)に対する支払額を算定する能力に影響を与える可能性があります。これは、現状、代替的 RFR (英ポンド翌日物平均(SONIA)金利や担保付翌日物調達金利(SOFR)など)がリスクバック・レートであるのに対し、ターム・レート(LIBOR など)では、借手が利息期間の開始時に、当該利息期間末日にお

る支払額を正確に算定することができるためです。これにより、パークレイズ・バンク・グループのキャッシュフローに重大かつ不利な影響が及ぶ可能性があります。

- **プライシング・リスク:** 既存の参照金利や指標の変更、参照金利や指標の廃止、代替的 RFR への移行は、パークレイズ・バンク・グループが特定の取引に用いる価格決定の構造に影響を与える可能性があります。
- **オペレーショナル・リスク:** 既存の参照金利や指標の変更、参照金利や指標の廃止、代替的 RFR への移行により、パークレイズ・バンク・グループの IT システム、取引報告に係るインフラ、業務プロセスや統制の変更を要求される可能性があります。さらに、支払額の算定に参照金利・指数 (LIBOR など) を利用できなくなった場合、パークレイズ・バンク・グループは、新規および既存の取引のための文書の修正および／または既存の参照金利・指数から新たな参照金利・指数への移行に伴う追加的な費用を負担する可能性があります。
- **会計上のリスク:** IAS 第 39 号に準拠してヘッジ会計を適用できない場合、パークレイズ・バンク・グループの経営成績が大きく変動する可能性があります。

これらの要素のいずれも、パークレイズ・バンク・グループの事業、経営成績、財政状態および見通しに重大かつ不利な影響を及ぼす可能性があります。

金利指標改革がパークレイズ・バンク・グループに及ぼす影響に関する詳細については、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの 2020 年 12 月 31 日終了年度の監査済みの財務書類に対する注記 40 および注記 16 をご参照ください。

信用リスク

商品別の貸付金(償却原価ベース)

下表は、資産分類別のステージごとの貸付金(償却原価ベース)および減損引当金の内訳を示しています。

IFRS 第9号に基づく減損引当金では、実行済みと未実行の両方のカウンターパーティ・エクスポージャーを考慮します。リテール・ポートフォリオでは、予想信用損失(ECL)が個別計上されないため、引当金がエクスポージャーを超えない範囲で、減損引当金の合計が実行済みのエクスポージャーに配分されます。超過額は、貸借対照表の負債の部に引当金として計上されます。ホールセール・ポートフォリオでは、未実行のエクスポージャーに対する減損引当金が、貸借対照表の負債の部に引当金として計上されます。

2021年6月30日現在	ステージ2					ステージ3	合計 ¹
	ステージ1	期日未到来	30日以 上延滞	30日未 満延滞	合計		
エクスポージャー総額	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
住宅ローン	9,575	643	21	143	807	1,017	11,399
クレジットカード、無担保ローンおよびその他のリテール貸付	21,196	2,541	177	132	2,850	1,617	25,663
ホールセール・ローン	86,087	12,454	524	373	13,351	1,340	100,778
合計	116,858	15,638	722	648	17,008	3,974	137,840
減損引当金							
住宅ローン	7	37	1	1	39	341	387
クレジットカード、無担保ローンおよびその他のリテール貸付	609	677	38	66	781	1,057	2,447
ホールセール・ローン	193	316	5	10	331	667	1,191
合計	809	1,030	44	77	1,151	2,065	4,025
エクスポージャー純額							
住宅ローン	9,568	606	20	142	768	676	11,012
クレジットカード、無担保ローンおよびその他のリテール貸付	20,587	1,864	139	66	2,069	560	23,216
ホールセール・ローン	85,894	12,138	519	363	13,020	673	99,587
合計	116,049	14,608	678	571	15,857	1,909	133,815
引当率	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
住宅ローン	0.1	5.8	4.8	0.7	4.8	33.5	3.4
クレジットカード、無担保ローンおよびその他のリテール貸付	2.9	26.6	21.5	50.0	27.4	65.4	9.5
ホールセール・ローン	0.2	2.5	1.0	2.7	2.5	49.8	1.2
合計	0.7	6.6	6.1	11.9	6.8	52.0	2.9
2020年12月31日現在							
エクスポージャー総額	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
住宅ローン	9,627	761	53	87	901	1,099	11,627
クレジットカード、無担保ローンおよびその他のリテール貸付	18,923	4,987	393	191	5,571	1,853	26,347
ホールセール・ローン	83,254	14,184	1,066	688	15,938	2,167	101,359
合計	111,804	19,932	1,512	966	22,410	5,119	139,333
減損引当金							
住宅ローン	6	40	6	6	52	376	434
クレジットカード、無担保ローンおよびその他のリテール貸付	399	1,092	111	124	1,327	1,253	2,979
ホールセール・ローン	280	475	49	9	533	840	1,653
合計	685	1,607	166	139	1,912	2,469	5,066
エクスポージャー純額							
住宅ローン	9,621	721	47	81	849	723	11,193
クレジットカード、無担保ローンおよびその他のリテール貸付	18,524	3,895	282	67	4,244	600	23,368
ホールセール・ローン	82,974	13,709	1,017	679	15,405	1,327	99,706
合計	111,119	18,325	1,346	827	20,498	2,650	134,267
引当率	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
住宅ローン	0.1	5.3	11.3	6.9	5.8	34.2	3.7
クレジットカード、無担保ローンおよびその他のリテール貸付	2.1	21.9	28.2	64.9	23.8	67.6	11.3
ホールセール・ローン	0.3	3.3	4.6	1.3	3.3	38.8	1.6
合計	0.6	8.1	11.0	14.4	8.5	48.2	3.6

¹ 上表に含まれていない減損の対象となるその他の金融資産には、現金担保および決済残高、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、未収収益ならびにその他資産が含まれます。これらのエクスポージャー総額の合計は、1,599億ポンド(2020年12月:1,503億ポンド)、減損引当金は1億200万ポンド

信用リスク

ンド(2020年12月:1億4,500万ポンド)です。これはステージ1の資産1,598億ポンド(2020年12月:1,463億ポンド)に係るECL700万ポンド(2020年12月:700万ポンド)、ステージ2のその他の包括利益資産を通じて公正価値で測定する資産、現金担保および決済残高3,400万ポンド(2020年12月:38億ポンド)に係る100万ポンド(2020年12月:600万ポンド)、およびステージ3のその他資産9,400万ポンド(2020年12月:1億3,200万ポンド)に係る9,400万ポンド(2020年12月:1億3,200万ポンド)で構成されています。ローン・コミットメントおよび金融保証契約に係るECL合計は5億7,200万ポンド(2020年12月:7億6,900万ポンド)です。

信用リスク

エクスポージャー総額および減損引当金(ローン・コミットメントおよび金融保証に係る引当金を含む)の変動

下表は、エクスポージャーおよび減損引当金の期首残高から期末残高への調整を示しています。12ヵ月 ECL、全期間の ECL、信用減損の用語説明はバークレイズ・バンク・ピーエルシーの 2020 年度の英文年次報告書の 169 ページをご参照ください。下表のステージ間の振替は当年度期首に実施したものととして反映しています。変動期間は 6 ヶ月間として測定されています。

貸付金(償却原価ベース)

	ステージ 1		ステージ 2		ステージ 3		合計	
	エクスポージャー総額 (百万ポンド)	ECL (百万ポンド)	エクスポージャー総額 (百万ポンド)	ECL (百万ポンド)	エクスポージャー総額 (百万ポンド)	ECL (百万ポンド)	エクスポージャー総額 (百万ポンド)	ECL (百万ポンド)
住宅ローン								
2021 年 1 月 1 日現在	9,627	6	901	52	1,099	376	11,627	434
ステージ 1 からステージ 2 への振替	(282)	—	282	—	—	—	—	—
ステージ 2 からステージ 1 への振替	248	15	(248)	(15)	—	—	—	—
ステージ 3 への振替	(71)	—	(44)	(4)	115	4	—	—
ステージ 3 からの振替	14	—	35	2	(49)	(2)	—	—
当年度の事業活動	826	—	—	—	—	—	826	—
計算に使用したモデルの変更 ¹	—	—	—	(4)	—	38	—	34
エクスポージャーおよびリスク・パラメーターの変更による資金引き出し純額、返済、再測定および変動純額	(484)	(14)	(48)	9	(55)	(64)	(587)	(69)
最終返済額	(303)	—	(71)	(1)	(83)	(1)	(457)	(2)
処分	—	—	—	—	—	—	—	—
償却 ²	—	—	—	—	(10)	(10)	(10)	(10)
2021 年 6 月 30 日現在³	9,575	7	807	39	1,017	341	11,399	387
クレジットカード、無担保ローンおよびその他のリテール貸付								
2021 年 1 月 1 日現在	18,923	399	5,571	1,327	1,853	1,253	26,347	2,979
ステージ 1 からステージ 2 への振替	(539)	(31)	539	31	—	—	—	—
ステージ 2 からステージ 1 への振替	2,508	546	(2,508)	(546)	—	—	—	—
ステージ 3 への振替	(130)	(7)	(280)	(127)	410	134	—	—
ステージ 3 からの振替	14	18	20	6	(34)	(24)	—	—
当年度の事業活動	2,330	30	20	4	20	4	2,370	38
計算に使用したモデルの変更 ¹	—	(3)	—	(27)	—	—	—	(30)
エクスポージャーおよびリスク・パラメーターの変更による資金引き出し純額、返済、再測定および変動純額	(752)	(316)	(463)	119	(84)	174	(1,299)	(23)
最終返済額	(1,158)	(27)	(49)	(6)	(61)	(5)	(1,268)	(38)
処分 ⁴	—	—	—	—	(19)	(11)	(19)	(11)
償却 ²	—	—	—	—	(468)	(468)	(468)	(468)
2021 年 6 月 30 日現在³	21,196	609	2,850	781	1,617	1,057	25,663	2,447

1 計算に使用したモデルの変更には、住宅ローンの 3,400 万ポンドの変動、クレジットカード、無担保ローンおよびその他のリテール貸付の 3,000 万ポンドの変動およびホールセール・ローンの 3,600 万ポンドの変動が含まれています。これらは、当年度中の手法の変更を反映しています。バークレイズは、ECL の計算の正確性を測定するためにモデルのアウトプットを継続的にレビューしています。これには、モデルのモニタリングに対するレビュー、外部のベンチマーキングや長期にわたるモデル運用などが含まれます。これを踏まえ使用するモデルを変更することにより、事業の固有リスクを継続して反映することができます。

2 2021 年度上半期の償却総額は 6 億 600 万ポンド(2020 年度上半期: 6 億 4,300 万ポンド)、償却後戻入額は 1,500 万ポンド(2020 年度上半期: 100 万ポンド)でした。償却総額から償却後戻入額を差し引いた償却純額は 5 億 9,100 万ポンド(2020 年度上半期: 6 億 4,200 万ポンド)でした。

信用リスク

- 3 上表に含まれていない減損の対象となるその他の金融資産には、現金担保および決済残高、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産ならびにその他の資産が含まれます。これらのエクスポージャー総額の合計は、1,599 億ポンド(2020 年 12 月:1,503 億ポンド)、減損引当金は 1 億 200 万ポンド(2020 年 12 月:1 億 4,500 万ポンド)です。これはステージ 1 の資産 1,598 億ポンド(2020 年 12 月:1,463 億ポンド)に係る ECL700 万ポンド(2020 年 12 月:700 万ポンド)、ステージ 2 のその他の包括利益資産を通じて公正価値で測定する資産、現金担保および決済残高(資産)3,400 万ポンド(2020 年 12 月:38 億ポンド)に係る 100 万ポンド(2020 年 12 月:600 万ポンド)、およびステージ 3 のその他の資産 9,400 万ポンド(2020 年 12 月:1 億 3,200 万ポンド)に係る 9,400 万ポンド(2020 年 12 月:1 億 3,200 万ポンド)で構成されています。
- 4 クレジットカード債権、無担保貸付およびその他のリテール貸付ポートフォリオにおいて報告される 1,900 万ポンドの処分は、当期に行った債権の売却に関連するものです。ホールセール・ローンポートフォリオにおいて報告される 1 億 100 万ポンドの処分は、パークレイズ・アセット・ファイナンスの売却と債権の売却によるものです。

貸付金(償却原価ベース)

	ステージ 1		ステージ 2		ステージ 3		合計	
	エクスポージャー総額 (百万ポンド)	ECL (百万ポンド)	エクスポージャー総額 (百万ポンド)	ECL (百万ポンド)	エクスポージャー総額 (百万ポンド)	ECL (百万ポンド)	エクスポージャー総額 (百万ポンド)	ECL (百万ポンド)
ホールセール・ローン								
2021 年 1 月 1 日現在	83,254	280	15,938	533	2,167	840	101,359	1,653
ステージ 1 からステージ 2 への振替	(3,956)	(10)	3,956	10	—	—	—	—
ステージ 2 からのステージ 1 への振替	5,093	104	(5,093)	(104)	—	—	—	—
ステージ 3 への振替	(98)	(1)	(105)	(11)	203	12	—	—
ステージ 3 からの振替	395	1	272	8	(667)	(9)	—	—
当年度の事業活動	17,980	32	1,124	29	78	16	19,182	77
計算に使用したモデルの変更 ¹	—	(7)	—	(29)	—	—	—	(36)
エクスポージャーおよびリスク・パラメータの変更による資金引き出し純額、返済、再測定および変動純額	1,001	(167)	152	(14)	(76)	(4)	1,077	(185)
最終返済額	(17,539)	(38)	(2,885)	(91)	(187)	(32)	(20,611)	(161)
処分 ²	(43)	(1)	(8)	—	(50)	(28)	(101)	(29)
償却 ³	—	—	—	—	(128)	(128)	(128)	(128)
2021 年 6 月 30 日現在 ⁴	86,087	193	13,351	331	1,340	667	100,778	1,191

当期における ECL の変動から減損費用/(戻入)への調整

(百万ポンド)

住宅ローン	(37)
クレジットカード、無担保ローンおよびその他のリテール貸付	(53)
ホールセール・ローン	(305)
処分および償却により認識が中止された資産を除く ECL の変動	(395)
回収および償還 ⁵	201
為替およびその他の調整 ⁶	105
ローン・コミットメントおよびその他の金融保証契約に係る減損戻入	(185)
その他の金融資産に係る減損費用 ⁴	(14)
当期における損益計算書戻入額	(288)

- 1 計算に使用したモデルの変更には、住宅ローンの 3,400 万ポンドの変動、クレジットカード、無担保ローンおよびその他のリテール貸付の 3,000 万ポンドの変動およびホールセール・ローンの 3,600 万ポンドの変動が含まれています。これらは、当年度中の手法の変更を反映しています。パークレイズは、ECL の計算の正確度を測定するためにモデルのアウトプットを継続的にレビューしています。これには、モデルのモニタリングに対するレビュー、外部のベンチマーキングや長期にわたるモデル運用などが含まれます。これにより、事業の固有リスクを使用するモデルに引き続き反映することができます。
- 2 クレジットカード債権、無担保貸付およびその他のリテール貸付ポートフォリオにおいて報告される 1,900 万ポンドの処分は、当期に行った債権の売却に関連するものです。ホールセール・ローンポートフォリオにおいて報告される 1 億 100 万ポンドの処分は、パークレイズ・アセット・ファイナンスの売却と債権の売却によるものです。
- 3 2021 年度上半期の償却総額は 6 億 600 万ポンド(2020 年度上半期:6 億 4,300 万ポンド)、償却後戻入額は 1,500 万ポンド(2020 年度上半期:100 万ポンド)でした。償却総額から償却後戻入額を差し引いた償却純額は 5 億 9,100 万ポンド(2020 年度上半期:6 億 4,200 万ポンド)でした。
- 4 上表に含まれていない減損の対象となるその他の金融資産には、現金担保および決済残高、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産ならびにその他の資産が含まれます。これらのエクスポージャー総額の合計は、1,599 億ポンド(2020 年 12 月:1,503 億ポンド)、減損引当金は 1 億 200 万ポンド(2020 年 12 月:1 億 4,500 万ポンド)です。これはステージ 1 の資産 1,598 億ポンド(2020 年 12 月:1,463 億ポンド)に係る ECL700 万ポンド(2020 年 12 月:700 万

信用リスク

ポンド)、ステージ2のその他の包括利益資産を通じて公正価値で測定する資産、現金担保および決済残高(資産)3,400万ポンド(2020年12月:38億ポンド)に係る100万ポンド(2020年12月:600万ポンド)、およびステージ3のその他資産9,400万ポンド(2020年12月:1億3,200万ポンド)に係る9,400万ポンド(2020年12月:1億3,200万ポンド)で構成されています。

5 回収および償還には、第三者の保証契約からの返済に関連する損失純額2億1,600万ポンドおよび償却後戻入額1,500万ポンドが含まれます。

6 為替およびその他の調整には、外国為替および金利、ならびに手数料仮勘定が含まれます。

ローン・コミットメントおよび金融保証

	ステージ1		ステージ2		ステージ3		合計	
	エクスポージャー総額 (百万ポンド)	ECL (百万ポンド)	エクスポージャー総額 (百万ポンド)	ECL (百万ポンド)	エクスポージャー総額 (百万ポンド)	ECL (百万ポンド)	エクスポージャー総額 (百万ポンド)	ECL (百万ポンド)
住宅ローン								
2021年1月1日現在	125	—	2	—	4	—	131	—
ステージ間の振替純額	—	—	—	—	—	—	—	—
当年度の事業活動	6	—	1	—	—	—	7	—
エクスポージャーおよびリスク・パラメータの変更による資金引き出し純額、返済、再測定および変動純額	(6)	—	—	—	—	—	(6)	—
限度額管理および最終返済額	(88)	—	—	—	(3)	—	(91)	—
2021年6月30日現在	37	—	3	—	1	—	41	—
クレジットカード、無担保ローンおよびその他のリテール貸付								
2021年1月1日現在	68,211	34	6,244	33	30	23	74,485	90
ステージ間の振替純額	3,555	8	(3,786)	(3)	231	(5)	—	—
当年度の事業活動	3,135	1	23	—	1	1	3,159	2
エクスポージャーおよびリスク・パラメータの変更による資金引き出し純額、返済、再測定および変動純額	2,142	(9)	213	1	(232)	3	2,123	(5)
限度額管理および最終返済額	(4,476)	—	(353)	—	(3)	(2)	(4,832)	(2)
2021年6月30日現在	72,567	34	2,341	31	27	20	74,935	85
ホールセール・ローン								
2021年1月1日現在	160,404	205	39,426	446	2,031	28	201,861	679
ステージ間の振替純額	96	115	1,087	(111)	(1,183)	(4)	—	—
当年度の事業活動	39,001	28	2,916	89	12	9	41,929	126
エクスポージャーおよびリスク・パラメータの変更による資金引き出し純額、返済、再測定および変動純額	1,912	(146)	688	(61)	(28)	2	2,572	(205)
限度額管理および最終返済額	(32,861)	(25)	(4,843)	(83)	(455)	(5)	(38,159)	(113)
2021年6月30日現在	168,552	177	39,274	280	377	30	208,203	487

減損モデルに対するマネジメント調整

通常の事業の過程において、方針の変更を反映するため、またはモデルのモニタリングを通じて識別されたモデルの実行上の問題を修正するために、減損モデルに対してマネジメント調整が行われます。これらの調整は、将来のモデル開発に組み込まれるまで行われ、その後は破棄されます。また、これらの調整は期末における状況または不確実性に依拠して行われる場合もあり、これは現在も継続する COVID-19 パンデミックに特に当てはまります。

商品別の減損引当金に対するマネジメント調整は以下の通りです。

減損引当モデルに対するマネジメント調整の概要¹

	2021年6月30日現在		2020年12月31日現在	
	減損引当金に対する マネジメント調整 (百万ポンド)	減損引当金合計に 対する割合 (%)	減損引当金に対する マネジメント調整 (百万ポンド)	減損引当金合計に 対する割合 (%)
住宅ローン	22	5.7	54	12.4
クレジットカード、無担保ローンおよびその他のリテー ホールセール・ローン	550	21.7	960	31.3
合計	1,051	22.9	936	16.0

減損引当モデルに対するマネジメント調整

	マネジメント調 整前の減損引 当金 ² (百万ポンド)	経済上の不確 実性に係る調 整 (百万ポンド)	その他の調整 (百万ポンド)	減損引当金合 計 (百万ポンド)
2021年6月30日現在				
住宅ローン	365	22	—	387
クレジットカード、無担保ローンおよびその他のリテー ール貸付	1,982	778	(228)	2,532
ホールセール・ローン	1,199	615	(136)	1,678
合計	3,546	1,415	(364)	4,597
2020年12月31日現在				
住宅ローン	380	21	33	434
クレジットカード、無担保ローンおよびその他のリテー ール貸付	2,109	986	(26)	3,069
ホールセール・ローン	2,410	379	(457)	2,332
合計	4,899	1,386	(450)	5,835

¹ 正の値は減損引当金の増加を反映しています。

² 26億ポンド(2020年12月:39億ポンド)のモデル化されたECL、7億ポンド(2020年12月:8億ポンド)の個別評価減損およびモデル化されていないエクスポージャーに係るECL2億ポンド(2020年12月:2億ポンド)が含まれています。

経済上の不確実性に係る調整

COVID-19 パンデミックは 2020 年の初めから世界経済に影響を与えており、マクロ経済予測では長期的な影響が見られ、その結果、失業率が上昇し、顧客やクライアントのストレスが高まっています。しかしながら、これまでのところ、主に政府やその他の支援策の結果、実質的な信用悪化はほとんど生じていません。米国カードにおける 30 日間の延滞率は、COVID-19 の影響を受けた顧客に付与された支払猶予により、新たに延滞となる比率と全体的な延滞が減少したため、1.6%(2020 年 12 月:2.5%、2019 年 12 月:2.7%)に低下しました。しかし、政府やその他の支援策が先細りになるにつれ、これらのスキームが信用損失を回避または遅延させたかどうかについては依然として不確実性が残っています。

この不確実性に対応するため、モデル化された引当金の調整が 2020 年に行われました。COVID-19 関連の経済上の不確実性に係る調整 14 億ポンド(2020 年 12 月:14 億ポンド)が引き続き認識されており、特に支援策が信用損失を回避または遅延したかどうかに対応するものです。しかし、この中で、アプローチは精緻化され、不確実性は二つの異なる方法で捉えられるようになりました。一つは、救済の廃止に対してより脆弱である可能性のある特定の顧客とクライアントの特定、もう一つは、ポートフォリオレベルで適用されるマクロ経済上のパラメーターとリスク・パラメーターの不確実性です。

調整の概要は以下の通りです。

- 政府やその他の支援の廃止に対してより脆弱であると考えられる顧客とクライアントに対して、8 億ポンドの調整が適用されました。米国消費者カード・ポートフォリオにおいて特定した母集団は、より高い潜在的なリスク指標を有する母集団です。ホールセール・ポートフォリオにおいては、COVID-19 の経済的影響に対してより脆弱であると考えられる企業セクターが含まれます。この調整のうち 6 億ポンドはクレジットカードと無担保ローンに、2 億ポンドはホールセール・ローンに割り当てられました。
- 顧客およびクライアントの行動に対する一時的な支援策の影響を反映するために、ポートフォリオレベルでのデフォルト確率を COVID-19 以前のレベルに調整するよう、専門家の判断が用いられています。この調整のうち、2 億ポンドは 2020 年 12 月と同水準にとどまっています(1 億ポンド)。
- 支援策によって一時的に影響を受ける可能性のあるマクロ経済変数は、モデルが経済的ストレスを消費できるようにポートフォリオレベルで調整されています。この調整は、パンデミックの進展に伴い潜在的に脆弱な顧客およびクライアントに対する経営陣の判断が精緻化されたことから、2020 年 12 月時点の 10 億ポンドから 5 億ポンドに減少しました。

その他の調整

クレジットカード、無担保ローンおよびその他のリテール貸付:主に、ステージ 3 におけるデフォルト時損失率をより正確に反映するための、パークレイカード US における ECL の正味戻入 2 億ポンドに関連しています。

ホールセール・ローン:バックテスティングにより判明したモデルの不正確さに対応するための、インベストメント・バンクにおける正味調整 1 億 3,600 万ポンドを表しています。2020 年 12 月に実施された連邦税収入のマクロ経済変数に対する過度の ECL 感応度を制限するための、インベストメント・バンクにおけるモデル化された ECL アウトプットの相殺調整は、2021 年度第 2 四半期のシナリオの更新により大幅に減少します。

測定の不確実性

バークレイズ・バンク・グループは5つのシナリオ・モデルを用いてECLを計算しています。ベースライン・シナリオは、英国財務省(短期および中期予測)、ブルームバーグ(経済予測の中央値に基づきます)、およびアーバン・ランド・インスティテュート(米国住宅価格)などの主要ソースから収集した外部コンセンサス予想に基づいて作成されます。これに加えて、関連する確率加重を用いた2つの下方シナリオ(下方シナリオ1および下方シナリオ2)と2つの上方シナリオ(上方シナリオ1および上方シナリオ2)を導出しています。下方シナリオは、バークレイズの内部ストレステストおよび規制当局によるストレス・シナリオと概ね同程度の深刻度に設定され、IFRS第9号の特定の感応度と非線形の影響が考慮されています。下方シナリオ2は、イングランド銀行のストレス・シナリオ、およびムーディーズが策定するシナリオの中で最も厳しいシナリオをベンチマークとしていますが、同一には設計されていません。上方シナリオは、直近の好ましいベンチマーク・シナリオと概ね整合的な範囲で、ベースライン・シナリオに対する上方リスクを反映するよう調整されます。すべてのシナリオは少なくとも半年ごとに再作成されます。これらのシナリオには8つの経済変数(英国および米国市場双方のGDP、失業率、住宅価格指数(HPI)、基準金利)、ならびに過去の相関関係に基づいた統計モデルを使用した拡大変数が組み込まれています。上方ショックと下方ショックは、5年間のストレス・ホライズンで推移するように設計されており、5つのすべてのシナリオは約8年後に定常状態に収束します。

マクロ経済指標は2021年度第2四半期に更新され、ベースライン・シナリオのキードライバーは2020年度第4四半期よりも楽観的となり、ECL引当金の正味戻入が計上されました。ベースライン・シナリオでは、英国のGDPは2022年半ばまでにパンデミック前の水準に戻り、英国の失業率のピークは2021年度第4四半期の6%超にとどまります。上方シナリオ2では、インフラストラクチャーと技術に対する公共投資を含む効果的な財政刺激策が需要と信頼感を押し上げ、これにより、2021年末までにほぼすべての先進国の経済活動がCOVID-19パンデミック以前の水準に戻ります。失業率は、英国では2022年度下半期までに5%を下回り、米国では2022年初めまでに4%を下回ります。下方シナリオ2では、供給・流通問題により、ワクチン接種のプロセスが遅延し、既存のワクチンに感受性のない新たなウイルス変異株の出現が、2021年度第3四半期の全国的なロックダウンを再びもたらします。この結果、2021年度第3四半期のGDPは大幅に減少し、英国と米国の失業率はそれぞれ約10%と12%に達します。

マクロ経済の見通しは改善したものの、政府の支援が廃止されれば、特にポートフォリオの脆弱な領域において信用悪化の可能性があると考えているバークレイズ・バンク・グループの不確実性に対する見解は変わっていません。これを受けて、経済上の不確実性に係るPMAは約14億ポンドと比較的に安定的に推移しました。詳細については、英語原文10ページをご参照ください。

政府や銀行の支援策の効果もあって、COVID-19パンデミックに伴い観察される債務不履行はこれまでのところ限定的です。しかしながら、そうした支援策は、2021年度第3四半期以降、不透明感を伴いながらも縮小していく予定となっています。当期においてマクロ経済変数が改善したにもかかわらず、失業率は高水準にとどまっていますが、ポートフォリオはまだ反応しておらず、支援策が廃止されるまでは反応しない可能性があります。

各シナリオの確率加重の推計手法では、英国および米国の過去の主要マクロ経済変数の分布と、5つのシナリオの予測パスを比較します。2021年6月30日時点の加重計算で生成される予測パスの範囲は、不確実性の水準が低いと、2020年12月31日と比較してやや狭くなっています。したがって、上方シナリオ2と下方シナリオ2は、以前よりも分布の裾に近く、その結果、加重が低くなります。2021年度上半期に使用した確率加重については英語原文16ページをご参照ください。

以下の表は、(i)シナリオで用いられる主要なコンセンサス・マクロ経済変数(3年間の年次のパス)、(ii)各シナリオに適用される確率加重、(iii)「特定のベース」を用いたシナリオ別のマクロ経済変数(すなわち、シナリオに照らした各変数の最も極端な値、例えば、下方シナリオでの最大の失業率、上方シナリオで最低の失業率)を示しています。情報の透明性の観点から、5年平均の表も示しています。

信用リスク

ECL の計算に用いたベースライン平均経済変数

	2021年	2022年	2023年
2021年6月30日現在	(%)	(%)	(%)
英国 GDP ¹	4.9	5.6	2.3
英国失業率 ²	5.8	5.7	5.1
英国 HPI ³	(0.5)	0.3	3.1
英国基準金利	0.1	0.2	0.4
米国 GDP ¹	5.7	3.9	1.6
米国失業率 ⁴	5.6	4.5	4.4
米国 HPI ⁵	3.9	3.5	3.5
米国フェデラル・ファンド金利	0.3	0.3	0.7

2020年12月31日現在

英国 GDP ¹	6.3	3.3	2.6
英国失業率 ²	6.7	6.4	5.8
英国 HPI ³	2.4	2.3	5.0
英国基準金利	—	(0.1)	—
米国 GDP ¹	3.9	3.1	2.9
米国失業率 ⁴	6.9	5.7	5.6
米国 HPI ⁵	2.8	4.7	4.7
米国フェデラル・ファンド金利	0.3	0.3	0.3

1 季節調整済実質 GDP 年平均値の変動。

2 英国平均失業率(16歳以上)。

3 英国 HPI 年平均値の変動=ハリファックス・オール・ハウジズ、オール・バイヤーズ・インデックス(前年末比)。

4 米国平均民間失業率(16歳以上)。

5 米国 HPI 年平均値の変動=FHFA 住宅価格指数(前年末比)。

ECL の計算に用いた下方シナリオ 2 平均経済変数

	2021年	2022年	2023年
2021年6月30日現在	(%)	(%)	(%)
英国 GDP ¹	(1.7)	2.0	5.2
英国失業率 ²	7.3	8.2	6.6
英国 HPI ³	(5.8)	(5.8)	0.2
英国基準金利	0.1	—	—
米国 GDP ¹	1.5	1.4	2.0
米国失業率 ⁴	8.7	11.0	9.3
米国 HPI ⁵	(4.9)	(3.0)	1.1
米国フェデラル・ファンド金利	0.3	0.3	0.3

2020年12月31日現在

英国 GDP ¹	(3.9)	6.5	2.6
英国失業率 ²	8.0	9.3	7.8
英国 HPI ³	(13.6)	(10.8)	0.5
英国基準金利	(0.2)	(0.2)	(0.1)
米国 GDP ¹	(2.4)	3.6	2.1
米国失業率 ⁴	13.4	11.9	10.1
米国 HPI ⁵	(17.2)	(0.7)	0.6
米国フェデラル・ファンド金利	0.3	0.3	0.3

1 季節調整済実質 GDP 年平均値の変動。

2 英国平均失業率(16歳以上)。

3 英国 HPI 年平均値の変動=ハリファックス・オール・ハウジズ、オール・バイヤーズ・インデックス(前年末比)。

信用リスク

4 米国平均民間失業率(16歳以上)。

5 米国 HPI 年平均値の変動=FHFA 住宅価格指数(前年末比)。

ECL の計算に用いた下方シナリオ 1 平均経済変数

	2021 年	2022 年	2023 年
	(%)	(%)	(%)
2021 年 6 月 30 日現在			
英国 GDP ¹	0.6	4.4	4.2
英国失業率 ²	6.4	6.6	5.6
英国 HPI ³	(3.1)	(2.7)	1.7
英国基準金利	0.1	0.1	0.2
米国 GDP ¹	3.4	2.5	1.6
米国失業率 ⁴	7.4	7.9	6.1
米国 HPI ⁵	(0.5)	0.2	2.3
米国フェデラル・ファンド金利	0.3	0.3	0.3
2020 年 12 月 31 日現在			
英国 GDP ¹	0.1	6.6	3.2
英国失業率 ²	7.3	8.0	6.9
英国 HPI ³	(6.7)	(3.5)	1.7
英国基準金利	(0.1)	(0.1)	—
米国 GDP ¹	0.4	3.6	2.3
米国失業率 ⁴	11.0	8.9	6.9
米国 HPI ⁵	(5.9)	1.8	2.6
米国フェデラル・ファンド金利	0.3	0.3	0.3

1 季節調整済実質 GDP 年平均値の変動。

2 英国平均失業率(16歳以上)。

3 英国 HPI 年平均値の変動=ハリファックス・オール・ハウジズ、オール・バイヤーズ・インデックス(前年末比)。

4 米国平均民間失業率(16歳以上)。

5 米国 HPI 年平均値の変動=FHFA 住宅価格指数(前年末比)。

信用リスク

ECL の計算に用いた上方シナリオ 2 平均経済変数

	2021年	2022年	2023年
2021年6月30日現在	(%)	(%)	(%)
英国 GDP ¹	6.8	9.4	4.0
英国失業率 ²	5.5	4.9	4.4
英国 HPI ³	4.6	9.9	11.3
英国基準金利	0.1	0.4	0.6
米国 GDP ¹	6.5	8.2	3.4
米国失業率 ⁴	5.3	3.8	3.8
米国 HPI ⁵	6.5	8.0	7.3
米国フェデラル・ファンド金利	0.3	0.3	1.1

2020年12月31日現在

英国 GDP ¹	12.2	5.3	3.9
英国失業率 ²	6.2	5.5	4.8
英国 HPI ³	6.6	10.4	10.8
英国基準金利	0.1	0.3	0.3
米国 GDP ¹	7.1	4.6	4.0
米国失業率 ⁴	5.5	4.3	4.1
米国 HPI ⁵	8.8	9.1	8.9
米国フェデラル・ファンド金利	0.3	0.4	0.6

1 季節調整済実質 GDP 年平均値の変動。

2 英国平均失業率(16歳以上)。

3 英国 HPI 年平均値の変動=ハリファックス・オール・ハウジズ、オール・バイヤーズ・インデックス(前年末比)。

4 米国平均民間失業率(16歳以上)。

5 米国 HPI 年平均値の変動=FHFA 住宅価格指数(前年末比)。

ECL の計算に用いた上方シナリオ 1 平均経済変数

	2021年	2022年	2023年
2021年6月30日現在	(%)	(%)	(%)
英国 GDP ¹	5.9	7.3	3.0
英国失業率 ²	5.6	5.2	4.7
英国 HPI ³	1.5	4.5	7.4
英国基準金利	0.1	0.2	0.6
米国 GDP ¹	6.1	5.8	2.4
米国失業率 ⁴	5.5	4.2	4.2
米国 HPI ⁵	6.2	6.8	5.7
米国フェデラル・ファンド金利	0.3	0.3	0.9

2020年12月31日現在

英国 GDP ¹	9.3	3.9	3.4
英国失業率 ²	6.4	6.0	5.2
英国 HPI ³	4.6	6.1	6.1
英国基準金利	0.1	0.1	0.3
米国 GDP ¹	5.5	4.0	3.7
米国失業率 ⁴	6.0	4.8	4.6
米国 HPI ⁵	6.8	6.7	6.3
米国フェデラル・ファンド金利	0.3	0.3	0.5

1 季節調整済実質 GDP 年平均値の変動。

信用リスク

- 2 英国平均失業率(16歳以上)。
- 3 英国 HPI 年平均値の変動=ハリファックス・オール・ハウジズ、オール・バイヤーズ・インデックス(前年末比)。
- 4 米国平均民間失業率(16歳以上)。
- 5 米国 HPI 年平均値の変動=FHFA 住宅価格指数(前年末比)。

シナリオ確率の加重

	上方シナリオ 2	上方シナリオ 1	ベースライン・シナリオ	下方シナリオ 1	下方シナリオ 2
	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
2021年6月30日現在					
シナリオ確率の加重	19.6	24.5	26.4	16.9	12.6
2020年12月31日現在					
シナリオ確率の加重	20.2	24.2	24.7	15.5	15.4

特定のベースは、シナリオに照らした各変数の最も極端な値(例えば、下方シナリオでの最大の失業率、ベースライン・シナリオでの平均失業率、上方シナリオで最低の失業率)を示しています。GDPとHPIの下方および上方シナリオのデータは、20四半期の開始時点との比較での最低点と最高点を表しています。

信用リスク

マクロ経済変数(特定ベース)¹

	上方シナリオ 2	上方シナリオ 1	ベースライン・シナリオ	下方シナリオ 1	下方シナリオ 2
2021年6月30日現在	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
英国 GDP ²	25.9	20.2	3.3	(4.2)	(8.1)
英国失業率 ³	4.1	4.3	5.1	7.5	9.8
英国 HPI ⁴	48.2	25.5	1.6	(5.8)	(11.8)
英国基準金利 ³	0.1	0.1	0.4	0.3	0.1
米国 GDP ²	23.7	18.3	2.8	(0.2)	(3.2)
米国失業率 ³	3.8	4.2	4.7	8.9	12.0
米国 HPI ⁴	41.2	32.6	3.6	(1.3)	(7.9)
米国フェデラル・ファンド金利 ³	0.3	0.3	0.8	1.5	0.8
2020年12月31日現在					
英国 GDP ²	14.2	8.8	0.7	(22.1)	(22.1)
英国失業率 ³	4.0	4.0	5.7	8.4	10.1
英国 HPI ⁴	48.2	30.8	3.6	(4.5)	(18.3)
英国基準金利 ³	0.1	0.1	—	0.6	0.6
米国 GDP ²	15.7	12.8	1.6	(10.6)	(10.6)
米国失業率 ³	3.8	3.8	6.4	13.0	13.7
米国 HPI ⁴	42.2	30.9	3.8	(3.7)	(15.9)
米国フェデラル・ファンド金利 ³	0.1	0.1	0.3	1.3	1.3

1 英国 GDP=季節調整済実質 GDP 成長率; 英国失業率=英国失業率(16歳以上); 英国 HPI=ハリファックス・オール・ハウジズ、オール・バイヤーズ・インデックス; 米国 GDP=季節調整済実質 GDP 成長率; 米国失業率=米国民間失業率(16歳以上); 米国 HPI=FHFA 住宅価格指数。20 四半期は 2021 年度第 1 四半期に開始(2020 年:2020 年度第 1 四半期)。

2 上方シナリオの 20 四半期ベースの 2020 年度第 4 四半期(2020 年:2019 年度第 4 四半期)に対する最大成長率、ベースライン・シナリオの 5 年間の年平均成長率(CAGR)、下方シナリオの 20 四半期ベースの 2020 年度第 4 四半期(2020 年:2019 年度第 4 四半期)に対する最低成長率。

3 上方シナリオでは 20 四半期のうち最低の四半期、ベースライン・シナリオでは 5 年平均、下方シナリオでは 20 四半期のうち最高の四半期。

4 上方シナリオの 20 四半期ベースの 2020 年度第 4 四半期(2020 年:2019 年度第 4 四半期)に対する最大成長率、ベースライン・シナリオの 5 年間の四半期末の CAGR、下方シナリオの 20 四半期ベースの 2020 年度第 4 四半期(2020 年:2019 年度第 4 四半期)に対する最低成長率。

信用リスク

平均ベースは、20 四半期の各変数の平均四半期値であり、GDP および HPI はそれぞれ年平均および四半期 CAGR に基づいています。

マクロ経済変数(5年平均)¹

	上方シナリオ 2	上方シナリオ 1	ベースライン・シナリオ	下方シナリオ 1	下方シナリオ 2
	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
2021年6月30日現在					
英国 GDP ²	5.2	4.2	3.3	2.6	1.8
英国失業率 ³	4.6	4.8	5.1	5.7	6.5
英国 HPI ⁴	8.2	4.7	1.6	—	(1.6)
英国基準金利 ³	0.7	0.6	0.4	0.2	—
米国 GDP ²	4.6	3.7	2.8	2.0	1.4
米国失業率 ³	4.1	4.4	4.7	6.3	8.5
米国 HPI ⁴	7.1	5.8	3.6	1.6	(0.4)
米国フェデラル・ファンド金利 ³	1.1	0.9	0.8	0.6	0.3
2020年12月31日現在					
英国 GDP ²	2.5	1.6	0.7	0.1	(0.9)
英国失業率 ³	5.0	5.3	5.7	6.5	7.2
英国 HPI ⁴	8.2	5.5	3.6	(0.2)	(3.6)
英国基準金利 ³	0.3	0.2	—	—	(0.1)
米国 GDP ²	2.9	2.4	1.6	0.8	0.1
米国失業率 ³	5.3	5.7	6.4	8.3	10.4
米国 HPI ⁴	7.3	5.5	3.8	0.8	(3.0)
米国フェデラル・ファンド金利 ³	0.5	0.5	0.3	0.3	0.3

1 英国 GDP=季節調整済実質 GDP 成長率; 英国失業率=英国失業率(16歳以上); 英国 HPI=ハリファックス・オール・ハウジズ、オール・バイヤーズ・インデックス; 米国 GDP=季節調整済実質 GDP 成長率; 米国失業率=米国民間失業率(16歳以上); 米国 HPI=FHFA 住宅価格指数。

2 2020年(2020年:2019年)以降、5年間のCAGR。

3 5年平均。2021年度第1四半期(2020年:2020年度第1四半期)以降の20四半期を基準とした期間。

4 2020年度第4四半期(2020年:2019年度第4四半期)以降、四半期末時点の5年間のCAGR。

管理バリュー・アット・リスク (VaR) の分析

下表は、資産種別の分散ベースの管理 VaR 合計を示しています。管理 VaR 合計にはパークレイズ・バンク・グループ内の CIB および財務活動の全トレーディング・ポジションが含まれており、1 日保有した場合の VaR が計算されています。VaR の制限は、管理 VaR 合計に資産種別に適用されます。また、市場リスク管理機能は、重要な業務やトレーディング・デスクに VaR の二次的制限を適用します。

資産種別管理 VaR (95%)

	2021 年 6 月 30 日に終了した半期			2020 年 12 月 31 日に終了した半期			2020 年 6 月 30 日に終了した半期		
	日次平均 (百万ポンド)	最大 (百万ポンド)	最小 (百万ポンド)	日次平均 (百万ポンド)	最大 (百万ポンド)	最小 (百万ポンド)	日次平均 (百万ポンド)	最大 (百万ポンド)	最小 (百万ポンド)
信用リスク	18	30	9	19	23	15	22	38	10
金利リスク	8	14	4	11	17	6	9	17	6
株式リスク	10	15	6	10	16	7	15	35	6
ベークス・リスク	7	10	3	9	11	7	9	14	7
スプレッド・リスク	4	6	3	5	7	4	5	9	3
為替リスク	3	6	2	4	7	3	4	7	2
コモディティ・リスク	—	1	—	1	1	—	1	1	—
インフレ・リスク	2	4	2	2	3	1	1	2	1
分散効果 ¹	(30)	n/a	n/a	(33)	n/a	n/a	(31)	n/a	n/a
管理 VaR 合計	22	36	13	28	35	20	35	57	17

¹ 分散効果は異なる資産または異なる事業から予想される損失が同時に発生する可能性が低いことを認識しています。このため予想損失総額は各エリアにおける予想損失の合計を下回ります。これらの評価においては損失間の過去の相関性が考慮されています。区分ごとに報告されている最大および最小の VaR 値は、全体として報告されている最大および最小の VaR と必ずしも同日に発生したものではありません。従って、最大および最小の VaR 値にかかる分散効果は意味が無く、上表では省略されています。

平均管理 VaR は 21% 減少して 2,200 万ポンド (2020 年度下半期: 2,800 万ポンド) になりました。これは、VaR モデルの過去のルックバック期間を 2 年から 1 年に変更し、その期間におけるリスクを減少させた手法の更新による 500 万ポンドの減少を反映しています。手法の変更より、ルックバック期間における時間の経過に伴うボラティリティ水準の変化に対するモデルの反応度が高まりました。

資金調達および流動性

概要

バークレイズ・バンク・グループの余剰流動性は、預金の継続的な増加と、短期ホールセール資金調達の季節的な増加を受けて、2,110億ポンド(2020年12月:2,060億ポンド)に増加しました。この増加は、事業資金の消費の増加により一部相殺されました。バークレイズ・バンク・ピーエルシーの DoL サブグループの LCR は、規制上の要件である 100%を大幅に上回る 131%(2020年12月:145%)を維持しており、これは年度末時点のポジションと比べてストレス時の資金流出純額が増加したことを反映しています。

流動性管理の目的上、バークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその子会社であり英国のブローカー・ディーラー企業であるバークレイズ・キャピタル・セキュリティーズ・リミテッドは、バークレイズ・バンク・ピーエルシーの DoL サブグループの取り決めに基づき、結合ベースにて PRA に監視されています。

流動性リスク・ストレステスト

流動性リスクのストレステストでは、一定の範囲のシナリオにおける潜在的な契約上および偶発的なストレス時の資金流出を測定します。これは次に、ストレスが生じた場合に期待資金流出を満たすのに直ちに利用可能な余剰流動性の規模を決定するのに使用されます。シナリオには、30日間のバークレイズ特有のストレス事象、90日間の市場全体のストレス事象、ならびにバークレイズ特有のストレス事象と市場全体のストレス事象の両方から成る30日間の結合シナリオが含まれます。

CRR(CRR IIによる改正を含む)の LCR 要件では、さまざまな資金調達源の相対的な安定性とストレス時の潜在的な追加資金需要を考慮したものです。LCR は、30日間にわたる深刻なストレス・シナリオで生き残るために十分な適格流動資産を保有することで、銀行の流動性リスク・プロファイルの短期的な耐性を向上させることを目的としたものです。

2021年6月30日現在、バークレイズ・バンク・ピーエルシーの DoL サブグループは、内部および規制上の要件に対してストレス時の資金流出純額の 100%を大幅に上回る適格流動性資産を保有しています。現金および中央預け金、国債ならびにその他の適格証券の間の余剰流動性比率は、バークレイズ・グループに概ね類似しています。

余剰流動性のほとんどがバークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびバークレイズ・バンク・アイルランド・ピーエルシーに所在していました。残余余剰流動性の大半は米国子会社に所在し、各事業体固有のストレス時の資金流出および当該国の規制上の要件に対して保有されています。

	2021年 6月30日現在 (億ポンド)	2020年 12月31日現在 (億ポンド)
バークレイズ・バンク・グループの余剰流動性	2,110	2,060
	(%)	(%)
バークレイズ・バンク・ピーエルシーの DoL サブグループにおける流動性カバレッジ比率	131	145

資本およびレバレッジ

パークレイズ・バンク・ピーエルシーは現在、単独連結ベースにて PRA の規制を受けています。単独連結ベースのパークレイズ・バンク・ピーエルシーは、PRA の承認を条件として、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび一部の子会社から構成されます。以下の開示は、単独連結ベースのパークレイズ・バンク・ピーエルシーの主要な資本メトリックスを示しています。詳細については、home.barclays/investor-relations/reports-and-events/latest-financial-results で閲覧可能となる 2021 年 8 月 13 日に公表予定のパークレイズ・ピーエルシーの 2021 年度上半期ピラー3 レポートをご参照下さい。

英国の EU 離脱を受けて、CRR (CRR II による改正を含みます) への参照は、特に指定がない限り、CRR II による改正を含む CRR を指します。これは、報告日時点において、CRR が 2018 年欧州連合 (離脱) 法に準拠する英国の法律の一部を形成し、また、英国の規制当局は、移行期間終了後から 2022 年 3 月 31 日までに生じる英国の規制要件のオンショアリングに伴う変更を延期または段階的に導入することを認める一時的な暫定的権限 (TTP) を行使することができるためです。2021 年 6 月 26 日付で、2021 年金融サービス法は、CRR II による改正を含む CRR を一部改正しました。改正には、CRR II のクイック・フィックス措置の下で 2021 年 6 月 27 日に終了予定であった CRR レバレッジ・エクスポージャーに対する CRR II の決済ネットティングの適用延長が含まれています。TTP 期間を通じて、イングランド銀行 (BoE) および PRA は引き続き英国の規制上の枠組みを見直し、グループの開示は有効な報告日において適用可能な改正後の枠組みを反映するものとします。

2019 年 4 月 26 日以降に組成した適格エクスポージャーのうち、2 年超にわたって不履行となっているものについて、健全性に係る強化策 (prudential backstop) が 2019 年 4 月 26 日に実施されました。不履行の適格エクスポージャーの最低カバレッジ要件が満たされていない場合には、その差異を CET1 資本から控除しなければなりません。担保付・無担保エクスポージャーについては、エクスポージャーが不履行状態である期間に応じて、異なる変換係数が適用されます。2021 年において不履行の担保付エクスポージャーに適用される変換係数は 0%、不履行の無担保エクスポージャーに適用される変換係数は 35% で、いずれもカバレッジ適用前です。2021 年度上半期については、CET1 資本に対する影響はありませんでした。

2021 年 6 月 29 日、金融政策委員会と PRA は、英国のレバレッジ比率の枠組みの変更案に関するコンサルテーション文書を公表しました。コンサルテーションでは、英国の単一のレバレッジ比率規制に移行する意図が示されており、2022 年 1 月 1 日以降、英国の銀行に対して CRR レバレッジ比率が適用されなくなることを意味します。既存の枠組みを概ね維持しつつも、バーゼル III の基準に沿ったエクスポージャー計測に関する技術的な変更が提案されています。パークレイズ・バンク・ピーエルシーの最低要件は、2023 年 1 月 1 日から単体レベルで適用される予定です。PRA の承認を条件として、2023 年 1 月 1 日より単体の要件はサブ連結の測定値に置き換えられる可能性があります。

資本比率 ^{1,2,3}

	2021 年 6 月 30 日現在	2020 年 12 月 31 日現在
CET1	13.9%	14.2%
Tier 1 (T1)	17.7%	18.1%
規制上の自己資本合計	21.2%	21.0%

資本要素

	(百万ポンド)	(百万ポンド)
CET1 資本	24,538	25,227
T1 資本	31,392	32,172
規制上の自己資本合計	37,571	37,493

リスク調整後資産 (RWA)

176,898 178,156

レバレッジ比率 ^{1,4}

	(百万ポンド)	(百万ポンド)
CRR レバレッジ比率	3.6%	3.9%
T1 資本	31,392	32,172
CRR レバレッジ・エクスポージャー	882,543	826,371

- 1 資本、RWA、およびレバレッジは、CRR(CRR IIによる改正を含みます)の経過措置ルールに基づくアレンジメントを適用して算出されています。これには IFRS 第9号の経過措置ルールに基づくアレンジメントならびに CRR および CRR II 非適格資本商品を適用対象外とすることも含まれています。
- 2 完全施行ベースの CET1 資本比率は 13.5%、CET1 資本は 239 億ポンド、RWA は 1,764 億ポンドであり、CRR(CRR IIによる改正を含む)の経過措置ルールに基づくアレンジメントを適用せずに算出されています。
- 3 パークレイズ・バンク・ピーエルシーのコンティンジェント・キャピタル・ノート 7.625%における転換トリガーに対する評価に関連するパークレイズ・ピーエルシーの CET1 資本比率は 15.1%でした。この算出のため、CET1 資本および RWA は IFRS 第9号の経過措置ルールに基づくアレンジメントを含む CRR の経過措置ルールに基づくアレンジメントを適用して算出されています。CRD IV の実施に関連する経過措置規定の金融サービス機構(FSA)による 2012 年 10 月の解釈の恩典は 2017 年 12 月に失効しました。
- 4 単独連結ベースのパークレイズ・バンク・ピーエルシーは英国のレバレッジの枠組みの対象ではなく、CRR レバレッジ比率を開示しており、2021 年 6 月 30 日現在、拘束力のある要件を有していません。CRR II と同様に適格中央銀行債権を除外する英国のレバレッジ・ルールが適用されていたとすると、2021 年 6 月 30 日のレバレッジ・エクスポージャーは 7,899 億ポンドに減少し、比率は 3.9%に上昇します。CRR II に基づく適格中央銀行債権の除外は、すべての英国の銀行に対する PRA 承認の対象となり、2021 年 6 月 30 日現在、この承認は与えられていません。

取締役の責任に関する声明

取締役(取締役の氏名は以下に記載)は、適切でない場合を除き、継続企業ベースで財務諸表を作成することを要求されます。この継続企業の前提の評価を行うにあたり、取締役は現在および将来の状況に関する情報を検討しました。各々の取締役は、各人が知る限りにおいて、英語原文 23 ページから 28 ページに掲載されている要約連結中間財務書類が英国(UK)の採用した国際会計基準(IAS)第 34 号「期中財務報告」に準拠して作成されており、また、本書の経営陣の中間報告書には、「開示および透明性規則」4.2.7(改正)および 4.2.8(改正)に要求される以下の情報の適正なレビューが含まれていることを認めています。

- 2021 年 6 月 30 日に終了した 6 ヶ月間において発生した重要な事象の兆候およびそれらが要約連結中間財務書類に及ぼす影響、ならびに当事業年度の残り 6 ヶ月間における主要なリスクおよび不確実性の記載。
- 2021 年 6 月 30 日に終了した 6 ヶ月間における関連当事者取引のうち、当該期間におけるパークレイズ・バンク・グループの財政状態または業績に重要な影響を及ぼしたすべての取引および直近の年次報告書に記載された関連当事者取引に関する変更のうち、2021 年 6 月 30 日に終了した 6 ヶ月間におけるパークレイズ・バンク・グループの財政状態または業績に重要な影響を及ぼす可能性があったすべての変更。

2021 年 7 月 27 日に以下の者が取締役会を代表して署名を行いました。

ジェームズ・E・ステイリー

パークレイズ・バンク・グループ最高責任者

スティーブン・ユワート

パークレイズ・バンク・グループ最高財務責任者

パークレイズ・バンク・ピーエルシー取締役会:

会長

ナイジェル・ヒギンズ

業務執行取締役

ジェームズ・E・ステイリー

トウシャー・モーザリア

業務執行権のない取締役

マイク・アシュレー

ティム・ブリードン CBE

モハメッド・A・エル-エリアン

ドーン・フィッツパトリック

メアリー・フランシス CBE

ダイアン・シュエネマン

結論

私どもは、貴社の委嘱により、2021年6月30日に終了した6ヵ月間の中間決算報告書に含まれている、以下からなる一連の要約財務書類のレビューを行いました。

- 2021年6月30日に終了した期間における要約連結損益計算書および要約連結包括利益計算書
- 2021年6月30日現在の要約連結貸借対照表
- 同日に終了した期間における要約連結株主資本変動表
- 同日に終了した期間における要約連結キャッシュフロー計算書
- 関連する注記

私どものレビューに基づき、2021年6月30日に終了した6ヵ月間の中間決算報告書に含まれている一連の要約財務書類が、英国における使用のために採用したIAS第34号「期中財務報告」および英国の金融行為監督機構(英国FCA)の「開示および透明性規則」(DTR)に準拠して作成されていないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められませんでした。

レビュー範囲

私どもは、監査実務委員会が英国での使用のために公表した、国際レビュー業務基準(英国およびアイルランド)第2410号「事業体の独立監査人が実施する中間財務情報のレビュー」に準拠してレビューを実施しました。中間財務情報のレビューには、主として財務および会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続およびその他のレビュー手続が適用されます。私どもは、中間決算報告書に含まれるその他の情報を通読し、当該情報に明白な虚偽表示または一連の要約財務書類中の情報との重要な不整合が含まれているかどうかを検討しました。

レビューは国際監査基準(英国)に準拠して実施される監査に比べて相当程度限定された手続であるため、私どもは、監査において識別され则认为される重要な事項のすべてを認識しているという保証を得ることができません。したがって、私どもは監査意見を表明いたしません。

取締役の責任

中間決算報告書の作成責任は取締役であり、また、取締役により承認されています。取締役は、英国FCAのDTRに準拠して中間決算報告書を作成する責任を有しています。

注記1「作成の基礎」で開示されている通り、パークレイズ・バンク・グループの最新の年次財務諸表は、欧州連合で適用される規則(EC)第1606/2002号に準拠して採用した国際財務報告基準、および2006年会社法の要求事項に準拠して適用される国際会計基準に従って作成されています。次年度の財務書類は、英国が採用した国際会計基準に従って作成されます。取締役は、英国における使用のために採用したIAS第34号に準拠して中間決算報告書に含まれる一連の要約財務書類の作成責任を負っています。

私どもの責任

私どもの責任は、私どものレビューに基づき、貴社に対して中間決算報告書に含まれている一連の要約財務書類に対する結論を表明することです。

私どものレビュー手続の目的および私どもが責任を負うもの

パークレイズ・バンク・ピーエルシーに対する独立監査人のレビュー報告書

本報告書は、貴社が英国 FCA の DTR の要件を満たすにあたり貴社を支援する私どもの契約条項に従い、貴社のためにのみ作成されています。私どものレビューは、私どもがこの報告書に記載する必要があるこれらの事項を貴社に対して表明するために実施されたものであり、他の目的はありません。法律で認められる限りにおいて、私どもは、私どものレビュー手続、本報告書、または私どもが達した結論について、貴社以外のいかなる者に対しても責任を負うまたは引き受けるものではありません。

ミシェル・ヒンチリフ

ケーピーエムジー エルエルピー(ユーケイ)を代表して

勅許会計士

E14 5GL、ロンドン、

カナダ・スクエア 15

2021 年 7 月 27 日

要約連結損益計算書(未監査)

	注記 ¹	2021年6月 30日に終了し た半期 (百万ポンド)	2020年6月 30日に終了し た半期 (百万ポンド)
受取利息等		2,444	3,173
支払利息等		(921)	(1,502)
利息収入純額		1,523	1,671
受取手数料		4,070	3,818
支払手数料		(870)	(939)
手数料収入純額	3	3,200	2,879
トレーディング収益純額		3,467	4,225
投資費用純額		(36)	(146)
その他の収益		35	8
収益合計		8,189	8,637
信用に係る減損戻入/(費用)		288	(2,674)
営業収益純額		8,477	5,963
人件費		(2,385)	(2,191)
インフラおよび一般管理費		(2,674)	(2,357)
訴訟および特定行為		(87)	(19)
営業費用		(5,146)	(4,567)
関連会社および合併企業の税引後損益に対する持分 子会社、関連会社および合併企業の売却益		3 —	1 126
税引前利益		3,334	1,523
税金費用	4	(611)	(230)
税引後利益		2,723	1,293
以下に帰属するもの:			
親会社の株主		2,420	960
その他の持分商品保有者		303	333
税引後利益		2,723	1,293

¹ 財務書類に対する注記は英語原文の 29 ページから 49 ページをご参照ください。

要約連結包括利益計算書(未監査)

	注記 ¹	2021年6月 30日に終了し た半期 (百万ポンド)	2020年6月 30日に終了し た半期 (百万ポンド)
税引後利益		2,723	1,293
損益に振替えられる可能性のあるその他の包括(損失)/利益²			
為替換算再評価差額	12	(552)	1,386
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品の再評価差額	12	(312)	137
キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額	12	(823)	1,065
その他		—	(6)
損益に振替えられる可能性のあるその他の包括(損失)/利益		(1,687)	2,582
損益に振替えられないその他の包括(損失)/利益			
退職給付の再測定	9	103	645
当グループ自身の信用度に関連する損益	12	(47)	496
損益に振替えられないその他の包括利益		56	1,141
当期その他の包括(損失)/利益		(1,631)	3,723
当期包括利益合計		1,092	5,016

1 財務書類に対する注記は英語原文の 29 ページから 49 ページをご参照ください。

2 税引後の金額で報告されています。

要約連結貸借対照表(未監査)

資産	注記 ¹	2021年6月	2020年12月
		30日現在	31日現在
		(百万ポンド)	(百万ポンド)
現金および中央銀行預け金		163,804	155,902
現金担保および決済残高		108,536	97,616
貸付金(償却原価ベース)		133,815	134,267
リバース・レポ取引およびその他類似の担保付貸付		3,048	8,981
トレーディング・ポートフォリオ資産		147,144	127,664
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産		191,128	171,761
デリバティブ		256,129	302,693
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産		50,184	51,902
関連会社および合併企業に対する投資		22	24
のれんおよび無形資産		1,453	1,154
有形固定資産		1,193	1,537
未収還付税		500	424
繰延税金資産	4	2,362	2,552
退職給付資産	9	2,701	1,814
その他の資産		2,318	1,440
資産合計		1,064,337	1,059,731
負債			
預り金(償却原価ベース)		249,732	244,696
現金担保および決済残高		100,957	85,549
レポ取引およびその他類似の担保付借入		11,067	10,443
発行債券		42,931	29,423
劣後負債	7	29,045	32,005
トレーディング・ポートフォリオ負債		56,137	46,139
公正価値で測定すると指定された金融負債		263,920	249,626
デリバティブ		246,983	300,580
未払税金		586	644
繰延税金負債	4	29	225
退職給付債務	9	275	232
その他の負債		8,028	5,251
引当金	8	951	1,208
負債合計		1,010,641	1,006,021
株主資本			
払込済株式資本および株式払込剰余金	10	2,348	2,348
その他の持分商品	11	8,621	8,621
その他の剰余金	12	1,449	3,183
利益剰余金		41,278	39,558
株主資本合計		53,696	53,710
負債および株主資本合計		1,064,337	1,059,731

¹ 財務書類に対する注記は英語原文の 29 ページから 49 ページをご参照ください。

要約連結株主資本変動表(未監査)

	払込済株式資本および株式 払込剰余金 ¹	その他の持分 商品 ¹	その他の剰余 金 ¹	利益剰余金	株主資本合計
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
2021年6月30日に終了した半期					
2021年1月1日現在残高	2,348	8,621	3,183	39,558	53,710
税引後利益	—	303	—	2,420	2,723
為替換算の変動	—	—	(552)	—	(552)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品	—	—	(312)	—	(312)
キャッシュフロー・ヘッジ	—	—	(823)	—	(823)
退職給付の再測定	—	—	—	103	103
当グループ自身の信用度に関連する損益	—	—	(47)	—	(47)
当期包括利益合計	—	303	(1,734)	2,523	1,092
その他の持分商品に係るクーポン支払額	—	(303)	—	—	(303)
持分決済型株式制度	—	—	—	255	255
持分決済型株式制度に基づくパークレイズ・ピーエルシー株式の権利確定	—	—	—	(349)	(349)
配当金支払額-普通株式	—	—	—	(694)	(694)
配当金支払額-優先株式	—	—	—	(13)	(13)
その他の変動	—	—	—	(2)	(2)
2021年6月30日現在残高	2,348	8,621	1,449	41,278	53,696
2020年12月31日に終了した半期					
2020年7月1日現在残高	2,348	8,323	6,319	39,704	56,694
税引後利益	—	344	—	814	1,158
為替換算の変動	—	—	(2,033)	—	(2,033)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品	—	—	246	—	246
キャッシュフロー・ヘッジ	—	—	(272)	—	(272)
退職給付の再測定	—	—	—	(753)	(753)
当グループ自身の信用度に関連する損益	—	—	(1,077)	—	(1,077)
その他	—	—	—	9	9
当期包括利益合計	—	344	(3,136)	70	(2,722)
その他の持分商品の発行および交換	—	298	—	(53)	245
その他の持分商品に係るクーポン支払額	—	(344)	—	—	(344)
持分決済型株式制度	—	—	—	(126)	(126)
持分決済型株式制度に基づくパークレイズ・ピーエルシー株式の権利確定	—	—	—	(11)	(11)
配当金支払額-優先株式	—	—	—	(14)	(14)
その他の変動	—	—	—	(12)	(12)
2020年12月31日現在残高	2,348	8,621	3,183	39,558	53,710

¹ 株式資本、その他の持分商品およびその他の剰余金の詳細は英語原文の40ページから41ページに記載されています。

要約連結株主資本変動表(未監査)

	払込済株式資本および株式 払込剰余金 ¹	その他の持分 商品 ¹	その他の剰余 金 ¹	利益剰余金	株主資本合計
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
2020年6月30日に終了した半期					
2020年1月1日現在残高	2,348	8,323	3,235	36,709	50,615
税引後利益	—	333	—	960	1,293
為替換算の変動	—	—	1,386	—	1,386
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品	—	—	137	—	137
キャッシュフロー・ヘッジ	—	—	1,065	—	1,065
退職給付の再測定	—	—	—	645	645
当グループ自身の信用度に関連する損益	—	—	496	—	496
その他	—	—	—	(6)	(6)
当期包括利益合計	—	333	3,084	1,599	5,016
その他の持分商品に係るクーポン支払額	—	(333)	—	—	(333)
持分決済型株式制度	—	—	—	475	475
持分決済型株式制度に基づくパークレイズ・ピーエルシー株式の権利確定	—	—	—	(289)	(289)
配当金支払額-普通株式	—	—	—	(263)	(263)
配当金支払額-優先株式	—	—	—	(28)	(28)
パークレイズ・ピーエルシーからの資本拠出	—	—	—	1,500	1,500
その他の変動	—	—	—	1	1
2020年6月30日現在残高	2,348	8,323	6,319	39,704	56,694

¹ 株式資本、その他の持分商品およびその他の剰余金の詳細は英語原文の40ページから41ページに記載されています。

要約連結キャッシュフロー計算書(未監査)

	2021年6月 30日に終了し た半期 (百万ポンド)	2020年6月 30日に終了し た半期 ¹ (百万ポンド)
税引前利益	3,334	1,523
非現金項目の調整 ²	5,001	(35)
貸付金(償却原価ベース)の純減少/(増加) ²	2,932	(6,581)
預り金(償却原価ベース)の純増加	5,036	32,357
発行債券の純増加	13,508	16,960
その他の営業資産および負債の変動 ³	(8,814)	(6,447)
法人税等支払額	(617)	(270)
営業活動からのキャッシュ純額	20,380	37,507
投資活動からのキャッシュ純額 ²	(3,112)	(11,201)
財務活動からのキャッシュ純額	(2,883)	653
現金および現金同等物に係る為替レートの影響	(5,534)	7,813
現金および現金同等物の純増加	8,851	34,772
現金および現金同等物 期首残高 ³	173,125	139,314
現金および現金同等物 期末残高³	181,976	174,086

1 2020年度上半期における比較数値は、2020年度下半期に実施された開示および適用された会計方針の見直しに伴い、要約キャッシュフロー計算書の目的適合性を高めるために修正再表示されています。現金および現金同等物において報告される現金担保の分類、ならびに営業活動および投資活動からのキャッシュフロー純額における項目の表示に、2020年度の英文年次報告書において初めて適用された修正が加えられました。以下の脚注2および3は、2020年上半期におけるそれぞれのキャッシュフロー区分に対する変更の影響を定量化し、さらに詳しく説明しています。

2 債券(償却原価ベース)に関連する現金および現金同等物の増減は、過年度においては、営業活動において貸付金(償却原価ベース)に表示されていました。これらの債券の保有は現在、会計方針の変更に伴いパークレイズ・バンク・グループが行った投資活動の一部とみなされ、2021年上半期の投資活動に表示されています。比較数値は修正再表示されています。この変更の影響により、2020年度上半期にキャッシュアウトフロー純額41億7,900万ポンドが営業活動から投資活動に組み替えられました。

3 現金および現金同等物は、現金担保および決済残高を含めないよう修正再表示されています。ただし、支払制度に関連してパークレイズ・バンク・グループが中央銀行に保有している残高は除きます。この変更の影響により、現金および現金同等物は2020年6月30日現在で279億7,400万ポンド、2019年12月31日現在で167億200万ポンド減少しました。その結果、営業活動からのキャッシュ純額は、2020年度上半期に112億7,200万ポンド減少しました。これは、当期の現金担保および決済残高の項目の純増加を表しています。

1. 作成の基礎

2021年6月30日に終了した6ヵ月間のこれらの要約連結中間財務書類は、英国の金融行為監督機構(FCA)の「開示および透明性規則」(DTR)および国際会計基準審議会(IASB)が公表し英国が採用したIAS第34号「期中財務報告」に準拠して作成されています。要約連結中間財務書類は、2020年12月31日終了事業年度の年次財務書類と合わせて読むべきです。2020年12月31日終了事業年度の年次財務書類は、2006年会社法の要求事項に準拠して適用される国際会計基準、およびIASBが発行し、欧州連合で適用され英国で採用された規則(EC)第1606/2002号に準拠して採用した国際財務報告基準(IFRS)および解釈指針(IFRIC)に準拠して作成されています。英国が適用したIFRSとEUが適用したIFRSは、現時点で同じものであり、また2020年12月31日現在でも同じでした。

これらの要約連結中間財務書類で使用した会計方針および計算方法は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの2020年度の英文年次報告書で使用したものと同じです。

1. 継続事業の前提

取締役は、パークレイズ・バンク・グループおよび親会社が財務書類の承認日から少なくとも12ヶ月間において事業を継続するための資源を有していると確信しているため、中間財務書類は継続企業の前提に基づいて作成されています。この評価を行うにあたり、取締役は、運転資本報告書(WCR)のレビューを含む、現在および将来の状況に関する幅広い情報を検討しました。WCRは、取締役が、パークレイズ・バンク・グループの将来の業績を評価し、継続的な規制上の要求事項を満たすために必要な資金源を保有していることを評価するために使用します。WCRには、内部で作成されたストレステストのシナリオが流動性や所要自己資本の予測に与える影響の評価が含まれています。使用したストレステストは、パークレイズ・バンク・グループが経験しうる合理的に考えられる下方経済シナリオの評価に基づいています。

WCRは、パークレイズ・バンク・グループが将来のビジネス要件の下支えに十分な資本を保有しており内部のストレス・シナリオにおける規制上の最低限の要求事項を引き続き上回っていることを示しました。

2. その他の開示

英語原文6ページから17ページの「信用リスクの開示」は、中間財務書類の一部を構成しています。

2. セグメント別報告

事業部門別業績の内訳

	コーポレート・ アンド・インベ ストメント・バン ク	コンシューマ ー、カードおよ び決済事業	本社	パークレイズ・ バンク・グルー プ
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
2021年6月30日に終了した半期				
収益合計	6,632	1,649	(92)	8,189
信用に係る減損戻入	260	22	6	288
営業収益／(費用)純額	6,892	1,671	(86)	8,477
営業費用	(3,617)	(1,126)	(316)	(5,059)
訴訟および特定行為	(2)	(82)	(3)	(87)
営業費用合計	(3,619)	(1,208)	(319)	(5,146)
その他の収益純額 ¹	3	—	—	3
税引前利益／(損失)	3,276	463	(405)	3,334
2021年6月30日現在				
資産合計	9,913	627	103	10,643

財務書類に対する注記

	コーポレート・ア ンド・インベストメ ント・バンク	コンシューマー、 カードおよび決 済事業	本社	パークレ イズ・バンク・グ ループ
2020年6月30日に終了した半期	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
収益合計	6,973	1,742	(78)	8,637
信用に係る減損費用	(1,320)	(1,299)	(55)	(2,674)
営業収益／(費用)純額	5,653	443	(133)	5,963
営業費用	(3,458)	(1,053)	(37)	(4,548)
訴訟および特定行為	(4)	(8)	(7)	(19)
営業費用合計	(3,462)	(1,061)	(44)	(4,567)
その他の収益純額 ¹	12	115	—	127
税引前利益／(損失)	2,203	(503)	(177)	1,523

2020年12月31日現在	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)
資産合計	9,909	578	110	10,597

¹ その他の収益純額は、関連会社および合併企業の税引後損益に対する持分、ならびに子会社、関連会社および合併企業の売却益(損)を表します。

収益の地域別内訳¹

	2021年6月 30日に終了し た半期	2020年6月 30日に終了し た半期
	(百万ポンド)	(百万ポンド)
英国	2,698	2,835
欧州	1,213	1,240
米州	3,676	3,872
アフリカおよび中東	20	23
アジア	582	667
合計	8,189	8,637

¹ 地域別の分析は、取引が計上された事業所の所在地に基づいています。

3. 手数料収入純額

手数料収入の内訳は以下の通りであり、IFRS 第15号「顧客との契約から生じる収益」の適用範囲に含まれる手数料の合計を含んでいます。

	コーポレート・ア ンド・インベストメ ント・バンク	コンシューマ ー、カードおよ び決済事業	本社	合計
2021年6月30日に終了した半期	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
手数料の種類				
トランザクション	184	984	—	1,168
アドバイザー	399	61	—	460
仲介および実行	527	26	—	553
株式引受および組成	1,715	—	—	1,715
その他	25	76	11	112
顧客との契約から生じる収益合計	2,850	1,147	11	4,008
契約以外の手数料から生じるその他の収益	59	3	—	62
受取手数料	2,909	1,150	11	4,070
支払手数料	(369)	(496)	(5)	(870)
手数料収入純額	2,540	654	6	3,200

財務書類に対する注記

2020年6月30日に終了した半期	コーポレート・ア ンド・インベストメ ント・バンク (百万ポンド)	コンシューマ ー、カードおよ び決済事業 (百万ポンド)	本社 (百万ポンド)	合計 (百万ポンド)
手数料の種類				
トランザクション	177	968	—	1,145
アドバイザリー	260	46	—	306
仲介および実行	654	31	—	685
株式引受および組成	1,468	—	—	1,468
その他	35	100	19	154
顧客との契約から生じる収益合計	2,594	1,145	19	3,758
契約以外の手数料から生じるその他の収益	57	3	—	60
受取手数料	2,651	1,148	19	3,818
支払手数料	(441)	(497)	(1)	(939)
手数料収入純額	2,210	651	18	2,879

トランザクションに係る手数料は、預金口座のサービス料、現金管理サービスおよびトランザクション処理にかかる手数料です。これには、クレジットカードおよび銀行カードの使用により発生するインターチェンジ・フィーおよび加盟店手数料の受取が含まれます。

アドバイザリーに係る手数料は、ウェルス・マネジメント・サービスおよび合併、買収および財務再編に関連するインベストメント・バンキング・アドバイザリー・サービスにより発生します。

仲介および実行に係る手数料は、様々な取引所や店頭市場における顧客取引の実行、ならびに取引決済時における顧客支援により稼得されます。

株式引受および組成に係る手数料は、顧客の持分証券や債券の販売、ならびにローン・シンジケーションのアレンジメントおよび管理により稼得されます。これには、ローンによる資金調達を提供に係るコミットメント・フィーが含まれます。

4. 税金

2021 年度上半期の税金は 6 億 1,100 万ポンド(2020 年度上半期:2 億 3,000 万ポンド)となり、実効税率は 18.3%(2020 年度上半期:15.1%)でした。2021 年度上半期の実効税率は、英国の法人税率の引き上げにより認識された利益を含みます。この利益がなければ税金費用は 7 億 4,800 万ポンドとなり、実効税率は 22.4%となっていました。2020 年度上半期の実効税率は、従来 19%で維持されていた英国の法人税率を起因とする、パークレイズ・バンク・グループの英国の繰延税金資産の再測定に伴い認識された利益方向の調整額を含んでいました。

英国政府は、2021 年 3 月に開催された予算委員会において、2023 年 4 月 1 日から英国法人税率を 19%から 25%に引き上げると発表しました。この法改正が成立した結果、パークレイズ・バンク・グループの英国の繰延税金負債は 2,800 万ポンド増加し、損益計算書の税務ベネフィット 1 億 3,700 万ポンド、その他の包括利益の税金費用 1 億 6,500 万ポンドとして計上されました。

英国政府はまた、2021 年において 8%の銀行サーチャージの追加見直しに着手すると発表しました。2021 年 3 月 3 日に公表された予算報告書では、「政府は、銀行の利益に対する複合税率が現在の水準から大幅に上昇しないようにするための方法を規定する」とされています。政府の見直しに伴う銀行サーチャージのその後の引き下げにより、パークレイズ・バンク・グループの英国の繰延税金負債は再測定されることとなり、その時期は不透明ですが、2022 年度上半期に行われると予想されています。

米国では、バイデン政権が 2021 年 4 月に米国連邦法人税率の引き上げを提案する「メイド・イン・アメリカ税制案(Made in America Tax Plan)」を発表しました。この法案が成立した場合、パークレイズ・バンク・グループの米国の繰延税金資産を増加させるための再測定が生じることになりますが、その時期は不透明です。さらに、将来、パークレイズ・バンク・グループの米国の税務ポジションに影響を及ぼす可能性のある米国の税制の国際的要素の改正が検討されています。

G7 財務相は、2021 年 6 月 5 日、国際的な最低税率の導入を含む世界的な税制改革に関する政治的な大枠合意を定めた声明を発表しました。パークレイズ・バンク・グループは、引き続き進展状況を注視し、関連する将来の法改正の潜在的な影響を評価します。

	2021 年 6 月 30 日現在 (百万ポンド)	2020 年 12 月 31 日現在 (百万ポンド)
繰延税金資産および負債		
米国	1,908	2,049
その他の地域	454	503
繰延税金資産	2,362	2,552
繰延税金負債 - 英国	(29)	(225)
繰延税金資産の内訳		
一時差異	1,591	1,841
税務上の欠損金	771	711
繰延税金資産	2,362	2,552

5. 普通株式配当金

	2021 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)	2020 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)
当期の配当金支払額		
普通株式	694	263
優先株式	13	28
合計	707	291

2021年12月31日終了事業年度に関する1億ポンドの中間配当金は、2021年8月2日に支払われます。

6. 金融商品の公正価値

このセクションは、適用された会計方針、公正価値の算定に用いられた評価方法、評価の監視を管理する評価統制の枠組みに関する詳細が記載されている、バークレイズ・バンク・ピーエルシーの2020年度の英文年次報告書の注記16「金融商品の公正価値」と併せて読むことを推奨します。適用された会計方針または用いられた評価方法に変更はありませんでした。

評価

以下の表は、バークレイズ・バンク・グループの公正価値で保有する資産および負債を評価技法(公正価値ヒエラルキー)および貸借対照表上の分類別に表示したものです。

	評価技法に使用			合計 (百万ポンド)
	取引相場価格 (レベル1) (百万ポンド)	観察可能イン プット (レベル2) (百万ポンド)	重要な観察不 能インプット (レベル3) (百万ポンド)	
2021年6月30日現在				
トレーディング・ポートフォリオ資産	73,307	71,285	2,552	147,144
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産	1,089	186,032	4,007	191,128
デリバティブ	11,643	240,830	3,656	256,129
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	14,495	35,646	43	50,184
投資不動産	—	—	8	8
資産合計	100,534	533,793	10,266	644,593
トレーディング・ポートフォリオ負債	(30,063)	(26,057)	(17)	(56,137)
公正価値で測定すると指定された金融負債	(142)	(263,482)	(296)	(263,920)
デリバティブ	(11,227)	(230,157)	(5,599)	(246,983)
負債合計	(41,432)	(519,696)	(5,912)	(567,040)
2020年12月31日現在				
トレーディング・ポートフォリオ資産	60,619	65,182	1,863	127,664
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産	4,439	162,930	4,392	171,761
デリバティブ	9,154	289,071	4,468	302,693
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	12,150	39,599	153	51,902
投資不動産	—	—	10	10
資産合計	86,362	556,782	10,886	654,030
トレーディング・ポートフォリオ負債	(23,331)	(22,780)	(28)	(46,139)
公正価値で測定すると指定された金融負債	(159)	(249,126)	(341)	(249,626)
デリバティブ	(8,762)	(285,579)	(6,239)	(300,580)
負債合計	(32,252)	(557,485)	(6,608)	(596,345)

以下の表は、バークレイズ・バンク・グループの公正価値で保有するレベル3の資産および負債を商品タイプ別に表示したものです。

	2021年6月30日現在		2020年12月31日現在	
	資産 (百万ポンド)	負債 (百万ポンド)	資産 (百万ポンド)	負債 (百万ポンド)
金利デリバティブ	916	(1,269)	1,613	(1,615)
為替デリバティブ	151	(129)	144	(143)
クレジット・デリバティブ	100	(364)	196	(351)
エクイティ・デリバティブ	2,489	(3,837)	2,497	(4,112)
コモディティ・デリバティブ	—	—	18	(18)
社債	981	(38)	698	(3)
リバース・レポ取引およびレポ取引	—	(161)	—	(174)
非アセット・バック・ローン	3,467	—	3,093	—
アセット・バック証券	562	—	767	(24)
エクイティ現物商品	401	—	542	—
プライベート・エクイティ投資	98	—	84	—
その他 ¹	1,101	(114)	1,234	(168)
合計	10,266	(5,912)	10,886	(6,608)

¹ その他には、商業不動産ローン、ファンドおよびファンドリンク型商品、アセット・バック・ローン、発行債券、コマーシャル・ペーパー、政府保証債ならびに投資不動産が含まれています。

レベル1とレベル2の間での資産および負債の組替

当期において、レベル1とレベル2の間での重要な振替はありません(2020年12月に終了した期間:レベル1とレベル2の間での重要な振替はありません)。

レベル3の変動分析

以下の表は、当期におけるレベル3の資産および負債の残高の変動を要約したものです。この表は利益および損失を示しており、当期においてレベル3へ、またレベル3から振替られた、すべての公正価値で保有する資産および負債の金額を含んでいます。振替は、振替は当期首に実施したものとして反映しています。

レベル2とレベル3の間の資産および負債の移動は、主に i)インプットに関連する観察可能な市場取引の増加もしくは減少、または ii)観察不能なインプットの重要性の変化に起因しており、観察不能なインプットが重要とみなされる場合、当該資産および負債はレベル3に分類されます。

レベル3の変動分析

	2021年					損益計算書に認識された当期利益および損失合計		その他の包括利益に認識された利益および損失合計	振替		2021年 6月30日現在
	1月1日現在	購入	売却	発行	決済	トレーディング収益	その他の収益		レベル3へ	レベル3から	
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)		(百万ポンド)	(百万ポンド)	
社債	151	305	(87)	—	—	25	—	—	40	(11)	423
非アセット・バック・ローン	709	620	(131)	—	(84)	13	—	—	124	(106)	1,145
アセット・バック証券	686	112	(294)	—	—	(10)	—	—	43	(48)	489
エクイティ現物商品	214	13	(17)	—	—	32	—	—	29	(9)	262
その他	103	21	—	—	(51)	(1)	—	—	162	(1)	233
トレーディング・ポートフォリオ資産	1,863	1,071	(529)	—	(135)	59	—	—	398	(175)	2,552
非アセット・バック・ローン	2,280	696	(299)	—	(388)	10	—	—	69	(47)	2,321
エクイティ現物商品	320	166	(194)	—	—	(171)	18	—	—	—	139
プライベート・エクイティ投資	88	22	(7)	—	(7)	(1)	3	—	—	—	98
その他	1,704	2,296	(2,389)	—	(160)	(19)	1	—	16	—	1,449
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産	4,392	3,180	(2,889)	—	(555)	(181)	22	—	85	(47)	4,007
非アセット・バック・ローン	106	—	—	—	—	—	—	—	—	(106)	—
アセット・バック証券	47	—	—	—	(5)	—	—	1	—	—	43
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	153	—	—	—	(5)	—	—	1	—	(106)	43
投資不動産	10	—	(2)	—	—	—	—	—	—	—	8
トレーディング・ポートフォリオ負債	(28)	(3)	14	—	—	(7)	—	—	—	7	(17)
金融負債 公正価値で測定すると指定された金融負債	(341)	—	—	—	98	7	—	—	(78)	18	(296)
金利デリバティブ	(2)	9	—	—	33	(121)	4	—	21	(296)	(352)
為替デリバティブ	1	—	—	—	58	(6)	—	—	3	(34)	22
クレジット・デリバティブ	(155)	(118)	2	—	(5)	12	(1)	—	1	(1)	(265)
エクイティ・デリバティブ	(1,615)	(315)	(1)	—	(32)	(221)	—	—	28	808	(1,348)
デリバティブ純額¹	(1,771)	(424)	1	—	54	(336)	3	—	53	477	(1,943)
合計	4,278	3,824	(3,405)	—	(543)	(458)	25	1	458	174	4,354

1 デリバティブは純額ベースで表示されています。総額ベースのデリバティブ金融資産は36億5,600万ポンドであり、同デリバティブ金融負債は55億9,900万ポンドでした。

レベル3の変動分析

	2020年					損益計算書に認識された当期利益および損失合計		その他の包括利益に認識された利益および損失合計	振替		2020年 6月30日現在
	1月1日 現在	購入	売却	発行	決済	トレーディング 収益	その他の 収益		レベル 3へ	レベル 3から	
	(百万 ポンド)	(百万 ポンド)	(百万 ポンド)	(百万 ポンド)	(百万 ポンド)	(百万 ポンド)	(百万 ポンド)	(百万 ポンド)	(百万 ポンド)	(百万 ポンド)	(百万 ポンド)
社債	120	25	—	—	—	(26)	—	—	4	(17)	106
非アセット・バック・ローン	974	1,927	(740)	—	(4)	(111)	—	—	97	(320)	1,823
アセット・バック証券	656	249	(224)	—	(76)	(12)	—	—	41	(11)	623
エクイティ現物商品	392	2	(4)	—	—	(67)	—	—	28	(4)	347
その他	122	47	—	—	—	2	—	—	8	—	179
トレーディング・ポートフォリオ資産	2,264	2,250	(968)	—	(80)	(214)	—	—	178	(352)	3,078
非アセット・バック・ローン	1,964	1,050	(270)	—	(112)	110	—	—	—	—	2,742
エクイティ現物商品	835	14	—	—	—	(22)	(29)	—	—	—	798
プライベート・エクイティ投資	113	1	(2)	—	—	2	4	—	20	(12)	126
その他	1,250	1,865	(2,017)	—	(13)	(8)	55	—	24	—	1,156
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産	4,162	2,930	(2,289)	—	(125)	82	30	—	44	(12)	4,822
非アセット・バック・ローン	343	79	—	—	(157)	—	—	(3)	—	—	262
アセット・バック証券	86	—	(1)	—	—	1	—	(1)	—	—	85
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	429	79	(1)	—	(157)	1	—	(4)	—	—	347
投資不動産	13	—	(1)	—	—	—	(2)	—	2	(2)	10
トレーディング・ポートフォリオ負債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
公正価値で測定すると指定された金融負債	(343)	—	—	(3)	—	(12)	(1)	—	(22)	26	(355)
金利デリバティブ	(206)	17	—	—	10	268	1	—	300	(10)	380
為替デリバティブ	(7)	—	—	—	(12)	89	—	—	5	(8)	67
クレジット・デリバティブ	198	(258)	11	—	(376)	151	1	—	2	8	(263)
エクイティ・デリバティブ	(820)	(447)	(1)	—	17	(90)	—	—	(5)	(23)	(1,369)
デリバティブ純額¹	(835)	(688)	10	—	(361)	418	2	—	302	(33)	(1,185)
合計	5,690	4,571	(3,249)	(3)	(723)	275	29	(4)	504	(373)	6,717

1 デリバティブは純額ベースで表示されています。総額ベースのデリバティブ金融資産は77億4,700万ポンドであり、同デリバティブ金融負債は89億3,200万ポンドでした。

レベル 3 の金融資産および金融負債に係る未実現利益および損失

以下の表は、期末現在で保有されるレベル 3 の金融資産および負債から生じ、当期において認識された未実現利益および損失を開示しています。

	2021年6月30日に終了した半期				2020年6月30日に終了した半期			
	損益計算書			合計	損益計算書			合計
	トレーディング収益	その他の収益	その他の包括利益		トレーディング収益	その他の収益	その他の包括利益	
(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	
トレーディング・ポートフォリオ資産	35	—	—	35	(177)	—	—	(177)
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産	(67)	35	—	(32)	126	(24)	—	102
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	—	—	—	—	—	—	(2)	(2)
投資不動産	—	—	—	—	—	(2)	—	(2)
トレーディング・ポートフォリオ負債	(6)	—	—	(6)	—	—	—	—
公正価値で測定すると指定された金融負債	7	—	—	7	(16)	(1)	—	(17)
デリバティブ純額	(367)	—	—	(367)	248	—	—	248
合計	(398)	35	—	(363)	181	(27)	(2)	152

評価技法および感応度分析

感応度分析は、合理的に可能な様々な代替評価を行うために、重要な観察不能インプットを有する(レベル 3)商品に対して実施されます。適用される感応度分析の手法では、使用した評価技法の性質、また、観察可能な比較対象および過去のデータの入手可能性および信頼性ならびに代替モデルの使用による影響を考慮しています。

観察不能インプットを用いた評価の感応度分析

	2021年6月30日現在				2020年12月31日現在			
	有利な変動		不利な変動		有利な変動		不利な変動	
	損益計算書	株主資本	損益計算書	株主資本	損益計算書	株主資本	損益計算書	株主資本
(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	
金利デリバティブ	52	—	(83)	—	82	—	(123)	—
為替デリバティブ	6	—	(10)	—	6	—	(11)	—
クレジット・デリバティブ	53	—	(44)	—	55	—	(44)	—
エクイティ・デリバティブ	185	—	(193)	—	174	—	(179)	—
コモディティ・デリバティブ	2	—	(2)	—	2	—	(2)	—
社債	22	—	(16)	—	16	—	(14)	—
非アセット・バック・ローン	129	—	(172)	—	104	3	(190)	(3)
エクイティ現物商品	122	—	(111)	—	158	—	(141)	—
プライベート・エクイティ投資	17	—	(18)	—	15	—	(15)	—
その他 ¹	18	—	(18)	—	21	—	(21)	—
合計	606	—	(667)	—	633	3	(740)	(3)

¹ その他には、商業不動産ローン、ファンドおよびファンドリンク型商品、アセット・バック・ローン、発行債券、コマーシャル・ペーパー、政府保証債ならびに投資不動産が含まれています。

代替モデルを用いる影響を考慮して、合理的に可能な様々な代替方法について観察不能インプットにストレスを負荷した影響は、最大 6 億 600 万ポンド(2020 年 12 月: 6 億 3,600 万ポンド)の公正価値の増加または最大 6 億 6,700 万ポンド(2020 年 12 月: 7 億 4,300 万ポンド)の公正価値の減少をもたらし、実質的にすべての潜在的な影響は剰余金ではなく損益に及ぶこととなります。

重要な観察不能インプット

公正価値で認識され、レベル 3 に分類される資産および負債についての評価技法および重要な観察不能インプットは、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの 2020 年度の英文年次報告書の注記 16「金融商品の公正価値」の記載事項と一致しています。

公正価値の調整

貸借対照表上の主要な評価調整は以下の通りです。

	2021 年 6 月 30 日現在 (百万ポンド)	2020 年 12 月 31 日現在 (百万ポンド)
市場のビッド・オファーの спреッドによる出口価格調整	(492)	(483)
担保が付されていないデリバティブによる資金調達	(80)	(115)
デリバティブ信用評価調整	(210)	(268)
デリバティブ自己信用評価調整	91	113

- 市場のビッド・オファーの спреッドによる出口価格調整は、900 万ポンドから 4 億 9,200 万ポンドに増加しました。
- 担保が付されていないデリバティブによる資金調達は、資金調達 спреッドインプットの縮小により、3,500 万ポンド減少し、8,000 万ポンドとなりました。
- デリバティブ信用評価調整は、取引相手の信用 спреッドインプットの縮小を受けて 5,800 万ポンド減少し、2 億 1,000 万ポンドとなりました。
- デリバティブ自己信用評価調整は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーのクレジット・spreッドインプットの縮小により、2,200 万ポンド減少し、9,100 万ポンドとなりました。

ポートフォリオの適用除外

パークレイズ・バンク・グループは、金融資産および金融負債グループの公正価値の測定に、IFRS 第 13 号「公正価値測定」のポートフォリオの適用除外を利用しています。金融商品は、現在の市況において、貸借対照表日現在の市場参加者間の秩序ある取引において、特定のリスク・エクスポージャーについての正味ロング・ポジション(すなわち資産)の売却、または特定のリスク・エクスポージャーについての正味ショート・ポジション(すなわち負債)の移転に対して受取ると考えられる価格を用いて測定されます。このためパークレイズ・バンク・グループは、市場参加者が測定日現在の正味リスク・エクスポージャーの価格を決定する方法と整合した方法で、金融資産および金融負債グループの公正価値を測定しています。

観察不能インプットを用いた評価モデルの使用の結果生じる未認識利益

取引価格(当初認識時の公正価値)と、当初認識時に観察不能なインプットを用いる評価モデルが使用された場合に発生していたと考えられる金額との差額に関して収益にまだ認識されていない金額から、その後認識された金額を控除した額は、公正価値で測定する金融商品について 1 億 1,400 万ポンド(2020 年 12 月:1 億 300 万ポンド)、償却原価で計上される金融商品については 2,900 万ポンド(2020 年 12 月:3,000 万ポンド)でした。公正価値で測定する金融商品の追加額は 3,200 万ポンド(2020 年 12 月:2,600 万ポンド)、償却および戻入が 2,100 万ポンド(2020 年 12 月:2,300 万ポンド)、償却原価で計上される金融商品の償却および戻入は 100 万ポンド(2020 年 12 月:200 万ポンド)でゼロポンド(2020 年 12 月:100 万ポンド)の追加額によって相殺されました。

第三者による信用補完

パークレイズ・バンク・グループが発行したストラクチャードおよびブローカード譲渡性預金証書は、預金者 1 人当たり 250,000 米ドルを上限に、米国の連邦預金保険公社 (FDIC) による保険が掛けられています。FDIC はパークレイズ・バンク・グループおよびその他の銀行が支払う預金保険の保険料から資金を得ています。IFRS 第 9 号の公正価値オプションに基づき公正価値で測定す

ると指定されたこれらの発行済譲渡性預金の帳簿価額には、この第三者による信用補完が含まれています。これらのブローカー
ド譲渡性預金証券の貸借対照表上の価額は、12億4,100万ポンド(2020年12月:14億9,400万ポンド)でした。

公正価値で保有されない資産および負債の帳簿価額と公正価値の比較

償却原価で測定される金融資産および負債の公正価値の計算に用いた評価技法は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの
2020年度の英文年次報告書の注記16「金融商品の公正価値」の記載事項と一致しています。

以下の表は、パークレイズ・バンク・グループの貸借対照表において償却原価で測定される金融資産および金融負債の公正価
値をまとめたものです。

	2021年6月30日現在		2020年12月31日現在	
	帳簿価額 (百万ポンド)	公正価値 (百万ポンド)	帳簿価額 (百万ポンド)	公正価値 (百万ポンド)
金融資産				
貸付金(償却原価ベース)	133,815	134,228	134,267	134,537
リバース・レポ取引およびその他類似の担保付貸付	3,048	3,048	8,981	8,981
金融負債				
預り金(償却原価ベース)	(249,732)	(249,757)	(244,696)	(244,738)
レポ取引およびその他類似の担保付借入	(11,067)	(11,067)	(10,443)	(10,443)
発行債券	(42,931)	(42,925)	(29,423)	(29,486)
劣後負債	(29,045)	(30,515)	(32,005)	(33,356)

7. 劣後負債

	2021年6月 30日に終了し た半期	2020年12月 31日終了事業 年度
	(百万ポンド)	(百万ポンド)
期首残高	32,005	33,425
発行	5,075	3,856
償還	(6,599)	(5,954)
その他	(1,436)	678
期末残高	29,045	32,005

50億7,500万ポンドの発行は、パークレイズ・ピーエルシーからのグループ内借入金49億2,000万ポンド、ならびにパークレイ
ズ・バンク・ピーエルシーの子会社により第三者に発行された南アフリカ・ランド建変動利付債8,200万ポンドおよび米ドル建変動
利付債7,300万ポンドで構成されています。

65億9,900万ポンドの償還は、パークレイズ・ピーエルシーからのグループ内借入金20億6,500万ポンドおよび第三者に発行
された債券45億3,400万ポンドからなり、パークレイズ・ピーエルシーによって発行された19億6,100万ポンドの利率10%英ポ
ンド建固定利付劣後債、13億3,900万ポンドの利率6%ユーロ建固定利付劣後債、10億7,500万ポンドの利率10.179%米ドル
建固定利付劣後債、および8,600万ポンドのユーロ建変動利付劣後債、ならびにパークレイズ・バンク・ピーエルシーの子会社
により発行された7,300万ポンドの米ドル建変動利付債で構成されています。

その他の変動には主に、外国為替の変動および公正価値ヘッジ調整額が含まれています。

8. 引当金

	2021年6月 30日現在	2020年12月 31日現在
	(百万ポンド)	(百万ポンド)
顧客に対する補償	51	44
法律、競争および当局関連	207	222
人員削減および事業再編	22	44
未実行の契約上のコミットド・ファシリティおよび提供された保証	572	769
不利な契約	4	6
その他引当金	95	123
合計	951	1,208

9. 退職給付

2021年6月30日現在、パークレイズ・バンク・グループのIAS第19号に基づく全制度にわたる年金積立超過額は24億ポンド(2020年12月:16億ポンド)となりました。グループの主要な制度である英国退職基金(UKRF)のIAS第19号に基づく年金積立超過額は、26億ポンド(2020年12月:18億ポンド)となりました。UKRFの積立超過額の変動は、長期的な価格インフレ率を予測が上回ったことにより一部相殺されたものの、積立不足削減のための拠出金の支払、および割引率の増加によるものです。

UKRFの積立評価

2020年9月30日現在の最新の年次情報では、積立不足が2019年9月30日現在の3年毎の評価において示された23億ポンドから9億ポンドに改善されたことが示されています。この改善は主に、積立不足削減のために1年間にわたり拠出金10億ポンドが支払われたことによるものです。前回の3年毎の評価で合意された積立不足回復計画では、パークレイズ・バンク・ピーエルシーから2021年に7億ポンド、2022年に2億9,400万ポンド、2023年に2億8,600万ポンドの積立不足削減のための拠出金が必要です。これらの積立不足削減のための拠出金は、毎年発生する給付費用のグループ負担分に対応するための通常の拠出金の他に支払われるものです。2021年の積立不足削減のための拠出金のうち3億5,000万ポンドは2021年4月に支払われ、2021年の残りの3億5,000万ポンドは2021年9月に支払われる予定です。次回のUKRFの3年毎の数値評価は2022年9月30日付で、2023年に完了予定です。

10. 払込済株主資本

普通株式

2021年6月30日現在、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの発行済普通株式資本は、1株1ポンドの普通株式23億4,200万株(2020年12月:23億4,200万株)で構成されていました。

優先株式

2021年6月30日現在、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの発行済優先株式資本600万ポンド(2020年12月:600万ポンド)は、1株1.00ポンドのポンド建優先株式1,000株(2020年12月:1,000株)、1株100ユーロのユーロ建優先株式31,856株(2020年12月:31,856株)、1株100米ドルの米ドル建優先株式58,133株(2020年12月:58,133株)で構成されていました。

2021年6月30日までの6ヵ月間において、普通株式や優先株式の発行または償還はありませんでした。

11. その他の持分商品

その他の持分商品 86 億 2,100 万ポンド(2020 年 12 月:86 億 2,100 万ポンド)は、パークレイズ・ピーエルシーに発行した AT1 証券です。パークレイズ・ピーエルシーは市場発行による資金を、パークレイズ・バンク・ピーエルシーから AT1 証券を購入するために利用しています。当期において、発行または償還はありませんでした。

AT1 証券は、満期日が設定されていない永久債であり、関連する発行日時時点で適用される資本規制に基づく AT1 商品として適格となるように構成されています。AT1 証券は無期限であり、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの選択により、(i)当初繰上償還日または当初繰上償還日から 5 年毎にいつでも、または(ii)当初更改日に終了する指定期間に該当する任意の日または当初更改日から 5 年毎にいつでも全額償還可能です。また AT1 証券は、その税金または規制上の取り扱いに一定の変更があった場合は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの選択により全額償還可能です。償還には、PRA による事前の同意が必要です。

12. その他の剰余金

	2021 年 6 月 30 日現在 (百万ポンド)	2020 年 12 月 31 日現在 (百万ポンド)
為替換算再評価差額	2,184	2,736
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品の再評価差額	(68)	244
キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額	358	1,181
当行自身の信用度に関連する剰余金	(1,001)	(954)
その他の剰余金	(24)	(24)
合計	1,449	3,183

為替換算再評価差額

為替換算再評価差額は、ヘッジ効果考慮後のパークレイズ・バンク・グループの外国事業に対する純投資の再換算に係る累積損益を表します。

2021 年 6 月 30 日現在、為替換算再評価差額の貸方に 21 億 8,400 万ポンド(2020 年 12 月:貸方に 27 億 3,600 万ポンド)が計上されています。5 億 5,200 万ポンドの借方方向への変動は主に、当期において米ドルおよびユーロに対して英ポンドが上昇したことを反映しています。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品の再評価差額

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品の再評価差額は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する投資の当初認識時からの未実現損益を表しています。

2021 年 6 月 30 日現在、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品の再評価差額の借方に 6,800 万ポンド(2020 年 12 月:貸方に 2 億 4,400 万ポンド)が計上されています。3 億 1,200 万ポンドの損失は主に、債券利回りの上昇によって債券の公正価値が減少したことによる損失 3 億 300 万ポンド、および減損戻入 500 万ポンドとともに損益計算書に振替えられた正味利得 1 億 5,100 万ポンドによるものですが、税額控除 1 億 4,700 万ポンドにより一部相殺されています。

キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額

キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額は、有効なキャッシュフロー・ヘッジ手段に係る累積損益を表し、ヘッジ対象取引が損益に影響を及ぼす時点で損益計算書上の損益に振替えられます。

2021年6月30日現在、キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額の貸方に3億5,800万ポンド(2020年12月:貸方に11億8,100万ポンド)が計上されています。この8億2,300万ポンドの減少は主に、主要金利フォワード・カーブの上方シフトによってヘッジ目的で保有する金利スワップの公正価値が9億3,100万ポンド減少したこと、および損益計算書に振替えられた利得1億4,300万ポンドを反映したもので、税額控除2億5,600万ポンドにより一部相殺されています。

当行自身の信用度に関連する剰余金

当グループ自身の信用度に関連する剰余金は、公正価値で測定する金融負債の当グループ自身の信用度に関連する累積損益を反映しています。当グループ自身の信用度に関連する剰余金の金額は、将来の期間において損益に振替えられることはありません。

2021年6月30日現在、当グループ自身の信用度に関連する剰余金の借方に10億100万ポンド(2020年12月:借方に9億5,400万ポンド)が計上されています。この4,700万ポンドの変動は主に、EFスプレッドの縮小による損失2億6,600万ポンドを反映しています。この一部は、その他の変動1億ポンドおよび税額控除1億1,500万ポンドによって相殺されています。

その他の剰余金

2021年6月30日現在、パークレイズ・バンク・グループが発行し、償還した普通株式および優先株式に帰属する剰余金が、その他の剰余金として借方に2,400万ポンド(2020年12月:借方に2,400万ポンド)計上されています。

13. 偶発債務および契約債務

	2021年6月 30日現在	2020年12月 31日現在
	(百万ポンド)	(百万ポンド)
偶発債務		
担保に供された保証および信用状	13,805	15,138
履行保証、支払承諾および裏書	6,601	5,794
合計	20,406	20,932
契約債務		
荷為替信用状およびその他の短期的な貿易関連取引	1,017	1,086
スタンドバイ・ファシリティ、信用供与枠およびその他の契約債務	282,742	263,936
合計	283,759	265,022

上記に加え、注記14「法律、競争および当局関連」では、パークレイズ・バンク・グループに対する潜在的な財務上の影響の見積りを開示することが現実的でない場合の追加的な偶発債務について詳述しています。

14. 法律、競争および当局関連

パークレイズ・バンク・グループが直面している法律上、競争上および規制上の課題の多くは、パークレイズの統制が及ばないものです。これらの事項が与える影響の程度は必ずしも予測可能ではなく、パークレイズの事業、経営成績、財政状態ならびに財務予測に重要な影響を及ぼす可能性があります。一連の類似の状況から生じる事項により、関連する事実および状況によっては偶発債務または引当金のいずれか、あるいはこの両方が生じる場合があります。

こうした事項に関連する引当金の認識には、注記8「引当金」に適用される関連する会計方針に従って重要な会計上の見積りおよび判断を行うことが含まれます。偶発債務によってパークレイズ・バンク・グループが受ける潜在的な財務上の影響の見積りは、

現時点で見積もることが実務上不可能な場合、開示していません。本注記において詳述している様々な事項では、金額を特定しない損害賠償を求めています。一部の事項では賠償請求額が確定していますが、こうした請求額は、これらの事項に関するパークレイズ・バンク・グループの潜在的な財務エクスポージャーを必ずしも反映したものではありません。

特定のアドバイザー・サービス契約に対する調査および関連する民事訴訟

FCA の手続

2008 年に、パークレイズ・バンク・ピーエルシーとカタルール・ホールディングス・エルエルシーは、2 件のアドバイザー・サービス契約(両契約)を締結しました。金融行為監督機構(FCA)は、両契約が 2008 年 6 月および 11 月のパークレイズ・ピーエルシーの資本調達(本資本調達)に関連していた可能性があったことから、本資本調達に関するアナウンスメントまたは公表書類において開示すべきであったかどうかについて調査を行いました。2013 年に、FCA は、パークレイズ・ピーエルシーおよびパークレイズ・バンク・ピーエルシーが軽率な行動をとって開示に関連する特定の上場規則に違反し、さらにパークレイズ・ピーエルシーが上場原則 3 に違反したと結論付ける警告通知書(本通知書)を発行しました。本通知書に記載されている罰金は 5,000 万ポンドです。パークレイズ・ピーエルシーおよびパークレイズ・バンク・ピーエルシーは引き続きこの認定に異議を唱えています。パークレイズの一部の元役員に対する英国重大不正捜査局(SFO)手続が終了し、無罪となったため、停止していた FCA の手続が再開されました。

民事訴訟

2021 年に、高等法院(高等裁判所)は、PCP キャピタル・パートナーズ LLP および PCP インターナショナル・ファイナンス・リミテッド(PCP)がパークレイズ・バンク・ピーエルシーに対して行った、虚偽表示および詐欺に関する申立てを却下しました。これは、2008 年 11 月の資金調達に関連してパークレイズ・バンク・ピーエルシーが PCP に対して行ったとされる特定の陳述に起因しています。また、高等裁判所の決定に対して控訴する PCP の申請も拒否され、これらの手続は終了しました。

LIBOR および他のベンチマークに関する調査および関連する民事訴訟

特定の競争当局を含む、複数政府の規制当局および法執行機関が、LIBOR などの特定の金融ベンチマーク操作の疑いにおけるパークレイズ・バンク・ピーエルシーの関与に関して調査を実施しました。SFO は調査を終了し、パークレイズ・グループに対する措置はありませんでした。様々な管轄区域における複数の個人および法人が、パークレイズ・グループおよびその他の銀行に対して LIBOR および/またはその他のベンチマーク操作の疑いに関する民事訴訟を提起する兆候があるか、あるいは提起しています。

米ドル建 LIBOR に関する民事訴訟

米国内の様々な管轄区域で提起されている米ドル建 LIBOR に係る訴訟の大半は、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所(SDNY)における公判前手続の目的上、併合されています。訴状はほぼ同様で、特に米ドル建 LIBOR の金利の操作を行うことにより、パークレイズ・ピーエルシー、パークレイズ・バンク・ピーエルシー、パークレイズ・キャピタル・インク(BCI)および他の金融機関が個別に、また共同で、米国シャーマン反トラスト法(反トラスト法)、米国商品取引法(CEA 法)、威力脅迫および腐敗組織に関する連邦法(RICO 法)、1934 年証券取引法ならびに様々な州法の規定に違反したと主張しています。

集団訴訟および個別訴訟を意図した訴訟では、金額を特定しない損害賠償を求めています。3 件の訴訟では、原告らが、パークレイズ・バンク・ピーエルシーを含む全被告に対する実際の損害賠償およびその他の懲罰的損害賠償として総額約 9 億米ドルを求めています。これらの一部の訴訟では、反トラスト法および RICO 法に基づき 3 倍の損害賠償も求めています。パークレイズ・バンク・ピーエルシーは過去に一部の請求について和解しています。パークレイズ・バンク・ピーエルシーがそれぞれ 710 万米ドルおよび 2,000 万米ドルおよびを支払った集団訴訟の和解の 2 件は、裁判所の最終承認を受けました。またパークレイズ・バンク・ピーエルシーは、2021 年 6 月に支払われた 750 万米ドルでさらなる事項を解決しました。

英ポンド建 LIBOR に関する民事訴訟

2016 年に、パークレイズ・バンク・ピーエルシー、BCI およびその他の英ポンド建 LIBOR のパネル銀行を相手取り、特に、被告が反トラスト法、CEA 法および RICO 法に違反して英ポンド建 LIBOR の金利操作を行ったと主張する、SDNY において提起された集団訴訟を意図した 2 件の訴訟が併合されました。請求の却下を求める被告の申立ては、2018 年に認められました。原告は却下について控訴しています。

日本円建 LIBOR に関する民事訴訟

2012 年に、取引所で取引されるデリバティブに関与した原告代表および日本銀行協会のユーロ円東京銀行間取引金利(ユーロ円 TIBOR)パネルのメンバーにより、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその他の円建 LIBOR のパネル銀行を相手取った集団訴訟を意図した訴訟が SDNY において提起されました。訴状では特に、ユーロ円 TIBOR および円建 LIBOR の金利操作ならびに CEA 法および反トラスト法の違反を主張しています。2014 年に、裁判所は反トラスト法に係る原告の請求を棄却し、また裁判所は 2020 年に、残りの CEA 法に係る原告の請求を棄却しました。原告は、それらの請求の棄却について下級裁判所に控訴しました。

2015 年に、パークレイズ・ピーエルシー、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび BCI に対して上記の集団訴訟と同様の主張をする第二の集団訴訟を意図した訴訟が SDNY に提起されました。原告は 2020 年に修正訴状を提出し、また被告は却下を求める申立てを行いました。

SIBOR/SOR に関する民事訴訟

パークレイズ・ピーエルシー、パークレイズ・バンク・ピーエルシー、BCI およびその他の被告を相手取って SDNY に提起された、シンガポール銀行間取引金利(SIBOR)およびシンガポール・スワップ・オファー・レート(SOR)の金利操作を主張する集団訴訟を意図した訴訟が、2016 年に提起されました。2018 年に、裁判所はパークレイズ・ピーエルシー、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび BCI に対するすべての請求を却下しました。原告の請求却下に対する控訴は 2021 年 3 月に認められ、当該事項はさらなる手続のために下級裁判所に差し戻されました。

ICE LIBOR に関する民事訴訟

2019 年に、パークレイズ・ピーエルシー、パークレイズ・バンク・ピーエルシー、BCI、被告であるその他の金融機関、およびインターコンチネンタル・エクスチェンジ・インクとその一部の関連会社(ICE)を含むパネル銀行に対して、集団訴訟を意図した複数の訴訟が SDNY で提起されました。当該訴訟では、被告らが ICE への申告により米ドル建 LIBOR を操作したとして反トラスト法に係る請求権を主張しています。これらの訴訟は併合されました。却下を求める被告の申立ては、2020 年に認められました。原告は却下について控訴しています。

2020 年 8 月、米ドル ICE LIBOR に連動する変動金利が付された貸付金およびクレジットカードの個々の債務者および消費者を代表して、ICE LIBOR 関連の訴訟がカリフォルニア州北部地区連邦裁判所に個々の原告のグループによって提起されました。原告は、特に被告に対し、LIBOR の設定の継続や、全体的または部分的に米ドル LIBOR に依存する金融商品の行使を禁止するための予備的および恒久的な差止命令を求める申立てを提出しました。

米国外のベンチマークに関する民事訴訟

英国において、LIBOR、EURIBOR およびその他のベンチマークを操作したという主張に関連する訴訟(下記の「地方当局による LIBOR に関する民事訴訟」で言及している請求を含みます)が、パークレイズ・バンク・ピーエルシー(および一部の訴訟において

はパークレイズ・バンク UK（ピーエルシー）に対して提起されている、あるいは提起される兆候があります。欧州における他の複数の管轄区域およびイスラエルにおいても訴訟が提起されています。他にもその他の管轄区域における訴訟が将来において提起される可能性があります。

クレジット・デフォルト・スワップに関する民事訴訟

2021年7月、ニューメキシコ州投資委員会を代表して、ニューメキシコ州検事総長が、パークレイズ・ピーエルシー、パークレイズ・バンク・ピーエルシー、BCI およびその他の金融機関に対して、ニューメキシコ州連邦地方裁判所に反トラスト法集団訴訟を提起しました。原告は、被告が決済時にクレジット・デフォルト・スワップ（CDS）契約の評価に使用されるベンチマーク価格（すなわち、CDS 最終オークション価格）を共謀して操作したと主張しています。原告は、反トラスト法および CEA 法の違反、ならびに州法に基づく不当利得を主張しています。

外国為替に関する調査および関連する民事訴訟

2015年に、パークレイズ・グループは、外国為替市場における一部の売却および取引の慣行に対する調査に関連して、米国の様々な連邦および州の当局ならびに FCA との和解に達しました。和解の合計額は約 23 億 8,000 万米ドルです。パークレイズ・グループは引き続き、関連する情報を一部の当局に提供します。

欧州委員会は、外国為替市場における一部の取引慣行に対する調査を現在も実施している複数の当局のうちの 1 つです。欧州委員会は 2019 年 5 月に 2 件の和解を発表し、パークレイズ・グループは合計で約 2 億 1,000 万ユーロの課徴金を支払いました。2019 年 6 月にスイス競争委員会は 2 件の和解を発表し、パークレイズ・グループは合計で約 2,700 万スイス・フランの課徴金を支払いました。上記の進行中の事項がパークレイズ・バンク・グループの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼす財務上の影響に重要性はないと考えています。

様々な管轄区域における複数の個人および法人が、パークレイズ・グループおよびその他の銀行に対して外国為替市場操作の疑いに関する民事訴訟を提起する兆候がある、あるいは提起しています。

和解から離脱した原告による外国為替に関する民事訴訟

2018年に、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび BCI は、外国為替市場を操作したと主張して SDNY に提起された併合訴訟（外国為替に関する併合訴訟）について、合計 3 億 8,400 万米ドルで和解しました。また 2018 年に、外国為替に関する併合訴訟の和解を選択しなかった原告のグループが、パークレイズ・ピーエルシー、パークレイズ・バンク・ピーエルシー、BCI およびその他の被告を相手取り、SDNY に訴訟を提起しました。原告の請求の一部は 2020 年に却下されました。

リテールベースに関する民事訴訟

2015年に、銀行の支店においてリテールベースで為替取引を行った個人の集団を代表して、パークレイズ・ピーエルシーおよび BCI を含む複数の国際銀行を相手取った 1 件の集団訴訟を意図した訴訟（リテールベースに関する請求）が提起されました。SDNY は、リテールベースに関する請求は、外国為替に関する併合訴訟における和解契約の対象ではないと判断しました。裁判所はその後、パークレイズ・グループおよびその他のすべての被告に対するリテールベースに関する請求をすべて却下しました。原告らは修正訴状を提出しました。

米国外の外国為替に関する民事訴訟

英国、欧州のその他複数の管轄区域、イスラエルおよびオーストラリアにおいて、外国為替操作の疑いに関連する訴訟がパークレイズ・ピーエルシー、パークレイズ・バンク・ピーエルシー、BCI およびパークレイズ・エグゼキューション・サービスズ・リミテッド（BX）に対して提起されている、あるいは提起される兆候があり、その他にも訴訟が将来において提起される可能性があります。

これら訴訟には、上記の欧州委員会との和解を受けて、2019年に英国競争審判所においてパークレイズ・ピーエルシー、パークレイズ・バンク・ピーエルシー、BX、BCI およびその他の金融機関を相手取り提起された2件の集団訴訟が含まれています。また、2019年には、英国の高等裁判所において、外国為替取引に関する欧州および英国の競争法違反を主張する様々な銀行および資産運用会社により、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその他の金融機関を相手取った別の請求が申し立てられました。

金属に関する調査および関連する民事訴訟

パークレイズ・バンク・ピーエルシーは過去に、金属および金属に基づく金融商品に対する調査に関連して米国司法省(DoJ)、米国商品先物取引委員会およびその他当局への情報提供を行いました。

原告の集団をそれぞれ代表する複数の米国の民事訴訟が併合され、SDNYに移送されました。これらの民事訴訟では、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその他のロンドン・ゴールド・マーケット・フィクシング・リミテッドのメンバーが、反トラスト法ならびにその他の連邦法に違反して金および金デリバティブ契約の価格を操作したと主張しています。集団訴訟を意図したこの併合訴訟は、引き続き審理中です。米国では、原告集団により、パークレイズ・バンク・ピーエルシー、BCI および BX を含む複数の銀行に対して、CEA 法、反トラスト法ならびに州の反トラスト法および消費者保護法に違反して銀の価格を操作したと主張する別の民事訴訟が提起されていましたが、パークレイズのグループ企業に対する当該訴訟は却下されました。原告らは、控訴に対する裁判所承認を求めることができます。

またカナダの裁判所では、パークレイズ・ピーエルシー、パークレイズ・バンク・ピーエルシー、パークレイズ・キャピタル・カナダ・インクおよび BCI に対して、金銀の価格を操作したと主張する民事訴訟が原告の集団を代表して提起されました。

米国の住宅モーゲージ関連民事訴訟

米国の住宅モーゲージ・バック証券(RMBS)に関連して様々な民事訴訟が審理中です。これは、特定の RMBS に関して受託者が提起した未解決の買戻請求から生じた4件の訴訟を含みます。当該訴訟では、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび/または2007年に取得した子会社が行った様々なローン・レベルに対する表明および保証(R&W)の違反を主張しています。未解決の買戻請求の当初の元本残高は約21億米ドルでした。受託者はまた、過去に行った未解決の買戻請求で示した貸付金の金額を上回る(が、未確定の)金額の貸付金に関して、関連する R&W に違反があった可能性があるとして主張しています。

これらの買戻しに関する訴訟は進行中です。買戻しに関する1件の訴訟では、ニューヨーク州上訴裁判所が、一部の R&W に関連する請求は時効になっていないと認定しました。パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、買戻しに関する訴訟のうちの2件につき、裁判所の最終承認を受けることを条件として和解しました。上記の和解がパークレイズ・バンク・グループの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼす財務上の影響に重要性はないと考えています。買戻しに関する残り2件の訴訟は審理中です。

2020年、ニューメキシコ州第1司法地区連邦裁判所において、2つの国民年金基金とニューメキシコ州投資委員会を代表するニューメキシコ州により、BCI を含む6銀行を相手取った、過去に購入済の RMBS に関連する民事訴訟が提起されました。訴状では、BCI について、BCI が引き受けた RMBS のうちファンドが購入したのは約2,200万米ドルであると主張しています。原告は、3倍損害賠償および民事罰則の請求が可能なニューメキシコ州法に基づく請求を主張しています。

政府証券および政府機関債に関する民事訴訟および関連事項

一部の政府当局は、様々な市場における一部の政府証券および政府機関債に関する活動に対して調査を実施しています。バークレイズ・グループはこうした調査に協力し、情報を提供しています。また、以下に記載の通り、同様の主張に基づく民事訴訟が提起されています。

米国財務省オークション証券に関する民事訴訟

バークレイズ・バンク・ピーエルシー、BCI およびその他の金融機関を相手取り、反トラスト法および州のコモンローに基づき、集団訴訟を意図した併合訴訟が米国連邦裁判所に提起されています。当該訴訟は、被告が(i)共謀して米国財務省証券の市場を操作した、および/または(ii)共謀して特定の取引プラットフォームへの参加を拒否することにより、または参加を拒否すると脅迫することにより、そのプラットフォームの構築を妨害したと主張するものです。裁判所は 2021 年 3 月に併合訴訟を却下しました。原告は修正訴状を提出し、被告はこれに対して却下を求める申立てを行いました。

さらに、一部の原告は、BCI およびその他一部の金融機関に対して、関連する直接訴訟を提起しました。この訴訟では、被告が共謀して、反トラスト法、CEA 法および州のコモンローに違反して米国財務省証券の市場を固定し、操作したと主張しています。

国際機関債、ソブリン債および政府機関債に関する民事訴訟

SDNY およびトロントにあるカナダ連邦裁判所において、バークレイズ・バンク・ピーエルシー、BCI、BX、バークレイズ・キャピタル・セキュリティ・リミテッドと、カナダで提起された訴訟においてはバークレイズ・キャピタル・カナダ・インク、ならびにその他の一部の金融機関を相手取り、被告が共謀して、米ドル建国際機関債、ソブリン債および政府機関債の市場の価格を固定して競争を妨害したと主張する、反トラスト法に基づく民事訴訟が提起されています。

SDNY に提起された訴訟のうちの 1 件については、裁判所が原告による請求の却下を求める被告の申立てを認めました。この却下は控訴審において支持されました。原告は、SDNY におけるその他の訴訟については自主的に取り下げています。カナダ連邦裁判所の訴訟では、原告は 2020 年に少数の銀行(バークレイズ・キャピタル・カナダ・インクを除く)と和解に達しましたが、原告は集団認証プロセスを開始しておらず、訴訟は初期段階にとどまっています。

償還条項付変動利付債に関する民事訴訟

バークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび BCI ならびにその他の金融機関を相手取り、被告が共謀または結託して、償還条項付変動利付債 (VRDO) に設定された金利を人為的に引き上げたと主張する民事訴訟が提起されています。VRDO は、周期的に(通常は週次で)更改される金利が付された地方債です。州裁判所では、イリノイ州およびカリフォルニア州を代表する民間の原告による 2 件の訴訟が提起されています。集団訴訟を意図した 3 件の訴訟のうち 2 件は併合され、SDNY において提起されました(3 件目の訴状は 2021 年 6 月に提出されました)。SDNY における併合された集団訴訟において、原告の請求の一部は 2020 年 11 月に却下されました。カリフォルニア州の訴訟では、原告の請求は 2021 年 6 月に却下されました。原告は控訴する可能性があります。

政府債に関する民事訴訟

2019 年に SDNY に提起された集団訴訟を意図した訴訟において、原告は、BCI およびその他の特定の債券ディーラーが共謀して米国の政府支援企業債の価格を固定したとして、米国の反トラスト法違反を主張しています。BCI は 8,700 万米ドルで和解することに合意し、これは 2020 年に裁判所の最終承認を受けました。これとは別に、ルイジアナ州検事総長およびバトン・ルーージュ市を含むルイジアナ州における様々な主体が、バークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその他の金融機関を相手取り、SDNY における集団訴訟の原告と同様の主張をする訴訟を開始しました。両当事者は、これらの事項を解決するための和解に達しました。上記の和解がバークレイズ・バンク・グループの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼす財務上の影響に重要性はないと考えています。

2018年に、バークレイズ・ピーエルシー、バークレイズ・バンク・ピーエルシー、BCI、バークレイズ・バンク・メキシコ S.A.、およびバークレイズ・バンク・グループのその他の子会社を含む複数の金融機関に対する別の集団訴訟を意図した訴訟が、SDNYにおいて併合されました。原告は、メキシコ国債の価格が共謀して固定されたとして、反トラスト法および州法に基づく請求を主張しています。バークレイズ・ピーエルシーは、最終的な裁判所の承認を受けることを条件として、当該請求について570万米ドルで和解しました。

単元未済社債に関する反トラスト法集団訴訟

2020年に、BCIおよびその他の金融機関は、集団訴訟を意図した訴訟の被告とされました。この請求では、端株取引や価格決定のための電子取引プラットフォーム開発への参加を共謀して拒否したと主張しています。原告は、金額を特定しない金銭的賠償を求めています。被告は却下を求める申立てを行いました。

金利スワップおよびクレジット・デフォルト・スワップに関する米国の民事訴訟

バークレイズ・ピーエルシー、バークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびBCI、ならびに金利スワップ（IRS）のマーケット・メーカーの役割を務めるその他の金融機関は、2016年にSDNYにおいて併合された複数の反トラスト法集団訴訟の被告とされています。訴状では、被告が共謀してIRSの取引所の発展を妨げたとして、金額を特定しない損害賠償を求めています。

2018年に、trueEX エルエルシーは、バークレイズ・ピーエルシー、バークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびBCIを含む複数の金融機関を相手取り、trueEX エルエルシーのIRSプラットフォームの発展に関する同様の主張に基づく反トラスト法集団訴訟をSDNYにおいて提起しました。2017年に、テラ・グループ・インクは反トラスト法に基づく別の民事訴訟をSDNYにおいて提起しました。当該訴訟は、IRS訴訟にて主張されている一部の行為によって、原告もクレジット・デフォルト・スワップ市場に関する損害を被ったと主張するものです。2018年および2019年に、裁判所は不当利得および不法な妨害に関する両訴訟の一部の請求をそれぞれ棄却しましたが、係争中の連邦および州の反トラスト法に基づく請求の棄却を求める申立ては却下しました。

BDC ファイナンス・エルエルシー

2008年にBDCファイナンス・エルエルシー（BDC）は、バークレイズ・バンク・ピーエルシーが、ISDAマスター契約によって規定されるトータル・リターン・スワップのポートフォリオに関連する契約（本契約）に違反したと主張し、2億9,800万米ドルの損害賠償を求める訴訟をニューヨーク州最高裁判所において提起しました。裁判の後、裁判所は2018年に、バークレイズ・バンク・ピーエルシーは違反を行った当事者ではない旨の判決を下し、この判決は控訴審において支持されました。2021年4月、第一審裁判所は、バークレイズ・バンク・ピーエルシーに有利な判決を330万米ドルで開始しましたが、法務費用および経費はまだ決定されていません。BDCは控訴しています。

2011年に、BDCの投資顧問会社であるBDCMファンド・アドバイザー・エルエルシーおよびその親会社であるブラック・ダイヤモンド・キャピタル・ホールディングス・エルエルシーも、バークレイズ・バンク・ピーエルシーとBCIを相手取り、本契約に関連するバークレイズ・バンク・ピーエルシーの行為によって被ったとされる金額未確定の損害賠償を求める訴えをコネチカット州裁判所に起こしました。当該訴訟では、コネチカット州不正取引慣行法の違反ならびにビジネスおよび将来的なビジネス関係の不法な妨害に関する請求を主張しています。この訴訟は現在停止しています。

米国反テロリズム法に関する民事訴訟

バークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその他複数の銀行を相手取り、4,000名超の原告を代表する複数の民事訴訟がニューヨーク州東部地区連邦地方裁判所（EDNY）およびSDNYにおいて提起されています。これらの訴訟では概して、バークレイズ・

バンク・ピーエルシーおよびその他の銀行が共謀してイラン政府およびイランの多数の銀行が米ドル建て取引できるよう便宜を図ったために、これによって資金を得たテロ行為で原告または原告の家族が負傷または死亡したと主張しています。原告は、米国反テロリズム法の規定に基づく苦痛、身体的苦痛および精神的苦痛に関する損害の回復を求めており、同法では認定された損害の3倍の賠償を認めています。

裁判所は、EDNYにおける6件の訴訟のうち3件の却下を求める被告の申立てを認めました。原告は1件の訴訟について控訴しています。残りの訴訟は、控訴審の判決を待って停止しています。SDNYにおける2件の訴訟のうち、裁判所は、1件の訴訟の却下を求める被告の申立てについても認めました。残りの訴訟は先の訴訟の控訴を待って停止しています。

株主によるデリバティブ関連訴訟

2020年11月に、バークレイズの株主は、ニューヨーク州裁判所において、BCI、ならびに多数のバークレイズ・ピーエルシーの現職および元取締役役員およびバークレイズ・グループの上級役員または従業員を相手取り、デリバティブ関連訴訟を提起しました。同株主は、名目上の被告であるバークレイズ・ピーエルシーを代表してこの訴えを提起し、個々の被告が2006年会社法に基づくものを含め、義務違反により会社に損害を与えたと主張しています。原告は、主張されているこれらの違反の結果としてバークレイズ・ピーエルシーが被ったとされる損失について、バークレイズ・ピーエルシーに代わって損害賠償を求めています。2021年4月に修正訴状が提出され、BCIおよびその他の一部の被告は却下を求める申立てを行いました。

デリバティブ取引に関する民事訴訟

2021年7月に、ベスタア(オランダの住宅組合)は、2008年から2012年の間にバークレイズ・バンク・ピーエルシーと締結した一連のデリバティブ取引に関連して、英国のバークレイズ・バンク・ピーエルシーに対して高等裁判所で申立てを行いました。当該請求はバークレイズに送達されていません。

専門家によるレビューおよび関連事項

2020年8月に、FCAは、バークレイズ・パートナー・ファイナンスとして取引し、バークレイズの販売時点のファイナンス事業を行うクライズデール・ファイナンシャル・サービス・リミテッド(CFS)による検証命令の申請を承認しました。これは、販売時点で必要なブローカーライセンスを保有していなかった、タイムシェア・オペレーターであるアズール・サービス・リミテッド(ASL)によって仲介された顧客に対する特定のローンに関するものです。検証命令の条件として、FCAはCFSに対し、ASLによって仲介されたローン(ASLローン)の返済能力に関するプロセスの評価、および返済能力とブローカーの監視をより一般的に評価するためのCFSの方針と手続に関して専門家によるレビューを行うことを要求し、ASLローンが返済能力に関するテストをパスしなかった場合には修正を命じました。CFSは、FCAの手法に従い、3,700万ポンドに達すると予想されるASLローンを修正することに自主的に同意しました。専門家によるレビューの残りの範囲は進行中であり、専門家が2021年度第4四半期に報告する予定です。

専門家によるレビューの結果および/またはCFSのローン・ポートフォリオの他の部分と、かかる修正の範囲および方法に関連して修正活動が行われるか、または必要とされるかどうかを現時点で予測することはできません。

英国におけるカードの返済能力に関する調査

FCAは、バークレイズの英国クレジットカード事業のクレジットカード申請において、バークレイズ・バンク UK ピーエルシーおよびバークレイズ・バンク・ピーエルシーが利用した返済能力に関する評価プロセスを一部調査しています。バークレイズは調査に協力して情報を提供しています。

英国付加価値税に関する英国歳入税関庁(HMRC)の評価

2018年にHMRCは、英国で事業を行う一部の海外子会社をパークレイズの英国VATグループ(ここでは、グループ・メンバー間の取引にかかるVATが通常は免除されます)から除外する効力をもつ通知を発行しました。この通知は遡及適用され、1億8,100万ポンド(利息を含みます)の評価に相当します。このうち約1億2,800万ポンドがパークレイズ・バンク UK ピーエルシーに、5,300万ポンドがパークレイズ・バンク・ピーエルシーに帰属するとパークレイズは予想しています。第一層審判所(租税部)においてHMRCの決定に対し控訴がなされています。

地方当局によるLIBORに関する民事訴訟

上記の「LIBOR および他のベンチマークに関する調査および関連する民事訴訟」で言及した特定のベンチマーク金利の提出に関する政府による様々な調査についてパークレイズ・バンク・ピーエルシーが和解した後、英国では、一部の地方当局が、LIBOR 関連の行為に関してパークレイズ・バンク・ピーエルシーが行った虚偽表示に依拠してローンを締結したと主張して、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびパークレイズ・バンク UK ピーエルシーを相手取って訴訟を提起しました。パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびパークレイズ・バンク UK ピーエルシーはこれらの申立てに対する抗弁に成功しました。ある地方当局はこの決定に対して控訴を求める許可を得ており、他の地方当局による請求は、当事者がこれらの請求を行わず、自らの費用を負担することに同意するという条件で和解に至りました。

一般事項

パークレイズ・バンク・グループは、英国、米国およびその他の海外の複数の管轄区域において、その他の様々な法律、競争および規制関連事項に関与しています。パークレイズ・バンク・グループは、通常の営業活動の一環として随時生じる、契約、有価証券、債権回収、消費者信用、不正行為、信託、顧客資産、競争、データ管理および保護、知的財産、マネーロンダリング、金融犯罪、雇用、環境ならびにその他の制定法およびコモロ上の問題を含め(ただしこれらに限定されません)、パークレイズ・バンク・グループが提起した、またはパークレイズ・バンク・グループに対して提起された訴訟の対象となっています。

また、パークレイズ・バンク・グループは、パークレイズ・バンク・グループが現在、または以前から関与している消費者保護対策、法規制遵守、ホールセール取引活動ならびに銀行業務および事業活動のその他の分野(これらに限定されません)に関連する、規制当局、政府機関またはその他の公共機関による聴取および検査、情報請求、監査、調査および訴訟ならびにその他の手続の対象となっています。パークレイズ・バンク・グループは、関連当局と協力し、これらの事項および本注記に記載のその他の事項に関して、継続的にすべての関連機関に適宜概要報告を行っています。

現時点において、パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、これらその他の案件の最終的な解決がパークレイズ・バンク・ピーエルシーの財政状態に重大かつ不利な影響を与えるとは予想していません。しかしながら、こうした事項および本注記において具体的に記載されている事項に伴う不確実性の観点から、特定の1つまたは複数の事項(以前に扱われていた事項や本注記の作成日以降に発生した事項を含みます)の結果が、特定の期間におけるパークレイズ・バンク・ピーエルシーの経営成績またはキャッシュフローにとって重要でないという保証はありません。これは、特に、かかる事項によって生じる損失の金額または当該報告期間に計上される利益の金額によって異なります。

15. 関連当事者取引

2021年6月30日に終了した半期における関連当事者取引は、パークレイズ・ピーエルシーの2020年度の英文年次報告書で開示された取引内容と同様の性質でした。

パークレイズ・バンク・グループの財務書類に含まれているその他のパークレイズ・グループ会社との金額は、以下の通りです。

	2021年6月30日に終了した 半期		2020年6月30日に終了した 半期	
	親会社 (百万ポンド)	兄弟会社 (百万ポンド)	親会社 (百万ポンド)	兄弟会社 (百万ポンド)
収益合計	(304)	10	(346)	31
営業費用	(31)	(1,560)	(34)	(1,443)

	2021年6月30日現在		2020年12月31日現在	
	親会社 (百万ポンド)	兄弟会社 (百万ポンド)	親会社 (百万ポンド)	兄弟会社 (百万ポンド)
資産合計	6,311	1,672	6,803	1,917
負債合計	28,201	3,779	25,819	3,954

上記を除き、2021年6月30日に終了した半期に生じた関連当事者取引のうち、パークレイズ・バンク・グループの当期の財政状態または業績に重要な影響を及ぼすものではありません。

16. 金利指標改革

金融危機後、LIBORなどの金利指標の改革と置き換えが各国の規制当局の優先事項となりました。FCAおよび各国の他の規制当局は、2021年末以降のLIBORの停止に備え、RFRを採用するよう市場参加者に指示しています。パークレイズ・バンク・グループに影響を与える改革の大半は2021年末までに完了すると予想されていますが、協議と規制上の変更が進行中であり、特定の米ドル・テナーの公表が2023年半ばまで継続することから、2021年末以降も大幅な改善努力が続けられます。

パークレイズ・グループの代替金利指標への移行管理方法

パークレイズは、グループ全体のLIBOR移行プログラムを打ち立てました。移行プログラムの詳細については、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの2020年度の英文年次報告書(英語原文261ページ)をご参照ください。

2021年3月に、FCAは、すべてのパネル銀行によるLIBOR設定に係る提示が終了となる日付を公表しました。これ以降は、代表的なLIBOR金利が利用できなくなります。この日付は、すべての英ポンド、ユーロ、スイス・フラン、日本円の設定ならびに1週間物および2カ月物の米ドルの設定の場合は2021年12月31日の直後、残りの米ドルの設定の場合は2023年6月30日の直後です。2021年を通じて、FCAは、一部の英ポンド建LIBORの設定については「シンセティック」ベースで、また一部の日本円建LIBORの設定についてはさらに1年間、継続的な公表を求めて市場参加者と協議します。

LIBORの予想終了日後に期限が到来する移行エクスポージャーに対するアプローチは、商品およびカウンターパーティの性質によって異なります。当グループが取り組んでいる移行は、規制当局の要請により、規制当局の期待に沿って、規制当局が承認したスケジュールに従って行われます。クライアントと顧客が移行している金利は、規制当局によって承認されています。当グルー

は、適用される金利と移行に内在する潜在的なリスクを明確にするために、移行の一環として開示を行っています。パークレイズは、IBOR の大半が公表されなくなると予想される、または期間限定で非代表的なものとして公表されることとなる 2021 年以降に満期を迎える変動金利資産および負債に関して、移行、または適切なフォールバック条項や移行メカニズムについて、カウンターパーティと積極的に協議しています。

パークレイズは、清算されたデリバティブ契約の移行が市場全体の標準化された改革アプローチに従う中央清算機関と協力しています。パークレイズは、2021 年度第 3 四半期末までに実行可能な場合、レガシー英ポンド建 LIBOR 契約の積極的な転換および/または強力なフォールバックの追加を完了するという英国のリスクフリーレート・ワーキンググループ (RFRWG) の目標に取り組んでいます。さらに、英ポンド以外およびその他の公的部門の業界のマイルストーンと目標に対応するための計画が実施されています。

2021 年度上半期における進捗状況

2020 年の進捗状況に基づいて、パークレイズ・バンク・グループは、ローン、債券およびデリバティブ全般にわたって、さらに代替的な RFR 商品機能と LIBOR の代替商品を提供してきました。クライアントへのアウトリーチは計画通りに進んでおり、移行または適切なフォールバック条項について、引き続き顧客やカウンターパーティと積極的に協議しています。パークレイズ・バンク・グループは、2021 年の残りの移行を支援するための詳細な計画、プロセスおよび手続を実施しています。パークレイズは、主要なデリバティブ取引事業体について ISDA IBOR フォールバックプロトコルを遵守しており、引き続き進捗状況を追跡し、クライアントとともにその遵守に取り組んでいます。2020 年の進捗状況を受けて、パークレイズ・バンク・グループは、LIBOR の停止と、2021 年以降に必要な RFR への移行に備えて、公的部門の期待とマイルストーンに沿った形で、引き続きテクノロジーとビジネスプロセスを変更します。

パークレイズ・バンク・グループは、英ポンド建 LIBOR にリンクされたローン、証券化商品または線形デリバティブの新規発行を終了する 2021 年度第 1 四半期の英国 RFRWG マイルストーン、非線形デリバティブの新規発行、上場先物を終了する 2021 年度第 2 四半期のマイルストーン、ならびに日本円建 LIBOR にリンクされたローンおよび債券の発行を終了する日本銀行マイルストーンを達成しました。パークレイズ・バンク・グループは、例外または免除が承認されるように統制を整備しており、今後の終了のマイルストーンに対しても同様のアプローチを取っています。

17. バークレイズ・バンク・ピーエルシーの親会社要約貸借対照表

	2021年6月 30日現在 (百万ポンド)	2020年12月 31日現在 (百万ポンド)
資産		
現金および中央銀行預け金	139,089	133,386
現金担保および決済残高	85,357	87,723
貸付金(償却原価ベース)	191,048	191,538
リバース・レポ取引およびその他類似の担保付貸付	5,745	11,535
トレーディング・ポートフォリオ資産	95,985	84,089
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産	241,198	203,073
デリバティブ	247,767	297,129
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	48,618	50,308
関連会社および合併企業に対する投資	12	13
子会社に対する投資	19,168	17,780
のれんおよび無形資産	109	112
有形固定資産	149	425
未収還付税	566	545
繰延税金資産	1,122	1,171
退職給付資産	2,652	1,812
その他の資産	1,652	913
資産合計	1,080,237	1,081,552
負債		
預り金(償却原価ベース)	271,293	272,190
現金担保および決済残高	69,758	68,862
レポ取引およびその他類似の担保付借入	18,849	27,722
発行債券	30,404	17,221
劣後負債	28,813	31,852
トレーディング・ポートフォリオ負債	54,033	48,093
公正価値で測定すると指定された金融負債	310,115	267,137
デリバティブ	238,875	292,538
未払税金	390	336
繰延税金負債	29	225
退職給付債務	113	104
その他の負債	5,701	3,145
引当金	776	984
負債合計	1,029,149	1,030,409
株主資本		
払込済株式資本および株式払込剰余金	2,348	2,348
その他の持分商品	13,328	13,328
その他の剰余金	(541)	776
利益剰余金	35,953	34,691
株主資本合計	51,088	51,143
負債および株主資本合計	1,080,237	1,081,552

バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、子会社に対する投資の帳簿価額は全額回収可能であると考えています。

その他の情報

決算報告スケジュール¹

2021年度の英文年次報告書

発表日

2022年2月23日

為替レート ²	増減率(%) ³				
	2021年 6月30日 現在	2020年 12月31日 現在	2020年 6月30日 現在	2020年 12月31日 現在	2020年 6月30日 現在
期末日-米ドル/英ポンド	1.38	1.37	1.24	1 (%)	11 (%)
6ヵ月平均-米ドル/英ポンド	1.39	1.31	1.26	6	10 (%)
3ヵ月平均-米ドル/英ポンド	1.40	1.32	1.24	6 (%)	13 (%)
期末日-ユーロ/英ポンド	1.17	1.12	1.10	4 (%)	6 (%)
6ヵ月平均-ユーロ/英ポンド	1.15	1.11	1.14	4	1 (%)
3ヵ月平均-ユーロ/英ポンド	1.16	1.11	1.13	5 (%)	3 (%)

お問い合わせ

インベスター・リレーションズ

クリス・マナーズ +44 (0) 20 7773 2136

メディア・リレーションズ

トーマス・ホスキンス +44 (0) 20 7116 4755

バークレイズ・バンク・ピーエルシーの詳細は当社のホームページ(home.barclays)にて閲覧可能です。

登録事務所

1 Churchill Place, London, E14 5HP, United Kingdom. 電話: +44 (0) 20 7116 1000 会社番号: 1026167.

¹ 発表日は現時点で予定されているものであり、変更になる場合があります。

² 上記の平均為替レートは、各期間における日次のスポット・レートの平均です。

³ 増減率は英ポンドの数字に対する影響に基づくものです。

パークレイズ・バンク・ピーエルシー、 パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループおよびパークレイズ・グループ

パークレイズ・バンク・ピーエルシー（以下「**当行**」といい、その子会社と総称して「**パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループ**」といいます。）は、イングランドおよびウェールズにおいて登録されている公開有限責任会社（登録番号：1026167）です。当行のメンバーの責任は限定的です。当行の登録上の本社は、英国ロンドン市 E14 5HP チャーチル・プレイス1（電話番号：+44 (0)20 7116 1000）に所在します。当行は 1925 年植民地銀行法に基づき 1925 年8月7日に設立され、1971 年 10 月4日、会社法（1948 年から 1967 年法）に基づき株式会社として登録されました。1985 年1月1日、当行は 1984 年パークレイズ銀行法に基づき公開有限責任会社として再登録され、名称が「パークレイズ・バンク・インターナショナル・リミテッド」から「パークレイズ・バンク・ピーエルシー」に変更されました。当行の発行済普通株式資本は全て、パークレイズ・ピーエルシーが実質的に所有しています。パークレイズ・ピーエルシー（以下その子会社と総称して「**パークレイズ・グループ**」又は「**パークレイズ**」といいます。）は、パークレイズ・グループの最終持株会社です。当行の主な活動は、大手の法人顧客、ホールセール顧客および国際的に銀行業務を行う顧客向けの商品およびサービスを提供することです。

パークレイズは、多様かつ一貫性のある事業ポートフォリオを有する英国の総合銀行であり、リテールおよびホールセールのお客様・顧客に対して世界的にサービスを提供しています。パークレイズ・グループの事業には、世界中でのコンシューマー・バンキング業務および決済業務、ならびにトップレベルかつフルサービスの世界的な法人向け銀行および投資銀行としての業務が含まれます。パークレイズ・グループは、パークレイズ UK 部門（以下「**パークレイズ UK**」といいます。）およびパークレイズ・インターナショナル部門（以下「**パークレイズ・インターナショナル**」といいます。）の2つの事業部門により運営されており、これらはパークレイズ・エクセキューション・サービス・リミテッドによって支援されています。パークレイズ UK を構成する事業は、UK パーソナル・バンキング、UK ビジネス・バンキングおよびパークレイカード・コンシューマーUK です。これらの事業は、パークレイズ・バンク UK ピーエルシー(BBUKPLC) およびパークレイズ・グループの一定のその他の事業体によって行われています。パークレイズ・インターナショナルは、コーポレート・アンド・インベストメント・バンクならびにコンシューマー、カードおよび決済事業で構成されています。これらの事業は当行およびその子会社ならびにパークレイズ・グループ内の一定のその他の事業体によって運営されています。パークレイズ・エクセキューション・サービス・リミテッドは、パークレイズ・グループの事業全体に対して技術、業務および実務のサービスを提供する、全パークレイズ・グループ規模のサービス会社です。

パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、短期無担保債務の格付けにおいて、S&P グローバル・レーティングス・UK・リミテッドから A-1、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・リミテッドから P-1、およびフィッチ・レーティングス・リミテッドから F1 をそれぞれ取得しています。また、長期非劣後の無担保債務の格付けでは、S&P グローバル・レーティングス・UK・リミテッドから A、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・リミテッドから A1、フィッチ・レーティングス・リミテッドから A+ をそれぞれ取得しています。

パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループの 2020 年 12 月 31 日を期末日とする年度の監査済みの財務情報において、パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループの資産合計は 1,059,731 百万ポンド（2019 年：876,672 百万ポンド）、貸付金（償却原価ベース）は 134,267 百万ポンド（2019 年：141,636 百万ポンド）、預り金合計額（償却原価ベース）は 244,696 百万ポンド（2019 年：213,881 百万ポンド）および株主資本合計額は 53,710 百万ポンド（2019 年：50,615 百万ポンド）となりました。パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループの 2020 年 12 月 31 日を期末日とする年度の税引前利益は、信用に関する減損費用として 3,377 百万ポンド（2019 年：1,202 百万ポンド）を控除後、3,075 百万ポンド（2019 年：3,112 百万ポンド）でした。本項における財務情報は、発行会社の 2020 年 12 月 31 日を期末日とする年度の監査済みの連結財務諸表から引用したものです。

パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループの 2021 年6月 30 日に終了した6カ月間の未監査の財務情報において、パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループの資産合計は 1,064,337 百万ポンド、貸付金（償却原価ベース）は 133,815 百万ポンド、預り金合計額（償却原価ベース）は 249,732 百万ポンドおよび株主資本合計額は 53,696 百万ポンドとなりました。パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループの 2021 年6月 30 日に終了した6カ月間の税引前利益は、信用に関する減損戻入／（費用）として 288 百万ポンド（2020 年6月 30 日：(2,674) 百万ポンド）を計上後、3,334 百万ポンド（2020 年6月 30 日：1,523 百万ポンド）でした。本項における財務情報は、当行の 2021 年6月 30 日に終了した6カ月間の未監査の要約連結中間財務諸表から引用したものです。

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

定義

本書において、以下のとおりとする。

- 「バークレイズ」又は「バークレイズ・グループ」とは、バークレイズ・ピーエルシー及びその子会社をいう。
- 「バークレイズ・バンク・グループ」又は「当行グループ」とは、バークレイズ・バンク・ピーエルシー及びその連結子会社をいう。
- 「当行」とは、バークレイズ・バンク・ピーエルシーをいう。

1 事業内容の概要

バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、バークレイズ・ピーエルシーの完全子会社である。

バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、バークレイズ・グループ内の非リングフェンス銀行である。バークレイズ・バンク・グループは、コーポレート・アンド・インベストメント・バンク（CIB）事業およびコンシューマー・カード・アンド・ペイメンツ（CC&P）事業から構成される、バークレイズ・グループにおけるバークレイズ・インターナショナル部門の大部分を営む。バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、コンシューマー・バンキングとホールセール・バンキングにまたがる幅広い商品やサービスを顧客およびクライアントに提供しており、そのサポートをバークレイズ・エクセキューション・サービスズが行っている。バークレイズ・エクセキューション・サービスズは、バークレイズ・ピーエルシー・グループ全体のサービス会社であり、バークレイズ・グループ全体の事業に、テクノロジー、オペレーションおよびファンクションのサービスを提供している。

CIB

CIB は主に、インベストメント・バンキング業務、コーポレート・バンキング業務、国際的なマーケット業務から構成されている。これらの業務は、資金運用者、金融機関、政府、国際機関および法人顧客の資金調達、融資、戦略およびリスク管理のニーズに対応する商品やサービスを提供している。

- バンキング業務は、合併および買収（M&A）、コーポレート・ファイナンス、金融リスク管理のソリューションに関する戦略アドバイスをクライアントに提供するだけでなく、株式および負債の発行による資金調達サービスも行っている。
- コーポレート・バンキング業務は、多国籍企業および国際機関、ならびに英国の大企業や中堅企業のクライアント向けに、英ポンドおよびユーロ建ての運転資本、トランザクション・バンキング（取引および決済を含む。）ならびに貸付サービスを提供している。
- マーケッツ業務は、株式、クレジット、金利、為替の各商品について、市場に関する洞察、取引実行、およびリスク管理や資金調達に関するカスタマイズされたソリューションなどのサービスを幅広いクライアントに提供している。

CC&P

CC&P には、バークレイズ・グループの US コンシューマー・バンク、バークレイズ・ペイメンツ、バークレイカード・ドイツおよびプライベート・バンクが含まれる。

- バークレイズ・ペイメンツは、あらゆる規模の企業の決済を可能にし、バークレイズ・グループは今後も、決済処理および商業関連決済におけるリーディング・バンクであり続ける。
- 米国では、バークレイズ・グループのパートナーシップにフォーカスした事業モデルを展開しており、バークレイズ・グループのパートナーである American Airlines や Wyndham Hotel & Resorts などを通

じて消費者にクレジットカードを提供し、また、オンラインでのリテール向け貯蓄商品も提供している。

- ドイツでは、パークレイズ・グループは、クレジットカード、オンライン貸付、分割払いの購入資金融資、電子POSファイナンスや預金といった消費者向け商品を提供している。
- プライベート・バンクは、英国、欧州、中東およびアフリカ、さらにアジア各国におけるパークレイズ・グループのクライアントのニーズに応えるバンキング、クレジットおよび投資機能を提供している。

本社

本社は、本社部門および特定の集中管理部門（パークレイズ・バンク・グループ・サービス会社を含む。）から構成されている。

2 主要な経営指標等の推移

最近5連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

	パークレイズ・バンク・グループ					パークレイズ・バンク・ピーエルシー				
	2020年 百万 ポンド	2019年 百万 ポンド	2018年 百万 ポンド	2017年 百万 ポンド	2016年 百万 ポンド	2020年 百万 ポンド	2019年 百万 ポンド	2018年 百万 ポンド	2017年 百万 ポンド	2016年 百万 ポンド
主要損益計算書データ¹										
利息収入純額	3,160	3,907	3,130	3,876	4,776					
手数料収入純額	5,659	5,672	5,607	5,698	5,589					
収益合計	15,778	14,151	13,600	13,730	14,202					
営業収益純額	12,401	12,949	12,957	12,177	12,725					
税引後利益／（損失）	2,451	2,780	1,010	(980)	3,729					
親会社株主帰属利益／（損失）	1,774	2,120	363	(1,763)	2,867					
当期包括利益／（損失）合計	2,294	2,476	1,597	(1,299)	7,186					
主要貸借対照表データ										
非支配持分を除く株主資本合計	53,710	50,615	47,709	65,733	67,433	51,143	46,425	43,637	58,034	57,998
資産合計	1,059,731	876,672	877,700	1,129,343	1,213,955	1,081,552	891,121	893,396	1,125,000	1,119,747
主要キャッシュフロー・データ										
営業活動からのキャッシュ純額 ²	42,275	(110)	(2,148)	57,321	9,959	32,556	(2,458)	(1,480)	61,705	7,622
投資活動からのキャッシュ純額 ²	(8,192)	(6,471)	(33,646)	6,492	36,214	(9,379)	(7,464)	(38,917)	10,337	39,425
財務活動からのキャッシュ純額	(1,941)	(750)	(4,248)	1,392	(1,611)	(142)	(915)	(1,703)	1,398	(1,239)
現金及び現金同等物 期末現在 ²	173,125	139,314	149,990	204,452	143,932	153,491	129,287	142,877	193,693	122,150
平均従業員数（常勤相当）	20,900	20,500	22,400	21,800	42,500					

1. 2006年会社法第408条において認められているため、パークレイズ・バンク・ピーエルシー単体の損益計算書又は包括利益計算書のデータは表示していない。
2. 2019年及び2018年の比較対象数値は、開示・会計方針の適用の見直し後、キャッシュフロー計算書をより適切に表示するために修正再表示されている。現金及び現金同等物に含まれる現金担保の分類並びに営業活動及び投資活動からのキャッシュフローの純額に係る項目の表示について、変更が行われている。2017年及び2016年の数値は修正再表示されていないため、これらの数値を2020年、2019年及び2018年の数値と直接比較することはできない。